

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	申請 分野	提案主体 の属性	提案 主体	関係府省	地区 区分	根拠法令等	提案事項 (申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 調整状況(概要)
H28	12.その他	市市区長会	全国市長会	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	・指定統計調査地方公共団体 委託費取扱要綱 ・「平成27年国勢調査における 委託費の追加措置について」 (平成27年5月27日付総務省統 計局統計調査部国勢統計課指 導係長名事務連絡) ・「平成27年国勢調査における 委託費の追加措置について」 (原案) (平成27年10月26日付総務省 統計局統計調査部国勢統計課 指導係長名事務連絡)	国勢調査委託金・不足 分に係る追加交付要望 期限の柔軟な設定	国勢調査の執行経費に係る委託金(概算調査事務 地方公共団体委託費)の不足分について、年度末の清算 時に追加交付要望できるように変更された。	平成27年国勢調査では、最終の平成27年度・第4四半期分(12月交付)の追加交付要望の回答期限が11月だったため、不足分を確定することができず、追加交付の請求を見送った自治体があった。 こうした自治体は、不足分を一般財源で賄うこととなったため、いよいよ持ち出しの状況となった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html
H28	03.医療・ 福祉	中核市	倉敷市	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	子ども・子育て支援法第20条 子ども・子育て支援法施行規則 第2条、第5条、第6条	支給認定証の任意交付	子ども・子育て支援新制度における支給認定証の交付を、保護者が希望する場合に限る任意交付制度に改める。	子ども・子育て支援新制度において、現場において、保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるため、実情の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。 また、子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、その使用頻度の少なからず、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。 更に、支給認定の変更の際には、自治体の実施把握と実情でタイムラグが生じてしまい、変更後の支給認定証の交付を待たずま自治体と事業者側で調整を行うことになる。結局、追認後に交付となり、これも、支給認定証の存在する意味が薄い。 このため、支給認定証の交付は保護者が必要とする場合は交付するという任意交付の制度としてほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html
H28	03.医療・ 福祉	中核市	倉敷市	内閣府、厚 生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	子ども・子育て支援法第20条第 3項	保育標準時間と保育短 時間の統合	支給認定区分について、保育標準時間と保育短時間 を統合する。	保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差は、月額1,000円程度とあまり差がなく、保育標準時間と保育短時間を分けることの保護者側のメリットは少ない。事業者においても、保護者の支給認定の変更が生じた際に、保育標準時間/短時間認定状況の把握と対応が必要となるなど、事業者側の負担も大きい。 また、保育短時間認定と短時間認定の併用により、明確な区分が無く、短時間就労のものである場合、例えば、1日の労働時間が5時間であるが、勤務時間が午後1時から6時までというケースについて、自治体の判断により標準時間認定となる場合があるなど、個々の判断を自治体で行うことになり、自治体の負担が大きい。 このため、保育標準時間と保育短時間を統合してほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html
H28	01.土地利 用(農地除 く)	一般市	松原市	国土交通省	A 権限 移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市 計画区域の整備、開発 及び保全の方針の決定 権限の移譲	区域区分の決定・都市 計画区域の整備、開発 及び保全の方針の決定 権限の移譲 一 区域区分に関する都市計画と規定されているが、 区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保 全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	—
H28	01.土地利 用(農地除 く)	一般市	松原市	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	都市計画法第33条第2項 都市計画法施行令第25条	開発許可に係る技術的 審判の条例委任	開発許可に係る技術的 審判の条例委任 及び同法施行令第25条で法定されているが、地域の 特性に合った公共施設等の整備を行うことができる。 同法施行令第25条に定める基準を市へ条例委任す る。	公園・緑地・広場(以下「公園等」という。)の設置については、同法施行令第25条第6号の規定に基づき、開発面積が0.3ha以上の開発行為の場合、開発面積の3%以上の面積の公園等の整備が求められるが、開発区域周辺に公園等が整備済みで必ずしも新たな整備の必要性がない事例もある。	—
H28	03.医療・ 福祉	一般市	東広島市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	・医療法(昭和23年法律第20 5号)第30条の4第2項、第4項 及び第5項 ・医療法施行令(昭和23年政 令第326号) 第5条の2 ・医療法施行規則第30条の30 及び第30条の31	基準病床数制度の見直 しについて	国権限による全国一律の基準病床数の算定方法を都 道府県が地域の実情に応じ、独自で加減算できるよ う求める。	本市が属する広島中央二次保健医療圏は、人口に比して基準病床数が過少であることから、既存病床数が基準病床数を超える病床過剰地域とみなされており、新たな有床の病院等の参入を阻む障壁(規制)となっている。こうした病床過剰の状態にあるのは、当圏に限ったことではなく、県内いずれの圏域も同様である。	—
H28	01.土地利 用(農地除 く)	一般市	砂高市	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	・森林法施行規則 ・保安林及び保安施設地区の 指定、解除の取扱いについて ・国有林野の管理経営に関する 法律施行規則	地方公共団体が申請す る保安林解除申請や国有 林の貸付申請等に伴う 用地測量の簡素化を 求める。	保安林解除申請や国有林の貸付を受ける際の申請に 伴う用地測量は原則、現地測量により実施で行われて いるが、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩して きていることから、実測ではなく、簡易測量への緩和等を 求める。	保安林解除申請や国有林の貸付を受ける際、現地測量は、原則、現地測量により実施で行われているが、案件によっては車両による通行も不可能な山間奥地であったり、また、登山道や遊歩道など広域的な貸付を受けるケースもあり、申請の際、高精度測量費用の負担が生じている。 保安林の解除については、どの範囲かをおさえる必要があるため、測量の必要性は理解するが、国が有するものの解除を「申請」する入口の段階で、申請者に実測による測量まで求めるのは負担が非常に大きく、現在は、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩し、少ない費用と時間で簡易測量も可能であることから、それらの利用も可とする緩和措置等を求める。 国有林等の貸付の際は、案件によっては、有償貸付であるが、地方公共団体によってはそのほとんどが無償貸付となっている案件が多く、例えば、貸付については保安林による制限に変更があるわけではなく、所在地や用途、用途がわかれば十分であり、見取図、位置図があれば十分ではない。有償貸付の場合は、料金を算定するため、正確な面積が必要としても、地方公共団体が貸付を受ける場合には、ほとんど無償となっている。 登山道や遊歩道にあっては、長年の地形の変化や災害等により、当初貸付を受けた地点から実際ずれた場所を使っている実情も多々ある。そういった箇所についても、当然、貸付の修正はなくてはならないが、実測に多額の費用が掛かることで、それら修正ができていない事例が多々あるが、準天頂衛星「みちびき」による高精度測位修正によるGPS補完技術も進んでいる。 また、本市では農業共済組合等の合理化(1県1組合化)により、この問題の解消を図りたいと考えているが、兵庫県においては農業共済組合等の合併の具体的な目途が立っておらず、それも困難な状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html
H28	02.農業・ 農地	一般市	伊丹市	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	農業災害補償法第85条の7	農業災害補償法の規定 により市町村が行う共済 事業の義務付けの緩和	農業災害補償法第85条の7で準用する同法第85条第 1項の規定により、市町村が共済事業を行う場合に「必 須事業」となっている「家畜共済」について、「任意事 業」として整理していただきたい。	【地業の背景】 社会情勢の変化に伴い、当該法律の制定当時と比べて畜産農家の数が激減しており、地域によっては家畜共済の加入者がいない現状である。 本市においては、家畜共済の対象畜産農家は1戸のみであるが、家畜共済への加入の意思は無く、本市の土地利用の状況から、今後新たな畜産業が開業する可能性も低い。 また、昭和48年度に伊丹市農業共済組合の運営が困難となり、本市に農業共済事業が移譲され以降、現在に至るまで、本市で家畜共済の引き受けを行った事例は無く(「兵庫県農業共済統計年報」より)、市としては家畜共済が必要にない状態である。 【具体的支援事例】 共済の必要がないにもかかわらず、「家畜共済」が必須事業として法律上位置づけられているため、伊丹市農業共済条例に「家畜共済」事業に関する規定を設けなければならず、農業共済関係法の改正がある毎に同条例の改正を行わなければならないため、従事する職員の手続き的負担が生じている。 また、本市では農業共済組合等の合理化(1県1組合化)により、この問題の解消を図りたいと考えているが、兵庫県においては農業共済組合等の合併の具体的な目途が立っておらず、それも困難な状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html
H28	12.その他	都道府県	秋田県、岩手県	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和	地域再生法第5条乃至第7条、 第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、 第10条、第11条	地方創生推進交付金事 業などの地域再生法に 関連する手続きを簡略 化し、年度当初からの計 画的な事業実施が可能な 制度とする	〈地域再生計画〉 ○認定計画の変更を随時認める等、計画認定を機動的 に行う ○社会資本整備総合交付金関係に、全体事業費に 変更のあった場合のみ計画変更を求める。又は計画終 了まで進捗して事業費の2割を超えない限り、途中年度 での変更を求めないこととするなど、計画変更を求める 範囲(対象事業費の2割増減)を弾力化する	【制度の背景】 地方創生推進交付金を利用した事業の執行には、「地域再生計画の認定または変更の認定」と「同交付金の交付決定」が前提とされている。今年度については、地方創生推進交付金(非公共分)に係る地域再生計画は8月中旬までの申請と、9月前半の認定及び交付金の交付決定が予定されていることから、事業執行は年度後半からとなり、繰越処理も原則として認められていない。 【支援事例】 計画認定に向けた申請は、5/9/1月の年三回とされているが、交付金交付決定前の事前着手は原則として認められない(個別相談を要する)など、年間の計画的な事業実施に困難が予想される。具体的には、来年度以降の計画認定と交付決定について、現時点でスケジュールが示されていないが、次年度事業分について変更認定を要する複数年度計画や新たに認定を要する新年度開始事業の計画などが、5月の申請・認定対象となった場合、今年度同様に年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 また、対象事業費の2割を超える増減のある場合、計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組み等の再生計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の計画の交付金予算の変動によって計画を変更した場合など、そのたびに計画変更の認定を求める必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html
H28	05.教育・ 文化	村	野迫川村	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	・公立義務教育諸学校の学級 編制及び教職員定数の標準 に関する法律第6条 ・教育基本法第4条 ・へき地教育振興法第4条第2 項	中学校教職員定数の中 核校	・公立義務教育諸学校の学級 編制及び教職員定数の標準 に関する法律第6条 ・教育基本法第4条 ・へき地教育振興法第4条第2 項	野迫川村では、平成28年度の中学校生徒数12名をピークとして、今後、削減していくことが予測されている。現在、標準学級数が2で、教職員定数は管理職を含めての7名となっており、教科担任制(10教科)を維持するための人数に達していない。野迫川村では、平成31年度以降、標準学級数が1となり、現在の基準によると、教職員定数は5名となり、教科担任制を維持することが極めて困難な状態となる。野迫川村は、奈良県吉野郡の山間部に位置し、近隣市町村との連携が図りにくい点もあり、必要な教員が確保できていない状態である。村としては、村費講師を雇用するなど自治体としてできる限りの努力をしているが、地理的条件により講師が来てくれない状況にある。	—
H28	12.その他	町	今金町	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	地方自治法第171条第4項	地方自治法第171条第 4項に規定する告示手 続きの廃止	地方自治法第171条第 4項に規定する告示手 続きの廃止	住民等と接する機会が多い地方公共団体においては、各種使用料や手数料等を各現場で徴収することもあり、実行では人事異動のために左記手続きにより関係職員を辞令形式により任命している。しかし、会計職員を含む多くの職員が毎年異動している現状において、本事務を実施しなければならないことは限られた人数で業務を実施している本町において、非常に事務負担の大きいものになっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (議案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【総務省】 (9)統計法(平19法53) 国勢調査(5条2項)の執行経費に係る委託金については、平成32年度に行われる国勢調査において市町村経費の不足額が生じないよう、地方公共団体から意見聴取等を行った上で、平成31年度までに市町村経費の過不足の調整方法や追加交付時期を決定し、地方公共団体に通知する。</p>		<p>基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱の改正を平成30年4月に行い、過不足が生じた際の調整手続を簡素化した。 また、追加交付の要望把握期間の延長及び追加交付時期の変更を行い、令和2年3月に地方公共団体に周知を行った(「令和2年国勢調査における委託費の取扱いについて」(令和2年3月31日付け事務連絡))。</p>	<p>【総務省】令和2年国勢調査における委託費の取扱いについて(令和2年3月31日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課指導係長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_1</p>	<p>総務省統計局統計調査部国勢統計課</p>
<p>6【内閣府(7)】【文部科学省(7)】【厚生労働省(23)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (1)子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。</p>			<p>【厚生労働省】子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令について(平成29年4月14日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_2</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部</p>
<p>6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (2)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</p>					
<p>6【農林水産省】 (3)国有林野の管理経営に関する法律(昭26法246) 国有林野を登山道や歩道として貸し付け、又は使用させる際の申請について、GPS等を利用した見取図により貸付け又は使用に係る区域・境界が明確に特定及び復元できる場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができるとして森林管理署長の承認を受けられる場合(施行規則14条1項ただし書)に該当することを明確化するため、「国有林野の管理処分の事務運営について」(昭42林野庁)を平成28年度中に改正する。</p>			<p>【農林水産省】「国有林野の管理処分の事務運営について」の一部改正について(平成29年3月30日付け林野庁長官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_7</p>	
<p>6【農林水産省】 (1)農業災害補償法(昭22法185) (1)市町村が行う家畜共済事業については、対象となる畜産農家の状況を踏まえて一部又は全部の家畜の種類について共済の対象から除外することを可能とする。</p>					
<p>6【農林水産省】 (1)農業災害補償法(昭22法185) (1)市町村が行う家畜共済事業については、対象となる畜産農家の状況を踏まえて一部又は全部の家畜の種類について共済の対象から除外することを可能とする。</p>					
<p>6【農林水産省】 (1)農業災害補償法(昭22法185) (1)市町村が行う家畜共済事業については、対象となる畜産農家の状況を踏まえて一部又は全部の家畜の種類について共済の対象から除外することを可能とする。</p>					
<p>6【農林水産省】 (1)農業災害補償法(昭22法185) (1)市町村が行う家畜共済事業については、対象となる畜産農家の状況を踏まえて一部又は全部の家畜の種類について共済の対象から除外することを可能とする。</p>					
<p>6【農林水産省】 (1)農業災害補償法(昭22法185) (1)市町村が行う家畜共済事業については、対象となる畜産農家の状況を踏まえて一部又は全部の家畜の種類について共済の対象から除外することを可能とする。</p>					
<p>6【農林水産省】 (1)農業災害補償法(昭22法185) (1)市町村が行う家畜共済事業については、対象となる畜産農家の状況を踏まえて一部又は全部の家畜の種類について共済の対象から除外することを可能とする。</p>					
<p>6【農林水産省】 (1)農業災害補償法(昭22法185) (1)市町村が行う家畜共済事業については、対象となる畜産農家の状況を踏まえて一部又は全部の家畜の種類について共済の対象から除外することを可能とする。</p>					
<p>6【農林水産省】 (1)農業災害補償法(昭22法185) (1)市町村が行う家畜共済事業については、対象となる畜産農家の状況を踏まえて一部又は全部の家畜の種類について共済の対象から除外することを可能とする。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	申請 分野	分野	提案主体 の属性	提案 主体	関係府省	提案 区分	拠拠法令等	提案事項 (申請書)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における概略的な 調整結果(概要等)
H28	12	03_医療・ 福祉	中核市	高知市	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	子ども・子育て支援法第19条～ 第26条	子ども・子育て支援法の簡素化	子ども・子育て支援法(以下「法」という。第20条第3項による支給認定手続の簡素化)	子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定では、保護者の求職、就労、転職、出産及び子育てなどの家庭状況等の変動により、支給認定変更手続が必要となり、また保育を必要とする事由により、保育必要時間(保育時間)が変動し、利用者負担額(保育料)も変動して変更となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html
H28	13	02_農業・ 農地	一般市	三豊市	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱第4の1(1)	強い農業づくり交付金の廃止	国は、国庫補助事業「強い農業づくり交付金」事業にあって、都道府県・市町村を經由し、事業実施主体に間接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業協同組合等の場合において、市町村を經由せず補助金を交付する上、事務の見直しを求め、市町村には、事業に要する事務費や人員費は交付されていない。	強い農業づくり交付金実施要綱第4の1(1)に基づき、事業実施主体は事業計画を作成し、市町村に提出しているが、市町村を經由するため、手続きに時間を要し、事業が迅速かつ効率的に実施できない。また、募集時期が市町村の予算編成時期と合わず、見込で予算編成しなければならない。このため、増額となる場合、確定後に増額しようとしても、年度途中の補正対応が必要になり、市町村の予算措置まで事業者に届くまでに時間がかかり、市町村においては人員が不足する中、資料作成に相当な時間を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html
H28	14	01_土地利 用(農地除 く)	一般市	青梅市	国土交通省	A 権限 移譲	都市計画法第15条第1項第2号 都市計画法施行規則第13条第 1項第1号	都道府県が定める区域 区分に関する都市計画 の容易な変更について、市町村に権限移譲されたい。	都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める区域区分に関する都市計画のうち、省令第13条第1項第1号の容易な変更については、市町村に権限移譲されたい。	都市計画法第15条において、用途地域に関する都市計画は市町村が、区域区分に関する都市計画は都道府県がそれぞれ定めることが規定されている。このため、用途地域の変更や区域区分の変更が伴う場合、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定することとなる。区域区分の境界については、道路施設や地形・地物により定められており、本市では、市域の約8割が市街化調整区域となるため、このような境界が多く存在している。市街化区域の緑道部における、道路施設や地形・地物の位置の変更に伴う境界の変更については、市町村が用途地域に関する都市計画の権限委譲されるまでは、都道府県が区域区分と併せて一体的に見直しを行うことができたが、現在は、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定する必要があり、事務が煩雑となっている。このため、今後、市内において、こうした区域区分の変更を行う場合は、その都、都市計画変更を行うのではなく、用途地域等の一斉見直しの際にまとめて対応することとなり、都市計画変更が適切な時期に行われないことが懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html
H28	15	03_医療・ 福祉	中核市	大分市	厚生労働省	A 権限 移譲	児童福祉法第21条の5の15	指定障害児通所支援事業者の指定、指定の更新、勧告、命令、指定の取消し等の権限の都道府県から中核市への移譲	指定障害児通所支援事業者の指定、指定の更新、勧告、命令、指定の取消し等の権限の都道府県から中核市への移譲を求めたい。	現在、中核市は、既に指定障害児通所支援事業者の指定等と併せて持つことにより、障害福祉サービス事業者の体制及び当該サービスを利用する障害児者への対応等とそれ受けた状況把握及び関係者への対応が包括的・一体的に行っているが、指定障害児通所支援事業者については、指定の権限が都道府県にあることにより、利用者から事業者についての問い合わせは中核市へあるものの、その対応は都道府県で行うなど包括的・一体的な対応等ができない状況にある。障害児通所支援事業所と障害福祉サービス事業所との多機能型事業所の指定のときは、都道府県との連携を必要とし、包括的・一体的な事務の遂行ができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html
H28	16	03_医療・ 福祉	中核市	大分市	厚生労働省	A 権限 移譲	児童福祉法第21条の5の25、 26、27	指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限の都道府県から中核市への移譲	指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限の都道府県から中核市への移譲を求めたい。	【支障事例】 業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限について、指定障害児通所支援事業者の指定等の権限と同時に都道府県から中核市へ移譲されないときは、届出の受理、事業所への指導・処分等に関して包括的・一体的に行うことができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html
H28	17	09_土木・ 建築	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	不動産鑑定評価に関する法律第12条の2	不動産鑑定士試験の受験申請の都道府県經由事務の廃止	不動産鑑定士試験の受験申請について、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できる上、書面による受験申込の都道府県經由の義務付けを廃止すること。	【制度改正の必要性】 不動産鑑定士試験の受験申請については、書面による申請の場合には、受験者の現住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされているが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できる上、書面による受験申込の都道府県經由の義務付けを廃止する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html
H28	18	05_教育・ 文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制の場合は48月)とされていることから、長期療養などやむを得ない理由により対象者が留年した場合においては、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を踏まえ支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	【制度改正の必要性】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等過程、一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月)このため、3年(定時制・通信制)4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html
H28	19	05_教育・ 文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学)のための給付金(奨学)交付要綱第3条	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学)のための給付金(奨学)交付要綱第3条	高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱において、補助対象となっていない事務費を新たに補助対象とする。	【制度改正の必要性】 奨学給付金は、就学支援金制度に所得制限を導入し、その財源を活用して行うとの国の方針のもと創設されたものであるが、就学支援金と異なり、国は事務費を全く負担していない。なお、現在、高等学校等修学支援事業費(奨学給付金)については、事務費も含め全額国庫負担により実施するよう全国知事会から国に対し要望を出しているところである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html
H28	20	07_産業振 興	都道府県	愛知県、岐阜 県、三重県、長 野県、静岡県	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和	「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)	総合特区推進調整費の使途等に関する基準について、(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、本特区は、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。	総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるように、支援期間を延長すること。	【支障事例等】 毎年、都道府県が、案内、申請書類等の配布、所得要件等の審査、支給等の事務を行い、事務費を全額負担している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka_yosan.html
H28	21	07_産業振 興	都道府県	愛知県	経済産業省	B 地方 に対する 規制緩和	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	水素ステーション整備促進のための規制緩和	水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填ができない。また、貯槽等を地盤下に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。これらの規制などを緩和すること。	【制度改正の必要性】 本県は、平成27年12月に「あいな産業労働ビジョン2016-2020」を策定し、今後、次世代自動車・水素社会の普及啓発を図ることとしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(7)】【文部科学省(7)】【厚生労働省(23)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (1)子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。</p>		支給認定区分が変更されるたび発行していた支給認定証について、保護者からの申請に基づく任意交付とした。	【内閣府】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第18号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_12	内閣府子ども・子育て本部
<p>6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】 (3)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行なう子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</p>					
<p>6【農林水産省】 (13)強い農業づくり交付金 強い農業づくり交付金の執行に係る経由事務については、同交付金の執行に係る都道府県と市町村との役割分担の在り方について検討し、都道府県、市町村、事業実施主体等の意見も踏まえ、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			【農林水産省】強い農業づくり交付金の交付事務について(平成29年4月7日付け農林水産省生産局総務課長補佐事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_13	
<p>5【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (1)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・指定障害児通所支援事業者の指定(21条の5の15第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の更新(21条の5の16第1項) ・指定障害児通所支援事業者の設備及び運営に関する基準の制定等(21条の5の18第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者による指定に係る事項の変更等の届出の受理(21条の5の19第1項及び2項) ・指定障害児事業者等に対する勧告、命令等(21条の5の22第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等(21条の5の23第1項) ・指定障害児通所支援事業者の指定等の公示(21条の5の24第1項) ・指定障害児通所支援事業者(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(21条の5の25第2項1号及び3項から5項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(21条の5の26第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(21条の5の27第1項から5項)</p>					
<p>5【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (1)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・指定障害児通所支援事業者の指定(21条の5の15第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の更新(21条の5の16第1項) ・指定障害児通所支援事業者の設備及び運営に関する基準の制定等(21条の5の18第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者による指定に係る事項の変更等の届出の受理(21条の5の19第1項及び2項) ・指定障害児事業者等に対する勧告、命令等(21条の5の22第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等(21条の5の23第1項) ・指定障害児通所支援事業者の指定等の公示(21条の5の24第1項) ・指定障害児通所支援事業者(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(21条の5の25第2項1号及び3項から5項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(21条の5の26第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(21条の5の27第1項から5項)</p>					
<p>6【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)」が平成30年6月27日に公布され、不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務が廃止された(平成31年1月1日施行)。			国土交通省不動産・建設経済局地価調査課
<p>6【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204) 圧縮水素タンクに対して都道府県知事が行う高圧ガスの製造の許可(5条)については、省令を改正し、地盤面下の高圧ガス設備を設置する際の基準を整備することにより、地盤面下への高圧ガス設備の設置が、高圧ガス施設の敷地境界との距離の確保と同等の措置として認められることを平成28年度中に明確化する。 [措置済み(容器保安規則等の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第105号))]</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	申請	分野	提案主体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	拠出法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整結果(概要)
H28	22	12.その他	一般市	高岡市	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	総務省所管一般交付補助金等に係る財産処分承認基準 文部科学省所管一般交付補助金等に係る財産処分承認基準	補助対象財産の処分に対する弾力化	補助事業により大規模改修等を実施した学校施設を国庫補助完了後10年未満に処分する際の国庫納付の免除	本市では、各種国庫補助金を活用して、平成20年度から計画的に学校の耐震化及び大規模改修・改修を進めてきた。こうした耐震化や長寿命化については、施設利用者の安全・安心の確保を図るための、公共施設マネジメントとして必要不可欠な取組みといえる。 一方、急激に進捗する人口減少、少子化、地域住民の年齢構成の変化によって、近年、小規模校が増加しており、良好な教育環境の確保を目的に学校規模適正化(統合)に向けた取組みが喫緊の課題となっている。 市立看護専門学校については、躯体や設備の老朽化が著しいことから、更新までの経過措置の一環として、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用し、平成21年～22年度にかけて大規模改修を実施した。一方、人口減少社会の本格到来を受けて、市内はもとより高岡医療圏、さらには富山県における将来的看護人材確保を目的に、平成24年頃から、市内の看護専門学校(高岡市看護会、厚生連高岡病院、高岡市)を統合する構想が検討され、平成29年4月に富山県看護専門学校が開校することが決定した。これを受け、市立看護専門学校の処分(除却を想定)を検討していく状況にある。 また、市内の3小学校(東五位、千鳥丘、石場)については、耐震性・老朽化の問題があったことから、平成22～27年度にかけて耐震改修工事と並行して、「学校施設環境改善交付金」を活用した大規模改修を実施した。一方、児童数の減少を課題とする本市では、平成27年12月策定の「高岡市立学校規模適正化の基本計画」に基づく学校規模適正化に取り組みしており、小規模校である当該3校については、複式学校の解消や老朽校舎の更新等の課題の解決に資する統合校の新設に向けて関係地域との協議を実施している。これを受け、上記3校の処分(除却又は部分除却若しくは学校以外の活用案を想定)を検討していく状況にある。 このような統廃合は、総務省が全国の地方自治体に算定を推進している公共施設総合管理計画の趣旨に沿った公共施設マネジメントとして、今後も進むことが予想され、国庫補助完了後10年未満であっても処分を行うことが、処分にあたっては、補助金の返還が必要になると、計画的なマネジメントの推進の妨げとなるおそれがあることから、補助金の返還が不要となるよう柔軟な取扱いを求めたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html
H28	23	03.医療・福祉	町	九重町	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どものための教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項	認定こども園法が定める公私連携幼保連携型認定こども園の運営主体の拡大	認定こども園法第34条第1項により、学校法人及び社会福祉法人に認められていた公私連携幼保連携型認定こども園の運営主体に、地方独立行政法人を加える。	本市では、平成28年度から公立の幼保連携型認定こども園の運営を開始した。公立として信頼性・安定性の面において、利用者から高い評価を受けているものの、個々の特性に応じたきめ細やかなサービスの提供、信頼性・安定性を担保しつつ民間の活力やノウハウを活かすのが課題となっている。 【支援事例】 公立園のため、定員管理の関係上、園の職員における臨時職員の割合が増加している。臨時職員は雇用環境が不安定であることを理由に、今年度の保育士等の募集では必要数の半分程度の人員しか確保ができず、人材確保に支障をきたしている。また、正規職員と臨時職員では、職務内容と求められる成果は同じにもかかわらず、賃金等の待遇に差があるため、職員の意欲低下を招くことになかれない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html
H28	24	03.医療・福祉	町	九重町	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法施行令第4条	地方独立行政法人法施行令第4条が規定する公共施設の範囲の拡大	地方独立行政法人法施行令第4条が規定する公共施設の範囲にこども園を加える。	管理番号23に同じ	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html
H28	25	03.医療・福祉	町	海田町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育所等整備交付金交付要綱	認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立	宗教法人が運営する認可保育所の耐震化にかかる認可の設立	認可保育所の認可を受け、運営しているにもかかわらず、社会福祉法人以外の者は、耐震改修費の補助対象外とされており、入所者の安全を確保するための施設の耐震化を阻む一因となっている。本市においても、新耐震基準の要件となる昭和56年以前から認可保育所に運営している宗教法人において耐震化が必要であるが、耐震化が進んでいない。民間保育所において耐震化の助成制度がない宗教法人等は、全額自己負担で耐震化を行う必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka_yosun.html
H28	26	07.産業振興	都道府県	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、岐阜県	警察庁、経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	火災類似総法第17条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、第14条の2	指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲渡の許可の廃止	鳥獣保護法に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲渡について、許可を要しないこととする。	【現状】 本県では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や狩猟制限による狩猟意欲の低下が著しく、イノシシが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業(委託者:福島県猟友会)を実施している。事業実施に伴う火災類似総法に基づく実包の譲渡許可申請に当たり、各支部での申請者合計362人(申請件数362件)、申請手数料等の費用負担 867,568円(2,400円/件+手数料)が生じた。 【支援事例】 委託者(捕獲従事者)から「申請手続のため捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情等が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲渡については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲渡については県知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html
H28	27	03.医療・福祉	都道府県	福島県、秋田県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第35条 就学前の子どものための教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	認定こども園及び保育所の認可権限の移譲	都道府県知事等が有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。	【現状】 幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に存置されている。また、指定都市等が認可を行う場合には、区域を超えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。一方、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度において、就学前の教育・保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以上の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育・保育に関し一体的・包括的な施策を実施している。 【支援事例】 A市からの補助を受け認定こども園を整備したB法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と二重に調整を行う必要が生じた。 【制度改正の必要性】 指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を更に進める必要がある。そこで、協議を超えた広域調整を担保するため、都道府県への協議を附加した上で、地域型保育事業同様、認定こども園等の認可権限を市町村に移譲すべきである。広域調整の必要性は認められ、そのみをもって都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例にあるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html
H28	28	03.医療・福祉	村	島牧村	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について第三、地域密着型サービス→3 設備に関する基準→(2)設備及び備品等(基準第67号)④	指定小規模多機能型居宅介護の居室及び食堂を、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することの緩和	島牧村の高齢化率は2015年1月1日現在で41.5%(道内12位)となっており、2025年には43%(社入研推計)を超え、その後も増加していく見込みであり、高齢化社会に向けた対応は当村の重要課題となっている。現在、自立した生活が困難になった高齢者は、隣町である寿町や黒松内町の老人ホームに入所しているが、できるだけ長く住み慣れた土地で暮らせるよう、老人ホームの前段階で利用する介護サービスや、介護予防サービスの充実が求められている。そこで、協議を超えた広域調整を担保するため、小規模多機能施設を核にした複合施設の建設を平成30年度に計画しており、施設開設後は現在村で実施しているデイサービス利用者の移行を予定しているが、移行検討しているのは「要介護」の利用者としていたため、「要支援」の利用者は別の場所で実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」によるサービス利用となり、今まで集っていた利用者間の交流がとりづらくなってしまふ。村としては、小規模多機能施設開設後も、「要介護」と「要支援」の利用者、さらには事業対象者や地域住民との交流事業を今までどおり続けられるようにしたいと考えており、小規模多機能施設内で「介護予防・日常生活支援総合事業」も実施できるようにしたいと考えているが、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日自治令第0331004号・老振発第0331004号・老発第0331017号厚生労働省老健計画課「振興・老人保健局長達名通知」)第1において、指定小規模多機能型居宅介護の居室及び食堂を指定箇所等の機能訓練、食堂及び介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用し認められていない。これらの支障が解消されれば、当村のような小規模自治体において介護サービスを集約して行うことで、経費削減や予算の効率的執行が可能になるほか、村・サービス提供事業者・社協などの事業連携や交流を推進していくことで、利用者の満足度の向上も期待できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html	
H28	29	09.土木・建築	都道府県	奈良県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)の要件の緩和	河川内の堆積土砂の撤去工事を大規模に行う場合は「河運掘削」と同様「改良工事」に該当するものとして防災・安全交付金の補助対象とする。	河川内の堆積土砂の撤去工事を大規模に行う場合は「河運掘削」と同様「改良工事」に該当するものとして防災・安全交付金の補助対象とする。 【支援事例】 河川堤防を敷設道(自転車も通行出来るように整備)を行う場合、敷設道整備(自転車も通行出来るように整備)を行う場合の用地・補償費を農山漁村振興交付金の補助対象に追加すること。 【制度改正の必要性】 奈良県では、「田園まるごと歴史博物館構想」に基づき農山村の振興を推進しており、その中で、農村遊覧敷設道整備(自転車も通行出来るように整備)を行い、「自転車等の活用」を促進することで「域外からの交流促進」を図りたいとしているが、現状ではその整備を計画的に推進することが困難となっている。本県を訪れる自転車愛好家も増えてきており、農山村振興を図るためにも地域交流力を入れて取り組む必要性が高まっている。具体的な節としては、国庫本の元理(橋本)ルートにある河川川沿いの敷設道整備があげられる。特に神納川においては紀伊半島大水害後に災害復旧事業として堆積土砂の撤去を行った。しかしながら、県単独の費用で点検を行いながら堆積土砂撤去工事をやっているが、断続的に多量の土砂が堆積している現状であり、平成27年度の堆積土砂の除去に要する費用は、約1.5億円と近年自治体と比較して負担が大きいものとなっている。 【支援事例】 河川堤防を敷設道(自転車も通行出来るように整備)として拡幅するために整備予定箇所を事業用地として買収する場合、国庫額により用地補償費を農山漁村振興交付金が交付される事業メニューに限られており、敷設道整備が対象となる事業メニュー(自然環境保全・活用交流施設)では、用地補償費に交付金が充てられない。 【制度改正の必要性】 奈良県では、「田園まるごと歴史博物館構想」に基づき農山村の振興を推進しており、その中で、農村遊覧敷設道整備(自転車も通行出来るように整備)を行い、「自転車等の活用」を促進することで「域外からの交流促進」を図りたいとしているが、現状ではその整備を計画的に推進することが困難となっている。本県を訪れる自転車愛好家も増えてきており、農山村振興を図るためにも地域交流力を入れて取り組む必要性が高まっている。具体的な節としては、国庫本の元理(橋本)ルートにある河川川沿いの敷設道整備があげられる。特に神納川においては紀伊半島大水害後に災害復旧事業として堆積土砂の撤去を行った。しかしながら、県単独の費用で点検を行いながら堆積土砂撤去工事をやっているが、断続的に多量の土砂が堆積している現状であり、平成27年度の堆積土砂の除去に要する費用は、約1.5億円と近年自治体と比較して負担が大きいものとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka_yosun.html
H28	30	02.農業・農地	都道府県	奈良県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農山漁村振興交付金実施要綱、要綱	農山漁村振興交付金の補助対象の追加	敷設道整備(自転車も通行出来るように整備)を行う場合の用地・補償費を農山漁村振興交付金の補助対象に追加すること。	【支援事例】 河川堤防を敷設道(自転車も通行出来るように整備)として拡幅するために整備予定箇所を事業用地として買収する場合、国庫額により用地補償費を農山漁村振興交付金が交付される事業メニューに限られており、敷設道整備が対象となる事業メニュー(自然環境保全・活用交流施設)では、用地補償費に交付金が充てられない。 【制度改正の必要性】 奈良県では、「田園まるごと歴史博物館構想」に基づき農山村の振興を推進しており、その中で、農村遊覧敷設道整備(自転車も通行出来るように整備)を行い、「自転車等の活用」を促進することで「域外からの交流促進」を図りたいとしているが、現状ではその整備を計画的に推進することが困難となっている。本県を訪れる自転車愛好家も増えてきており、農山村振興を図るためにも地域交流力を入れて取り組む必要性が高まっている。具体的な節としては、国庫本の元理(橋本)ルートにある河川川沿いの敷設道整備があげられる。特に神納川においては紀伊半島大水害後に災害復旧事業として堆積土砂の撤去を行った。しかしながら、県単独の費用で点検を行いながら堆積土砂撤去工事をやっているが、断続的に多量の土砂が堆積している現状であり、平成27年度の堆積土砂の除去に要する費用は、約1.5億円と近年自治体と比較して負担が大きいものとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka_yosun.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【警察庁(2)】【経済産業省(1)】【環境省(1)】 火薬類取締法(第25法149) 火薬類の譲受の許可(17条)については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)14条の2に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業における火薬類の管理状況等の実態調査を行った上で、装薬銃を用いて当該事業を行う捕獲従事者に係る実包の譲受の規制の在り方について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 【警察庁】【経済産業省】【環境省】 (2)火薬類取締法(第25 法149) (1)火薬類の譲受の許可(17 条)については、都道府県の指導の下、認定鳥獣捕獲等事業者(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14 法88)18 条の2)等による実包の十分な管理確保が確保されることを前提に、捕獲従事者が装薬銃を用いて指定管理鳥獣捕獲等事業(同法14 条の2)を行う場合には、当該従事者が火薬類を譲り受ける際の許可を、一定数量に限り不要とする。 (注)指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合の事業費の運用及び管理方法については、事業の円滑な実施に資するよう、同交付金の対象に火薬類の譲受けに係る経費が含まれることを、都道府県に2018 年度から毎年度情報提供等を行う。</p>	<p>(1)火薬類の譲受けの許可(17 条)については、都道府県の指導の下、認定鳥獣捕獲等事業者が装薬銃を用いて指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合には、当該従事者が火薬類を譲り受ける際の許可を、一定数量に限り不要とした。 (2)指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の対象に火薬類の譲受けに係る経費が含まれることを、都道府県に2018 年度から毎年度情報提供等を行うこととした。</p>	<p>【経済産業省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【経済産業省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照条文</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.htm#h28_26</p>	<p>警察庁生活安全局保安課 経済産業省商務流通保安グループ 鉱山・火薬類監理官付 環境省自然環境局野生生物課</p>
<p>5【内閣府(2)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 乳学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都府に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)</p>					
<p>6【厚生労働省】 (18)介護保険法(平9法123) (iii)指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂については、事業所が小規模であり当該居間及び食堂としての機能を十分に発揮し得る適当な広さを有している等利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の交遊スペースと共用することを妨げないことを明確化するため、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平18厚生労働省老健局計画課、振興課、老人保健課)を改正し、地方公共団体に平成28年中に通知する。</p>			<p>【厚生労働省】指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成28年12月28日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.htm#h28_28</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	中期計画	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(申請書)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整法見(概要等)
H28	31	12.その他	都道府県	東京都	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とい.)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病の患者に対する医療費に関する法律(以下「難病法」とい.)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票別情報」の対象に「住所地情報」を加える、番号法の改正等	個人番号を利用した情報連携の対象情報の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とい.)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病の患者に対する医療費に関する法律(以下「難病法」とい.)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票別情報」の対象に「住所地情報」を加える、番号法の改正等	マイナンバーによる情報連携においては、都の医療費助成システム等の入力情報を活用し、区市町村に対する住民票関係情報の照会を効率的に行うことが可能となるが、現行の番号法の規定では、「住所地情報」が取得できない。 住民票と医療費サポートシステム(以下「住基ネット」とい.)により「住所地情報」を確認する場合、マイナンバーによる情報連携とは別に、住基ネット専用端末での作業が必要となる。加えて、事業執行部署配属の住基システム端末では個別検索ができないことや、一括での情報検索作業は自治体により設置されている「視覚」に限られていることなどから、照会件数が多い場合は、情報提供を受けるまでに時間を要する。 難病法に基づく特定医療費の認定事務においては、申請者の住所地確認が必要となるが、住基ネットにより住所地を検索する場合、医療費助成の認定までに時間を要することとなり、申請者に対し不利益を生じさせるおそれがある。そのため、申請の際に住基ネットの住所を取得し、利便性の向上を図りたい。 なお、難病法に基づき事務以外で、番号法の規定による情報連携を行う事務においても、住所地確認を必要としているもの(児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事務等)があり、同様の課題がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html
H28	32	12.その他	都道府県	東京都	総務省、財務省	B 地方に対する規制緩和	所得税申告書等の地方団体へへの電子の送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総務省第72号 総務省自治税務局企画課長通知)	国税連携システムによるデータ送信方法の見直し	所得税の申告情報が地方団体へデータ送信される国税連携システムにおいて、電子申告(e-Tax)データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようになるなど、国税連携システムのデータ送信方法の見直し	国税連携システムにおいては、納税者が電子申告(e-Tax)を行ったデータが各地方団体のサーバへ自動的に送信される仕組みが採られており、都では個人事業税の課税事務で活用している。しかし、納税者が送信した誤った申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合、地方団体には「削除された」という情報がデータ送信されないため、有効な申告であると判断し、本来、課税してはならない者に対し誤った課税が行われてしまうおそれがある。また、納税者が本申告を「できない」税務署へ電子申告(e-Tax)した場合、正しい税務署へ申告情報を移す手続が行われていない場合、有効な申告であると判断し、他の地方団体からも二重に課税されてしまうおそれがある。そのような事態を防ぐため、都では、送信されないデータを各税務署から紙媒体で提供を受け、当初申告時に自動送信されたデータとの突合作業を行っているが、約4ヶ月の作業日数や費用負担が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html
H28	33	09.土木・建築	指定都市	札幌市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・社会資本整備総合交付金交付要綱第8条 ・社会資本整備総合交付金に係る計画等について(平成22年3月26日管営第4200号事務次官通知) ・社会資本整備総合交付金等の平成28年度要望等の提出について(平成28年1月15日関東地方整備局企画部広域計画課長事務連絡)	社会資本整備総合交付金の重点配分を受けるに当たり、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画の作成が可能なように求めるもの。 ・平成28年度に限り、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画であっても重点配分を受けることができるが、この経過措置の継続を求めるもの。	【支援事例】 重点配分を受けるに当たり、重点配分対象事業のみで構成した整備計画を提出して作成が可能であり、整備計画が複数になることにより、管理が煩雑になる。また、社会資本整備総合交付金等の平成28年度要望等の提出について(平成28年1月15日関東地方整備局企画部広域計画課長事務連絡)により、平成28年度に限り重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画であっても重点配分を受けることができる。また、局によっては経過措置が無い場合もあり、以上の支援事例が従前から生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	
H28	34	03.医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱	地域生活支援事業費補助金(国庫補助金)において、計画期間中の補助金の交付率を定めていただくこと。	＜現行制度の概要＞ 地域生活支援事業費補助金は、地方自治体が障害者の日常生活を支えるために、実施要綱に採られている事業メニュー(必須事業又は任意事業等)の中から実施する事業を補助するものである。しかし、各自治体への補助金の配分については、障害者福祉関係主管課長会議において決められているものの、補助金交付要綱には「基準額(厚生労働大臣が必要と認めらるる額)」のみ記載されており、明確な配分基準が示されていない。 また、補助金の交付額は、交付要綱において厚生労働大臣が必要と認めらるる基準額と実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とされているが、基準額の算定方法は事前に示されておらず、内示の際に補助率が示されるのみである。また、その基準額は、実支出額と著しく乖離している。 ＜支援事例＞ 現在、補助金の配分基準等が明確でないことから、具体的などの程度国庫の補助金額が期待できるか想定することが困難であり、次年度の当該事業計画の検討の際、必要とされる事業規模を縮小して実施せざるを得ない状況となっている。 また、県では4月から当該事業を実施しているにも関わらず、国からの補助額は事業開始から半年後の9月まで示されず、仮に補助額が見込みよりも増加したとしても、この段階で事業額の変更を行うことは容易でないため、当初計画の範囲内で実施することとなる。 本県では、平成27年度の実施事業を検討する際、予算編成上、事業費確保の見通しが困難であったことから、以下の事業について規模を縮小して算定し、その執行においても当初予算の範囲内で事業を実施しており、障害福祉施策の推進に支援をきたしている。 ・オストメイト社会適応訓練事業の規模縮小 ・ポイント音即時情報ネットワーク事業に係る発信回数縮小 ・障がい者支援事業に係る講習会の開催回数の削減	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	
H28	35	06.環境・衛生	都道府県	千葉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的指針IV第二三	指定管理鳥獣捕獲等事業実施期間の要件緩和	指定管理鳥獣捕獲等事業について、効果的な捕獲事業が実施できるより、実施期間を1年以内から「複数年」も認めるより要件を緩和していただきたい。	指定管理鳥獣捕獲等事業とは、鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の動向、都道府県内における当該鳥獣の捕獲数及び生態系の動向と被害の関係を把握し、鳥獣被害の軽減を図るため、実効性の高い事業を実施することである。千葉県では、野生鳥獣による平成26年度の農作物の被害金額は約3億8千万円であり、その被害は深刻な状況にあるため、生態系の縮小または拡大防止を目的とし、生態系の外縁等において指定管理鳥獣捕獲等事業を行うこととしている。 当該事業の実施計画の策定には、生態状況調査や利害関係人からの意見聴取、国との協議など多くの手続きが必要となっているが、実施計画の策定に4ヶ月程度の期間を要し、さらに計画策定後に必要となる事業費の確保や実施期間を含め、実効性の高い事業を実施するには十分な期間が必要となる。そのため、実施できない期間中に捕獲の実施区域外に個体が自由に移動してしまったり、生態系の拡大を防止しにくく、事業効果が薄くなってしまったり、計画策定の基となる、環境省が作成する「鳥獣の保護及び管理を図るための基本的指針」は「原則として1年以内と記載されているが、環境省が確認したところ、原則の文言について具体的な定めはなく、期間の延長について認められた事例はない」との回答であった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html
H28	36	06.環境・衛生	都道府県	千葉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱6(2)イ及びロ	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る手続きの簡素化	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱により新たに指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定するに係る「国への協議を廃止するなど、手続きの迅速化を図っていただきたい。	鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定する場合、利害関係人からの意見聴取や関係地方公共団体との協議など多くの手続きが必要となっているが、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用しようとする場合、さらなる手続きが必要となり、結果として実施計画の策定に多くの時間を要している。例えば、鳥獣保護管理法では、実施計画を定めた場合は環境大臣に報告することとされているが(実施区域に指定の鳥獣保護区域がある場合は併せて協議も必要)、交付金事業実施要綱では、地方環境事務所を通じて「環境省自然環境局長へ協議」しなければならない(部議の要を除く)とされている。なお、実施計画は技術的助言(環境省通知)に基づいて策定していることから、これでも国との協議において修正等の指摘は受けていない。計画策定期間の長期化は計画実施期間の短期化に繋がっており、事業の効率化を阻害することから、技術的助言に基づいて計画を策定する場合には、協議を省略するなど手続きを簡素化していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html
H28	37	08.消防・防災・安全	施行時特例市	長岡市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第1項第6号 災害救助法施行令第3条 災害救助法による救助の趣意、方法及び期間並びに費用弁額の基準(内閣府告示第228号)	災害救助法の要件緩和(住宅心急修理における年齢・所得要件の廃止、修理対象額を6、を量を超える量、内装などについては拡大することを求める。	災害救助法と同様であるが、平時の年齢が1歳強だけ対象にない世帯がある。 また、心急修理の範囲は、日常生活に必要な小規模の部分(壁紙等の基本部分、17等の開口部、上下水道等の配管、トイレ等)に限られている。 長岡市の中山間地域は都市部と比べて日本家屋の特徴である土間の家が多いため、日常生活に必要な部分として壁紙の張替えを求める声が多く、修理の実態と制度が合っていない。日常生活に必要な修理であったり、規模緩和(基準額の拡大や対象範囲の拡大)をお願いしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka_yosan.html	
H28	38	08.消防・防災・安全	施行時特例市	長岡市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第3条	被災者生活再建支援法の改善	被災者生活再建支援法第3条の被災者生活再建支援金の交付率を、全額(支援率)から段階的に減額し、預金割合が上がるにつれて、支援額が緩やかに減っていくような制度に改正することを求める。	災害に係る住家の被害認定において、住家の損害割合が1%低いだけで、下のランクに被害認定されると、支援金の額が大きく差が出る。 被災者の負担に配慮するため、再調査を依頼する被災者が続出し、職員は窓口対応や、再調査の対応に追われることとなる。 なお中規模地震の際は、長岡市には66,485件の調査を実施したが、約6,000件について再調査を実施した。再調査のピーク時は、1日当たり90人の職員が調査に従事した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka_yosan.html
H28	39	12.その他	施行時特例市	長岡市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第35号総務事務及び官通)	地域おこし協力隊の地域要件緩和について	地域おこし協力隊の地域要件緩和について、同一自治体の都市部(条件不利区域外)から条件不利区域への転居者も対象とする。	長岡市内の条件不利区域(過疎地域)は、合併前の旧市町村の一部の区域(山吉志小、国川、栃尾、和島地域)4月から廃止している「地域おこし協力隊」に対しては、当該区域外(長岡地域等)の市民からも応募の希望があるが、現行の制度では対象とならない状況にある。一方で長岡市内の都市部の市民が他の自治体の地域おこし協力隊に応募している現状であり、こいつら意欲ある市民が愛着を持つ長岡市で活動ができないという状況が生じている。	—
H28	40	05.教育・文化	施行時特例市	長岡市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律 第8条の2	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律 【現行の法律】 学校給食実施校のうち、児童生徒数が550人以下の学校は1校に1名の配置、549人以上の学校は4校に1名の配置	公立義務教育諸学校における学級編成及び教職員定数の標準に関する法律 【求める措置】 学校給食実施校のうち、児童生徒数が549人以下の学校は1校に1名の配置とし、419人以下の学校は2校に1名の配置については現行通り)	当市では単独給食を実施している学校のうち児童生徒数が549人以下の学校の割合が高いため、市内88校に対し児童養育施設等の配置は30名である。 平成17年に食育基本法が制定されて以来、食育は国民運動として位置づけが推進されてきており、学校もその取組みに対する充実が求められている。しかし、現行の配置定数では複数校を兼務しているため、年間指導計画により各学年で異なる別個の指導することは負担が大きく困難である。 また、十分な教員確保を得るために生活や体育等の他職種の転任や指導員が必要であるが、現行の配置では不自由も多く学校側の最量で柔軟なカリキュラムを組むことが困難である。 さらに、当市において食物アレルギーを持つ児童生徒数が、平成27年度672人(2.9%)に対し平成27年度は1,221人(5.7%)と5年で倍増している。このままでは給食の安全な提供においても支援をきたす恐れがあるため、市費で栄養士の配置を補い2校に1名の配置を行っている。	—
H28	41	03.医療・福祉	施行時特例市	長岡市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	予防接種法施行令第1条の3第2項	定期予防接種の受け直し	予防接種法施行令第1条の3第2項の見直し、又は新設	小児白喉病の麻疹帯虫疹や脊髄髄膜炎を行った場合、移植前に接種した定期予防接種の効果が消失するため、医師から受け直しを推奨された事例がある。 現行では、再接種は定期接種とならないため全額自己負担となっており、経済的負担が大きい。(市単独で助成を行っている自治体もある。) また、事故の際の救済措置については、定期予防接種の上での接種となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省(3)】【財務省(1)】 地方税法(昭25法226) 所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、税務署で処理した後のデータの送信方法等を見直すことについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【厚生労働省】 生活支援事業費補助金 地域生活支援事業費補助金については、地方公共団体が事業の新設・継続の見直しを立てられるようにする観点から、地域生活支援事業に係る予算の概要、補助金の配分方針等について地方公共団体に周知するとともに、毎年度可能な限り早期に内示を行う。</p>					
<p>【環境省】 (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (ii)指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(14条の2)については、年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画の策定が可能であることを、より具体的な例示を含めて都道府県に平成28年度中に通知する。あわせて、年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画を策定し、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用する場合の事業評価の提出方法について検討し、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱」(平27環境省自然環境局)を改正するなど、必要な措置を平成28年度中に講ずる。</p>			<p>【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間等に関する取り扱いについて (平成29年3月31日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_35</p>	
<p>【環境省】 (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (iii)指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に当たり、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用する場合の環境省への協議については、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱」を改正し、平成29年度から廃止する。</p>			<p>【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱(平成29年3月15日) 【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱(平成29年3月15日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_36</p>	
<p>【厚生労働省】 (7)予防接種法(昭23法68) 予防接種の実施については、医療行為により免疫を失った場合の再接種への支援を実施している地方公共団体の事例について、地方公共団体に研修会等を通じて平成29年中に周知する。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	種別	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	区分	拠出法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整状況(概要等)
H28	42	03_医療・福祉	施行時特例市	長岡市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	(保育所等整備交付金)児童福祉法第56条の10(保育所等整備交付金)交付要綱(認定こども園施設整備交付金)認定こども園施設整備交付金交付要綱	認定こども園は、H27年度より法的に単一の施設となし、施設基準も一体化されたことに伴い、施設整備に係る交付要綱も1本化していただきたい。	現在、認定こども園の保育園部分(2-3号認定見)は「保育所等整備交付金交付要綱」、幼稚園部分(1号認定見)は「認定こども園施設整備交付金交付要綱」に基づき補助事業を実施しているが、一体的な施設を不自然に分けることにより、事務の煩雑化のほかにも以下の支障が生じている。 1)交付要綱が1本化されていないことにより法人への不利益 交付要綱が1本化されていないため交付金の有効活用ができず、内示後に工事内容の変更や定員の変更もあっても交付額に反映できない。 2)交付対象経費の違いによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないため、交付対象経費が異なり、結果的に法人に対する交付額が減る。 ⇒上記1)、2)の詳細について別途「参考資料」参照	—	
H28	43	07_産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	A 権限移譲	小規模事業者持続化補助金交付要綱	小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とする)	【支援事例】 小規模事業者持続化補助金については、平成25年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に関する重要な施策として執行されている。H26年度の地方分権改革に関する提案募集において、本補助金の権限移譲について提案を行い、第二次回答において、「今後の小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話をし、その結果、協力を受ける仕組みなど、より密接に連携するための方策を検討してまいります」との回答がなされているが、都道府県への情報提供や連携する仕組みが図られていないことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分に行われていない。 【制度改正の必要性】 都道府県は地元の商工会・商工会議所、企業との距離が近く、経営計画の策定や販路開拓の課題に対しても機動的な対応が可能である。このように地域と結びつき深い事業については、都道府県が担当が適当である。 なお、小規模事業者支援法に基づき定められている「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所に対する基本指針」には、「小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであり」との記述もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html	
H28	44	09_土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、社会資本整備総合交付金交付申請等要綱	社会資本整備総合交付金の交付申請書の提出時には、例えば道路ではそれぞれの路線ごとに経費の詳細な内訳を記載することとされている。しかし、詳細内訳は必ず精算報告されるので、申請時には国からの内訳をそのまま申請書へ記載して提出するなど、交付金の使途については地方を信頼して任せよう。	【制度概要】 社会資本整備総合交付金は地方自治体によって自由度の高い交付金として平成22年に創設された。 例えば道路の場合、既存の補助金は個別路線ごとに交付申請を行うが、申請後に事業費の路線間流用を行うには、国への流用申請が必要である。(手続なしで同一路線内で経費の流用可能な金額は流用先経費の3割まで) しかし、新設された社会資本整備総合交付金は、道路、河川などは複数事業のパッケージなどの分野(＝計画)ごとに交付される。そして、各計画内での事業費の流用は、一定条件(路線の新設・廃止がないこと等)の下、国への手続が必要とされている。 【現行制度】 現行制度では、交付申請書の提出時、例えば県道が10路線であれば10路線それぞれについて、測量費、用地費、工事費などの経費の配分を記載することとされている。しかし、用地交渉の難航等の影響で年度中の路線間流用が通例であるため、年度末の完了実績報告において要素事業ごとに確定した経費配分を記載した申請書を再度提出して精算を行っている。 【支援事例】 平成27年度では、内示は4月9日、交付申請は5月15日、交付決定は5月29日であった。 内示後の交付申請に当たり、改めてどの事業に交付金を配分するか、全所管県土整備事務所との調整を含む多大な事務作業を行うため、事業者手は6月以降となる。したがって、現在の制度では年度当初から2ヶ月間交付金の予算執行ができなくなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html	
H28	45	03_医療・福祉	都道府県	埼玉県	個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省(資源エネルギー庁)	B 地方に対する規制緩和	個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限) 【平成24年5月11日付け社援地発5011第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年5月9日付け陸水発50509第1号健康局水道課長通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官百務総合政策推進企画官(液化石油ガス産業担当)通知】	孤立防止対策の充実に居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすくなるように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。	【支援事例】 厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報(個人データの提供が可能)となる。 また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から問題旨の通知(H24.4.3)が発出されている。 都道府県は個人情報保護法第5条において、「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされているが、上記の通知にどのような時に通報するべきかの具体的な事例の記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の方に説明したりすることができずに困っている。 その結果、地域住民やライフライン事業者が居住者の異常を発見した場合であっても、個人情報の利用・提供制限の例外となるか否かの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまう可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html	
H28	46	12_その他	都道府県	埼玉県	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第37条の2第3項	税控除対象NPO法人の指定方法の見直し	指定NPO法人は、その要件として、条例で指定されるに加え、条例中にその名称及び主たる事務所の所在地について明示することが求められる。一方、指定NPO法人は、地方税法第37条の2第1項第4号及び第3項の規定により、道府県の条例で指定されることにより、道府県の条例で指定されることとなる。なお、この指定条例では法人の名称及び主たる事務所の所在地を明示する必要がある。 本県では平成25年に埼玉県指定特定非常活動法人を指定する条例(制定)を制定しており、現在10法人を指定している。	【制度概要】 認定NPO法人は、PST(パブリック・サポート・テスト)要件を満たすことで、様々な税制優遇措置が受けられる。 一方、指定NPO法人は、地方税法第37条の2第1項第4号及び第3項の規定により、道府県の条例で指定されることにより、道府県の条例で指定されることとなる。なお、この指定条例では法人の名称及び主たる事務所の所在地を明示する必要がある。 本県では平成25年に埼玉県指定特定非常活動法人を指定する条例(制定)を制定しており、現在10法人を指定している。 【支援事例】 NPO法人の新規指定や、指定NPO法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合は、その都度条例改正を行わなければならない。 しかし、条例改正のタイミングは年4回の議会開会時という制約から、本県では、申請から指定まで最長で約半年を要している。 そこで、認定NPOは一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せよう。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	47	01_土地利用(農地除く)	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第39条	土地利用計画第39条により義務付けられている土地利用審査会の設置を不要とし、同法第38条に基づく国土利用計画審議会に整理・統合する。 なお、土地利用審査会では法律実務者(弁護士)が任命されていない一方、国土利用計画審議会では任命されている。この点については、国土利用計画審議会委員に法律実務者を新たに任命することで対応可能である。	【制度改正の必要性】 土地利用審査会は、知事の監視区域指定に当たり意見を述べなどの役割を持つ組織である。現在は、地価上昇圧力が大幅に低下し、本県では平成8年から約20年にわたって監視区域等は指定されていない。しかし、国土利用計画法と同審査会設置が義務付けられているため、3年ごとに委員改選を行わなければならない。平成26年の提案募集では、愛知県が審査会委員の任命に係る議会同意の廃止を提案した結果、「事務負担の軽減について、地方公共団体に情報提供を行う」との方針が示された。しかし、事務負担軽減につながる具体的な情報提供は、本審査会の設置方法そのものを改めて見直す必要がある。 【支援事例】 バブル期のような地価急騰が今後発生することは想定しがたい。また、現在の審査会は具体的な審査案件がなく、3年に1回の委員改選のみを行っている状態であり、事実上の存在意義は極めて薄れている。こうした状況にも関わらず、当該審査会を必置しなければならないことは、行政運営上の支障である。 審査会の維持には、委員報酬や旅費、会場費など(平成28年度予算255千円)がかかるほか、委員候補者の選定や交渉、議案作成、県議会等での説明など、委員任命に向けた一連の事務が事務局の負担となっている。 さらに、委員改選のみを目的とした審査会の開催は、委員に対しても不必要な負担を強いものである。 したがって、土地利用審査会の設置を不要とし、国土利用計画審議会に整理・統合しよう。	—	
H28	48	09_土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法施行令第23条	一定条件を満たした小規模な寄宿舎の階段基準を一定の条件を満たした住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準に見直し	建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる、グループホームやシェアハウスなどの階段基準を一定の条件を満たした住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準とする。	【制度概要】 グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる。 このため、既存の一戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどに活用する場合、建築基準法では住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)よりも厳しい寄宿舎の基準を満たさなければならないため、改修工事が必要な建物もまだ存在する。 【支援事例】 本県でも、既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更する際には、階段を改修して寄宿舎の基準を満たさなければならないのかという相談が寄せられるが、寄宿舎の基準に適合させる必要がある。 また、建築基準法施行令第23条ただし書きに基づき、「1)あけ23cm以下、踏面15cm以上」としている「一戸建ての住宅」は本県でも一定数あることから、相談に至らず断念した事例も少なくないと思われる。 【懸念の解消策】 寄宿舎に該当するグループホームやシェアハウスを一律認めるのは難しい場合、例えば老人向けグループホームは安全面に配慮するため現行のとおりとするとしても、小規模な若者向けシェアハウスは基準の緩和ができるのではない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【国土交通省】 (1) 建築基準法(昭25法201) (i) 寄宿舎の階段基準については、住宅を寄宿舎に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。</p>			<p>【国土交通省】建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の改正について(技術的助言)(平成29年9月26日付け国と交通省住宅局建築指導課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.htm#h28_48</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野 案種	分野 案種	提案主体 の属性	提案 団体	関係府省	種別 区分	根拠法令等	提案事項 (申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 趣意(法外(簡易))
H28	49	03_医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	介護福祉士修学資金貸付制度実施要綱	介護福祉士修学資金の返還免除要件緩和	介護福祉士修学資金の返還免除に係る要件について、社会福祉施設での勤務年数が5年から3年に短縮する。	【支援事例】 本県では介護人材確保のため、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成28年3月2日厚生労働事務次官通知)に基づき、埼玉県社会福祉協議会を実施主体として介護福祉士修学資金貸付事業を実施している。 本制度では、貸付けを受けた者が、養成施設卒業後に県内の社会福祉施設で5年以上勤務した場合、当該貸付金の返還が免除される。しかし、「5年以上勤務」の条件がハードとなり、平成27年度の利用者数は、予定枠の約1/3の60人にとどまった。 本制度を利用しない養成施設在学者からは、利用しない理由として「現時点で5年間勤務できる確信がない」との声も上がっている。 【制度改正の必要性】 急速な高齢化により介護サービスに対する需要が今後更に高まると見込まれている。「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」(厚生労働省)によれば、本県では2025年(平成37年)には約12万1千人の介護人材が必要となり、2万7千人の不足が生じるとされている。 (公財)介護労働安定センターの平成26年度介護労働実態調査によると、事業所が職員不足の理由として挙げた回答は、「採用が困難」(72.2%)が最も多く、「離職率が高い」(17.0%)を大きく上回っている。したがって、介護人材の確保に当たっては、職員の待遇改善などによる定着促進策だけでなく、当該貸付金の返還免除要件を緩和することで、利用者の心理的ハードルを下げ、介護労働市場への人材供給を促進することも重要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html
H28	50	09_土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	不動産鑑定試験に関する法律第12条の2	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県審査の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みについて、都道府県を經由しないこととする	【支援事例】 国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請システムによる場合を除き、受験者の住所を有する都道府県知事を経由して行うこととされている。現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みしているものの、郵送や持参により申込みし込む受験者も多く、埼玉県では平成27年度に申込みの約8割に当たる149件を受け付けている。このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をすなど、受付まで時間を要することがある。例えば、論文式試験の一部免除申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することで受付し良いものを国に問い合わせた事例があった。 1 試験会場等についての通知 ・市町村にポスターの配布・掲示を依頼 ・庁内にポスター掲示・HPへの掲載 2 願書の配布 ・県内にカウンター設置、配布 ・郵送での配布(平成27年度は55件) 3 合格発表 ・合格者の番号を、庁内で2週間程度掲示 これらを合わせるとおおむね0.1人後分の事務負担となっている。 【制度改正の必要性】 本事務は法定受託事務とされているところではあるが、地方分権推進委員会最終報告(H13.6.14)において、「地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼については、(略)国が地方公共団体をその手足として活用しているということも考えられるので、(略)引き続き調査・検討が行われるべき」とされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html
H28	51	06_環境・衛生	都道府県	岡山県	経済産業省、環境省	A 種別 移譲	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第17条、第18条、第91条、第92条	フロン排出抑制対策に関する都道府県知事から政令指定都市及び中核市の長へへの移譲	フロン排出抑制対策が確約かつ効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)について、環境関係他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。	岡山県では、フロン排出抑制法の施行前から、環境関係法を、例えば大気汚染防止法と水質汚濁防止法の規制対象施設を設置している事業所について、定期的な立入検査で双方の検査を行うようしている。フロン排出抑制法についても、今年度から本格的に立入検査を行う計画としているが、現在立入検査を行っているこれらの事業所には、第一種特定製品がほとんど設置されているものと考えられるため、各々の削減等の一体的かつ効果的な運用が期待される。しかし、環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、ほとんどが政令指定都市や中核市の長まで移譲されているが、フロン排出抑制法は都道府県知事に留められているため、岡山市・倉敷市の区域内にある事業所に対しては、岡山県がフロン排出抑制法のみに係る立入検査等を別途実施しなければならないという、二重行政的な不合理が生じることももとより、立入検査を通じて、現場の状況等に精通し、フロン排出抑制法の対象設備・機器を比較的に容易に把握することができるといって政令指定都市・中核市の強みやノウハウを生かしていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html
H28	52	03_医療・福祉	都道府県	岡山県、日本制鉄のための将来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	・児童福祉法第56条の4の3 ・保育所整備交付金交付要綱 ・認定こども園施設整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園の施設整備に関する事務手続きの見直し	幼保連携型認定こども園の施設整備に關し保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金を活用する場合の事務手続きの見直し	平成27年度の類似の提案に対する結論として、原則安心こども基金で対応すること、安心こども基金が使えない場合の事務手続きの簡素化を図るため、協議書の様式の本化や申請の提出締め切りの調整が図られたが、安心こども基金による対応については、交付金に応じた事業への活用は限定的なため、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に教育機舎部分(文部科学省所管)の残額が足りない場合など、教育機舎部分については認定こども園施設整備交付金を、保育機舎部分(厚生労働省所管)については安心こども基金を活用すること、事務手続きの簡素化の効果がない。また、平成28年度安心こども基金も関係現時点で示されておらず、契約等に着手できない状況にあるため、平成29年4月から開設予定の幼保連携型認定こども園の事業者手続を遅延を招くこととなり、開園が遅れる危険性がある。 さらに、保育交付金の申請の提出締め切りについては調整が図られたが、間接補助である認定こども園施設整備交付金は県の予算措置と審査が必要であることから、保育所等施設整備交付金より事業者にとっての提出締め切りが前倒しとなるため、県、市町村及び事業者の作業時間の確保が困難な状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html
H28	53	03_医療・福祉	都道府県	岡山県、日本制鉄のための将来世代応援知事同盟	内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	・普通財産にかかる用途指定の処理要綱について(昭和41年2月22日蔵国第339号)	国有財産の用途指定変更手続きの簡略化	国有地の貸付による土地で運営されている幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、用途指定の変更が協定に相当し、協議を伴う承認が必要となるものの確保が計画に支障が生じているため、協議を伴わない承認又は届出とする。	協定を伴う土地を借りて運営している幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、貸付にかかる用途指定の変更の際に、協議を伴う承認が必要であり、保育量の確保計画に支障が生じている。用途指定の変更が必要となるため、協定を伴う承認が必要となるが、補助金の交付を受けて設立した保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合の用途指定の変更は協議を伴わない包括承認であり、国有地の用途指定変更についても同様の取り扱い又は届出することを求めるものである。	—
H28	54	07_産業振興	都道府県	岡山県	経済産業省	B 地方 に対する 規制緩和	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る縦覧期間及び審査期間の短縮(届出種別1,000㎡超)について、例えば、法律で現在4日間と規定している届出事項の縦覧期間を1ヵ月から2ヵ月の範囲で短縮する。もしくは、全体期間(8月間ルール)でも1ヵ月から2ヵ月の範囲とする。	事業者からの届出は不定期に提出されるが、縦覧期間が固定化されているため、届出のタイミングによっては、届出日の差が数日しか違わないにもかかわらず、県審査会の開催時期との調整がうまく出来なかったことが、県の意見集約が大幅に遅れたり、短期間に県審査会を複数開催しなければならない場合がある。 ※法律の規定により、事業者は届出後2月以内に地元説明会を開催している。事業者は、その場で住民から出された意見に真摯に対応をしていることから、本県内においては、4ヵ月の縦覧期間中に住民等から県に意見が出された例は、縦覧期間の柔軟化・短縮化を促すも問題ないと考えられる。また、事業者側は事前に関係機関との協議を行った後に、届出を行っていることから、県においては、審査を要する全体期間の短縮化を図っても十分対応が可能であると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html	
H28	55	01_土地利用(農地除く)	都道府県	岡山県	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	森林法第6条第5項	地域森林計画の樹立又は変更に当たり、農林水産大臣への協議及び同意取得が義務づけられているが、これを廃止し、計画内容の届出とする。	地域森林計画の樹立及び変更に際しては、森林法第6条第1項による計画案の公告・縦覧、同第3項による関係市町村長、県の森林審議会等の意見聴取を経て、同第5項により国へ協議し同意を取得することが義務づけられている。このため、計画の樹立及び変更に係る手続きが多段階になっており、事務が煩雑となっている。	—	
H28	56	05_教育・文化	都道府県	岡山県	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	教育職員免許法第2条第2項、第5条第7項、第6条、第9条第2項、第3項、第9条の2、第9条の4、第10～14条	教育職員免許法で規定している「授与権者」としての権限の一部(特別免許状、臨時免許状の授与)及び「免許管理者」としての権限を、政令指定都市の教育委員会に移譲する。(政令指定都市が設置する学校園に係るものに限る。)	政令指定都市教育委員会には、任命権が移譲されているが、特別免許状・臨時免許状の授与や免許更新手続き等については、従前どおり都道府県教育委員会が行っているところである。政令指定都市教育委員会が独自の判断で、教職員を任用している状況にあるが、特別免許状・臨時免許状の授与については、都道府県教育委員会の教育職員検定(書類審査)を受けなければならないことになり、任命権と免許授与権が一元化されていないことで、非効率な部分(情報共有や事務処理で時間的ロス)がある。また、免許更新手続きについて、免許管理者が都道府県教育委員会であるために、更新の有無や更新時期の確認等で円滑な事務処理に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html	
H28	57	03_医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	介護職員処遇改善加算の対象サービス(職種)の拡大	当該加算の非算定サービス(職種)を撤廃する。	当該加算の対象サービス(職種)を撤廃する。 (非対象サービス) (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問介護 (介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売 (介護予防)居宅療養管理指導 居宅介護支援 介護予防支援	【支援事例】 名称にとらわれず介護職員に限定された加算であり、多職種が在籍する施設では非対象となる職員(事務職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員等)との不公平感があつたため、非対象職員に「介護予防」の名称を付与し、加算の対象とした。 平成27年10月～11月に長野県が実施した報酬改定影響調査による。当該加算を申請しなかった事業所の58%がこの不公平感を挙げており、法人によっては持ち出しですべての職種に適用したり、まったく申請しないところもある。 【制度改正の必要性】 当該加算は他の加算と異なり、新たな職員の配置を要件としておらず、また、キャリアパス要件や人材育成、環境改善等、介護の質の向上を図るためにも非常に有効であるから、全サービス(職種)に拡大すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html
H28	58	09_土木・建築	都道府県	長野県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	公営住宅法第8条第1項	災害公営住宅の適用要件の緩和	市町村が行う被災者向け公営住宅整備における災害公営住宅の適用要件(全戸一律の被災戸数)について、被災の状況や財政力など自治体の実情に応じた基準となるよう要件緩和を行う。	市町村が行う被災者向け公営住宅整備における災害公営住宅の適用要件は、全戸戸数を基本に全国一律の被災戸数となっており、局部的な災害においては、国庫補助における災害公営住宅の扱いと異なる場合があり、財政力の弱い小規模自治体が十分な対応ができない場合がある。 【長野県神城断層地震による事例】 ○平成26年11月28日 震度6弱の地震が発生し、白馬村及び白谷村で、住家等の被害が大きかった。 ○震災後、早期の生活再建及び地域の再生を図るため、公営住宅の建設を検討したが、局部的な災害であったため、災害公営住宅の要件(1市町村の区域内で200戸以上若しくは1割以上)に該当できなかった。 ・白馬村 全棟 42戸(世帯数の約1.2%) ・小谷村 全棟 33戸(世帯数の約2.7%) ○長野県では、小規模市町村の財政負担を軽減し、被災者の生活再建と地域の再生を円滑に行えるよう、通常の公営住宅の国庫補助率と災害公営住宅(一般災害)の国庫補助率との差を助成する嵩上げ補助を創設し、支援を行う。 ・白馬村 公営住宅18戸(県補助 うち12戸) H28年度建設 ・小谷村 公営住宅8戸(県補助 うち8戸) H27年度建設(一部繰越し)	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平29> 6【国土交通省】 (16)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、廃止する。</p>	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)」が平成30年6月27日に公布され、不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務が廃止された(平成31年1月1日施行)。</p>			<p>国土交通省不動産・建設経済局地 価調査課</p>
<p>5【経済産業省(1)】【環境省(1)】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平13法84) 第一種特定製品の管理者に対する指導等(17条、18条、91条及び92条)の適切な執行の在り方については、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政庁が一体的に行うことの効果や効率性に留意しつつ、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平25法39)附則11条に基づき、同法の施行後5年を経過した場合に行うこととしている見直しの際に、地方公共団体、事業者等の関係者の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【内閣府(3)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 幼児選携型認定こども園の整備に係る交付金については、以下のとおりとする。 ・文部科学省及び厚生労働省への交付申請を不要とするよう、優先的に安心こども基金により対応することとし、安心こども基金により対応できず、両省に協議がまとまる場合は、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の協議書を一本化する。 [措置済み(平成28年1月13日付け文部科学省事務連絡、平成28年4月18日付け文部科学省初等中等教育局通知、平成28年1月7日付け厚生労働省事務連絡、平成28年4月20日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)] *認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請等の年間スケジュール、申請書類の簡素化等について、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>			<p>【文部科学省】平成29年度認定こども園施設整備交付金の事業募集等(予定)について(平成29年2月1日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡) 【厚生労働省】平成29年度における保育所等の積極的な整備及び安心こども基金の取扱いについて(平成29年2月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、保育課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hankou-suishin/etanbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_52</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	申請分野	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(申請内容)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における既設的(な)審査結果(概要等)	
H28	59	07_産業振興	都道府県	富山県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法第16条～第17条の2、第21条第4項	高圧ガス第二種貯蔵所に係る承認規定の追加	一定量以上の高圧ガスの貯蔵は、高圧ガス保安法の規定により、貯蔵庫に応じて、あらかじめ都道府県知事の許可を得る。「第一種貯蔵所」又は都道府県知事に届け出た「第二種貯蔵所」においてする必要がある。これらの貯蔵所について譲渡又は引渡しを行う場合、第一種貯蔵所については高圧ガス保安法に承認の規定があるものの、第二種貯蔵所については承認の規定がないことから、第二種貯蔵所について承認の規定の追加を提案するもの。	第二種貯蔵所について譲渡又は引渡しがある場合、現行法では、譲受人又は引渡しを受ける者は、再度、その設置をあらかじめ届け出る必要があるが、会社の再編等により新たに設立される法人が、その設立と同時に第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを受ける場合、当該法人があらかじめ設置を届け出ることは困難である。また、第二種貯蔵所設置申請書提出の際、設備の図面が設計計算書の多くの書類を添付する必要がある。会社の再編等により第二種貯蔵所を譲り受けた事業者にとって、設備自体には変更がないにもかかわらず、多くの書類を添付しなければならない設置費を改めて提出することが負担となっている。加えて、譲渡又は引渡し前の第二種貯蔵所の設置者は、当該貯蔵所の廃止を届け出る必要がある。※高圧ガス保安法では、「第一種貯蔵所」のほか、「第一種製造者」(許可業者)並びに「第二種製造者」、「販売業者」及び「特定高圧ガス消費者」について、承認の規定(承認届の提出は事後で可)が設けられている。 ※第二種貯蔵所設置届の添付書類の例 事業所全体平面図、貯蔵設備等の系統図又は配管図、貯蔵所配置図、機器等一覧表、貯蔵能力の計算書、貯蔵設備等の強度計算書等、耐震設計構造に係る計算書、貯槽の基礎又は支持構造物の構造を示した図面	提案年における既設的(な)審査結果(概要等)	
H28	60	09_土木・建築	都道府県	富山県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法31条	防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和	防災拠点・避難所については、下水道処理区域であつても合併処理浄化槽を整備できるようにする	新潟中越地震(2004年)や東日本大震災(2011年)といった過去の災害においても、下水道処理場や管路に被害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。本県においても、富山湾沿岸部を中心に、液状化しやすいためとされており、こうした地域の広い範囲が下水道整備区域となっており、災害時の防災拠点・避難所において、下水道が使用できずトイレの確保が困難となることが懸念されている。そのため、現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、万一、下水管が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管が不要で短時間で復旧できる合併処理浄化槽を整備(またはバックアップのために併設)することも手段の一つとして研究していく必要がある。しかしながら、建築基準法第31条では下水道処理区域内において設置できるのは、公共下水道に接続した水処理トイレに限定されており、他の方法を用いることができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujekka.html	
H28	61	07_産業振興	都道府県	富山県	国土交通省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴取、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各地方運輸局及び地方整備局から都道府県へ権限の移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴取、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各地方運輸局及び地方整備局から都道府県へ権限の移譲	地方運輸局及び地方整備局の所管事務に係る外国人技能実習生共同受入事業を主目的とした組合設立等が今後、想定されている。当該事業は、2以上の都道府県の区域にわたる事業の実施が多いことから、その認可等の事務は現在、地方運輸局及び地方整備局が行っており、事務手続きに多くの日数を要している。一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujekka.html
H28	62	07_産業振興	都道府県	富山県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴取、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各経済産業局から都道府県へ権限の移譲	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等について、既存の事業協同組合等が、例えば新たに外国人技能実習生共同受入事業を行う場合、事業の追加などの定款変更を要することから、経済産業局への認可申請が増大することが想定されている。特に組合員資格として定款に定められている業種が複数省庁の所管にわたる場合は、認可等に多くの日数を要している。一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。こうした状況を生み、同法等に基づく地方経済産業局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujekka.html	
H28	63	03_医療・福祉	中核市	川越市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法、国民健康保険法施行令、国民健康保険法施行規則	前期高齢者のうち高齢者受給者証の適用を受ける70歳から74歳の国民健康保険高年齢者の高齢療養費支給申請手続きの簡素化	70歳から74歳の方が高齢療養費の支給を受けようとするときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が、国民健康保険法施行規則第27条の17で示された事項を記載した高齢療養費支給申請書を出し提出しなければならないとされている。一方、後期高齢者医療制度の被保険者は高齢療養費の支給申請に際し、申請書を広域連合に提出するものとされている(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第70条)が、その内容は簡易なものであり、更に一度申請を行えば次回以降は申請がなくとも高齢療養費が支給されるという運用になっていることから、70歳から74歳の方の高齢療養費支給申請手続きについて簡素化することを求める。	国民健康保険高年齢療養費の支給を受けようとするときは、発生の都度、該当者は高齢療養費支給申請書を出さなければならないこととなっている。本市においては、国民健康保険の高齢療養費制度の対象となつた方、行政サービスとして毎月申請書を送付しており、その件数は平成28年4月の実績で1,913件、5月で2,053件となっている。また、そのうち毎月6割程度が前期高齢者のうち70歳から74歳の方となっており過半数を占めている。 高齢療養費制度は、70歳から74歳の方と後期高齢者の間で自己負担額額について差を設けていない。また、本市の平成26年度の実績で1人当たりの受診件数を算出したところ、70歳未満は1年間で13.5回であるのに対し、70歳から74歳の方で26.3回、後期高齢者で29.9回となっており、70歳から74歳の方と後期高齢者の間で差はわずかなものとなっている。これらことから、70歳から74歳の方と後期高齢者の間で高齢療養費制度の申請に差を設ける必要がないと考えられるが、現状では、高齢療養費の支給を受けようとする70歳から74歳の方は、申請する月ごとに領収書をとまわり、市に提出するといふ煩雑な手続きが必要となっており、後期高齢者と比較して被保険者にとって大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujekka.html	
H28	64	12_その他	町	松田町	総務省	B 地方に対する規制緩和	地域おこし協力隊推進要綱第3 対象	地域おこし協力隊員の転入地における地域要件に特定農山村法の指定地域を追加すること	地域おこし協力隊員の転入地における地域要件に特定農山村法の指定地域を追加すること	【支障事例】 ①近年高まっている都市部から地域才能を持った人材の移住需要やボランティア希望者の受入機会(定住・交流人口)の損失を招いており地域活性化が阻害されている。 ②農山村を抱える地域では都市部においても人口減少と他地域と比べ進行している減少、更なる人口減少を招くスパイラルに陥る可能性が高まっている。 ＜町先における指標＞ 町全体人口は平成12年:12,987人⇒平成27年:11,208人(△1,779人 △13.6%)に減少 町域のうち一部地域が特定農山村法の指定地域とされおり、その地域のみは指標は以下のとおり。 [指定地域内における数値] 人口推移 平成12年2807人⇒平成27年2,122人(△259人 △24.4%)に減少。 扶助率 平成12年3.7 ⇒平成27年1.7 (△2 △54%)に減少。 (扶助率:65歳以上の老年人口が15～64歳の生産年人口に占める割合)	—	
H28	65	10_運輸・交通	一般市	中津川市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法施行規則9条第2項	道路運送法上の申請書に係る手続の簡素化	道路運送法上の申請書にコミュニティバス運行に関する道路運送法上の申請書に対する申請書が委託する事業者等に関する手続の簡素化を求める。	コミュニティバス運行に関する道路運送法上の申請書に対しては、申請書が委託する事業者等に関する手続の簡素化を求める。	本市では、平成27年10月から本市付知地区についてNPO法人に委託し、コミュニティバスの運行をしている。申請書が委託する事業者等に関する手続の簡素化を求める。そこで、市町村が委託する事業者等に限っては認可申請に当たり、地域公共交通会議等市町村において、判断が十分である事項の審査手続を省略するなど、より処理期間の短縮を図りたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujekka.html
H28	66	03_医療・福祉	一般市	東広島市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 延長保育事業実施要綱(雇児017第10号平成27年7月17日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発出)	延長保育と放課後児童クラブの職員配置基準の緩和	保育所及び認定こども園(以下「保育所等」という。)(において、保育士を最低2人(朝夕時間帯は保育士1人がいれば他1人は子育て支援員等も配置可)配置することが義務付けられており、同施設に併設して放課後児童クラブを開設している場合に、同クラブも放課後児童支援員を最低2人(支援員1人がいれば他1人は補助員でも配置可)配置することが必要である。保育所等の延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブの利用児童数がいずれも少数かつ(1)保育士2人を配置する場合(2)保育士1人を配置し、他1人が放課後児童支援員を配置する場合(※ただし、平成32年度までは保育士を放課後児童支援員とみなす特例あり)であれば、いずれかの施設に児童を集約して、保育士等2人以上による両施設の兼務を認めて欲しい。	保育所等と放課後児童クラブが同一敷地内の1つの建物に併設している場合で、17時30分から18時00分の間、延長保育事業の利用児童が3人、放課後児童クラブの利用児童が6人のとき、それぞれ2人ずつの職員を配置し、運営している現状にあり、職員(特に保育士)の確保に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【国土交通省】 (1) 建築基準法(昭55法201) (a) 処理区域(下水道法(昭33法79)2条1項8号)内の便所(31条)については、災害時においては、建築設備についても応急仮設建築物に対する制限の緩和(85条)の規定が適用されることから、合併処理浄化槽に連結した便所とすることが可能であること等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>					
<p>4【国土交通省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方運輸局又は地方整備局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、関係する都道府県が連携する仕組みを整備することにより実効性のある監督体制を整備できるか確認しつづ、都道府県に移譲することについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 4【国土交通省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181) 特定共済組合及び特定共済組合連合会等(全国を地区とするものを除く。)の経営の健全性を判断するための基準の策定(58条の4)並びに施行令33条3号に基づき地方整備局長又は地方運輸局長へ委任している事業協同組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に2020年中に移譲する。事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 施行令12条に基づき地方整備局長又は地方運輸局長へ委任している協業組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に2020年中に移譲する。事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p>	<p>事業協同組合及び協業組合等の認可等に係る事務・権限について、政令(中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令)を改正し、令和2年10月1日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。</p>	<p>【国土交通省】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(中小企業等協同組合法施行令(令和2年9月30日付け令和2年政令第297号) 中小企業団体の組織に関する法律施行令(令和2年9月30日付け令和2年政令第297号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_61</p>	<p>国土交通省総合政策局交通政策課、不動産・建設経済局建設市場整備課</p>
<p>4【経済産業省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方経済産業局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制を整備できるか確認しつづ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>事業協同組合及び協業組合等の認可等に係る事務・権限について、政令(中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令)を改正し、令和2年10月1日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。</p>	<p>【経済産業省】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(中小企業等協同組合法施行令(令和2年9月30日付け令和2年政令第297号) 中小企業団体の組織に関する法律施行令(令和2年9月30日付け令和2年政令第297号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_62</p>	<p>中小企業庁経営支援部経営支援課</p>
<p>6【厚生労働省】 (12) 国民健康保険法(昭33法192) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請については、高齢者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続を簡素化することを可能とし、平成28年度中に省令改正等の必要な措置を講ずる。 また、高額療養費の支給申請の原則として国民健康保険の保険者の判断により、領収書(一部負担金等の支払額の証拠書類)の添付を省略できることについて、改めて国民健康保険の保険者に平成28年度中に通知する。</p>			<p>【厚生労働省】市町村が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請の手続の簡素化等について(平成28年12月20日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_63</p>	
<p>6【国土交通省】 (2) 道路運送法(昭26法183) 一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請等については、地域公共交通会議での協議書類と運輸支局等に提出する申請書類に重複がある部分に関し、省略が可能と考えられるものを具体的に検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平29> 6【国土交通省】 (8) 道路運送法(昭26法183) (v) 一般乗合旅客自動車運送事業の許可等申請において、地方運輸支局等に提出する書類のうち、地域公共交通会議等における協議書類と重複し、かつ、当該書類について変更なく協議が調ったものについては、省令を改正し、平成30年度から提出の省略が可能とする。</p>		<p>【国土交通省】国土交通省令第七十四号 道路運送法施行規則の一部を改正する省令案について(平成29年12月事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_65</p>	
<p>6【内閣府(2)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (1) 延長保育事業(子ども・子育て支援法59条2号)又は一時預かり事業(子ども・子育て支援法59条10号及び児童福祉法6条の3第7項)の規定に空がかり、当該事業を協議後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)(対象児童が少人数の場合に限る。)と合同で実施する場合について、双方の事業の安全面、衛生面等に配慮した上での職員配置基準の特例措置等の事業の合同実施に係る要件を検討し、平成28年度中を目途に結論を得、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【厚生労働省】「一時預かり事業の実施について」の一部改正について(平成29年4月3日付け文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 【厚生労働省】「延長保育事業の実施について」の一部改正について(平成29年4月3日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_66</p>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部署
<p>【警察庁】</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭23法122)</p> <p>風俗営業の営業制限地域の指定(4条2項2号)については、地域の実情に応じて、各都道府県の定める風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等において、保育所等の児童福祉施設を定めていない例や図書館を定めている例があるほか、保全対象施設の周囲であっても一部の地域を除外する旨規定している例があるなど、営業制限地域及び保全対象施設を柔軟に定めることができることを、都道府県に平成28年中に周知する。</p> <p>[措置済み(平成28年10月24日付け警察庁生活安全局保安課事務連絡)]</p>			<p>【警察庁】風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準について(平成28年10月24日付け警察庁生活安全局保安課理事官事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_67</p>	
<p>【総務省】</p> <p>(1) 地方自治法(昭22法67)</p> <p>(i) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る違約金等の徴収又は取納の事務について私人に委託することを平成29年中に可能とする。</p>			<p>【総務省】地方自治法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行について(通知)(平成29年12月27日付け総行第294号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_70</p>	
<p>【文部科学省】</p> <p>(1) 学校教育法(昭22法26)</p> <p>(ii) 学部を設置するに当たり適用される学部の規模に応じ定める校舎の面積(大学設置基準(昭31文部省令28)37条の2)については、学部の学生が使用するスペース以外にも、教授の研究スペース、事務室及び学長室、学部間で共用する教室等を含めることができることを、大学の設置者に平成28年度中に通知する。</p>					
<p>【農林水産省】</p> <p>(1) 農業及び畜産備法(昭22法185)</p> <p>(ii) 都道府県農業共済保険審査会については、現在、必ず設置することとされているが、農業共済組合連合会が存在しない場合には、都道府県が必要に応じて設置することを可能とする。</p>					
<p>【厚生労働省】</p> <p>(20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(i) 自立支援医療に係る支給認定を受けた障害者等が当該支給認定の有効期間内に当該支給認定をした市町村(精神通院医療に関しては、都道府県又は指定都市とする。以下「市町村等」という。)以外の市町村等に転居した場合における転居先の市町村等に対する支給認定の申請(53条)については、障害者等の利便性を向上させ転居後の自立支援医療の受診に支障が生じないようにする観点から、申請窓口である転居先の市町村が当該障害者等の転居元の市町村等における支給認定に係る医師の意見書及び診断書を取り寄せることが可能なこと、精神通院医療については転居先の市町村に申請のあった日を支給認定の有効期間の始期とすることが可能なこと等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>					
<p>【厚生労働省】</p> <p>(20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(ii) 自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等から意見聴取を行った上で、現行の1年を延長することについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 余3 ></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(48) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(iii) 自立支援医療に係る支給認定等(54条)の事務については、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、施行規則54条に規定する給付であって、マイナンバー制度における情報連携の対象となっていない「給付(船員保険法(昭14法73)に基づく障害年金及び障害手当金等)」に係る照会方法等を地方公共団体に通知する。</p> <p>[措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知、令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)]</p>	<p>マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類等の負担軽減方策を整理し、情報連携できない情報の収集方法等の負担軽減方策を盛り込んだ自立支援医療に係る支給認定の取扱いマニュアルを作成し、令和3年9月30日付けで地方公共団体に周知を行った。</p>	<p>【厚生労働省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定事務の取扱いについて(通知)(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)</p> <p>【厚生労働省】令和3年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な自立支援医療に係る事務手続及び省略可能な書類の一覧等について(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_76</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省】 (16)6次産業化ネットワーク活動交付金 6次産業化ネットワーク活動交付金の交付対象事業のうち、整備事業(地域マイブ)については、当該事業において整備した機械を用いて開発した新商品の試験販売を行うことが可能であることを明確化するため、「6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」(平成25農林水産省)を平成28年度中に改正する。</p>			<p>【農林水産省】6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱の一部改正について(平成29年3月27日付け農林水産事務次官通知)</p>	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_78	
<p>【国土交通省】 (6)都市公園法(昭31法79) (i)都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>			<p>【国土交通省】公園施設として設置される児童館及び地縁団体の会館施設の取扱いについて(平成29年3月31日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)</p>	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_80	
<p>【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (vi)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 *認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるよう、地方公共団体に平成28年度中に周知する。 *認定資格研修を受講していない者であって認定資格研修の講師となった者が講義した科目については、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるよう、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p>					
<p>【総務省(11)】【国土交通省(18)】 空家対策の推進に関する特別措置法(平成26法127) (1)台風、大雨等の緊急時における空家等に対する応急措置については、緊急時の対応について条例に基づき対処している事例の調査を行い、地方公共団体に平成29年度中に情報提供を行う。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	申請 分野	分野	提案募集 の属性	関係府省	区分	根拠法令等	提案事項 (申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における取組の 進捗状況(概要)	
H28	84	02_農業・ 農地	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、西国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第104(1)、中山間地域等直接支払交付金実施要領第6(1)の2(1)及び(2)、第9、多面的機能支払交付金実施要領第9の1(1)、2	日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和	農業・農村の有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度においては、高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間(執行5年)については、5年以内で柔軟に設定できるようにすること。また、人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合は、事業開始(認定)年度にまで遡及した返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。	高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全したいにもかかわらず事業が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要ことから、取組を躊躇したり、参加をさめらるるケースが多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka_yosan.html
H28	85	02_農業・ 農地	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第1の15(1)	多面的機能支払交付金における返還免除要件の見直し	農業・農業用水路等の保全を目的とした多面的機能支払交付金では、その取組(農地法面の草刈り、水路の泥上げなど)を維持・継続するため、地域での人口減少や高齢化の現状を踏まえ、返還免除の要件において、中山間地域等直接支払制度と同様に、農業者の病気や高齢等の要件を加えること。	農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要ことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業者(家族を含む。)の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両交付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除要件に違いがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka_yosan.html
H28	86	02_農業・ 農地	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3(2)、4(1)、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第8の3(2)、第9の1(1)	中山間地域等直接支払制度における返還免除要件の緩和	事業の一部が継続できなくなった場合に集落全体に及ぼす返還義務については、高齢者が参加しやすいよう、多面的機能支払交付金と同様に、戻り部分(個人部分)のみとし、中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定かつ農地除外の免責事由を拡大すること。	交付金の返還要件として、5年間の活動が継続できなければ一定要件以外は、「協定農用地のすべてについての交付金(集落全体の交付金)」の返還義務がある中、今年度、協定農用地面積が1ha以上又は集落連携・機能維持加算が認められた集落については返還規定の見直しが行われ、集落77%の協定が1ha未満(87協定中64協定)であり、集落連携・機能維持加算についても新たな人材の確保が要件となっていることから県内で取組む協定がない状況にある。高齢者は5年後も健康で農事続けていけることへの不安やその際の集落(他の参加者)への負担(迷惑)になることを心配し、当初から参加をためらう者もいる。一方、多面的機能支払交付金では、「当該農用地部分に交付された交付金(個人の交付金)」のみの返還でよく、両交付金制度に参加する集落も多い中で、返還免除要件に違いがある。農用地を後継者の住宅や農林水産業関連施設へ転用することは認められているが、住宅以外の施設(店舗、作業倉、倉庫等)への転用は認められていないため、移住しようとする者や担い手等の就業機会の確保、経営の安定化に向けた体制整備において支援となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka_yosan.html
H28	87	03_医療・ 福祉	都道府県	宮崎県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条(都道府県計画)	地域医療介護総合確保基金の地域的事情に応じた柔軟な活用について	地域医療介護総合確保基金 管理運営要領に規定された対象事業メニューの限定列挙の廃止	当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自身が、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限定している。このため、例えば、現行の規定では介護専門人材育成事業において地域にニーズのある専門人材が対象外となっているといった支援が生じている。このような支援を解消するため、国が示す事業メニューはあくまで例示とし、制度の趣旨に沿った地域に内容であれば柔軟に事業対象として認めることを提案する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html
H28	88	08_消防・ 防災・安全	都道府県	新潟県、福島県、栃木県	内閣府、警察庁、総務省	B 地方 に対する 規制緩和	災害対策基本法施行規則(第6条、別記様式第3、別記様式第4) 災害対策基本法施行令第33条 災害対策基本法第16条第1項 「大規模災害に伴う交通規制実施要領(平成24年3月8日付付警防内発第7号等)」	緊急通行車両等の事前届出における事務の見直し 災害発生時における緊急通行車両等は事前届出を廃止し、都道府県知事又は公安委員会が車両等に事前に確認し、標準及び証明書を交付することとしているが、次のように見直し。 ①事前届出の段階で、予め標準・証明書を交付する仕組みとする。 ②車両等の届出ではなく、事業者毎や台数のみの届出とする。	【制度改正の必要性】災害は、常に様々な様相を呈し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届出を廃止して、車両ごとに車検証等の類が必要となり、事務手続きが非効率に増加したとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療ガスの)供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に標準・証明書を交付してほしい旨の要望があった。 【状況の変化】東日本大震災の教訓を踏まえ、全国知事会で、都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)拠点を構築するなど、災害時の広域応援体制の重要性が増している。平成28年熊本県において、新潟県をはじめ日本全国各自治体から被災地へ応援派遣しているが、被災地まで公用車で移動せず、被災地周辺でレンタカー等の車両を調達し、現地で災害対応対策の支援を行うなど、広域応援体制による災害対応策において、車両の確保が課題である場合もある。このほか、想定と異なる事態が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	
H28	89	07_産業振 興	指定都市	さいたま市	経済産業省	A 権限 移譲	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第5条	経営革新計画の承認を指定都市でも実施できるようにする 本市においては、本市の関係団体であるさいたま市産業創造財団が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新等認定支援機関として認定を受けており、同財団を通じて、同法に基づく経営革新計画の策定支援等を含む総合的な中小企業支援を実施しているところである。しかしながら、同法に基づく経営革新計画の認定は都道府県の事務とされていることから、本市として市の実施との連携が図りにくくなっている。	本市においては、地方公共団体が「大規模テロなどの緊急事態発生時に対応できる(緊急自動車)の規定がないため、(緊急自動車)以外の自動車等で現地に向かうことしかできず、急行することが困難である。さらに、現地周辺の交通混乱に巻き込まれ、現地に到着できないおそれもある。地方公共団体においては、国民保護法及び「国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について(平成19年内閣官庁)」に基づき、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があること、現地調整所を迅速に設置することが確保されており、当市でも「さいたま市国民保護計画」、「さいたま市現地調整所活動マニュアル」等を作成し、緊急事態発生時に対する体制を整えていることである。しかしながら、上記マニュアルを活用し、緊急事態に対応するためには、現地に早く到着する必要があるが、現状においては、警察車両の優先を受け現地に向かう方法とらざるを得ない状況である。このため、事態が任民保護を要すると判断される場合でも、現地で活動中の関係機関との情報共有及び連携に係る、時機に合った調整を開始することが困難であり、市民の被害が拡大するおそれがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	
H28	90	08_消防・ 防災・安全	指定都市	さいたま市	内閣府、警察庁	B 地方 に対する 規制緩和	道路交通法施行令第13条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項	道路交通法施行令第13条第1項に、「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、使用する自動車」を新たに加えること	現行法では、地方公共団体が「大規模テロなどの緊急事態発生時に対応できる(緊急自動車)の規定がないため、(緊急自動車)以外の自動車等で現地に向かうことしかできず、急行することが困難である。さらに、現地周辺の交通混乱に巻き込まれ、現地に到着できないおそれもある。地方公共団体においては、国民保護法及び「国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について(平成19年内閣官庁)」に基づき、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があること、現地調整所を迅速に設置することが確保されており、当市でも「さいたま市国民保護計画」、「さいたま市現地調整所活動マニュアル」等を作成し、緊急事態発生時に対する体制を整えていることである。しかしながら、上記マニュアルを活用し、緊急事態に対応するためには、現地に早く到着する必要があるが、現状においては、警察車両の優先を受け現地に向かう方法とらざるを得ない状況である。このため、事態が任民保護を要すると判断される場合でも、現地で活動中の関係機関との情報共有及び連携に係る、時機に合った調整を開始することが困難であり、市民の被害が拡大するおそれがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	
H28	91	01_土地利 用(農地除 く)	都道府県	栃木県	農林水産省	A 権限 移譲	森林法第26条	森林法第25条第1号～3号保安林の解除権限の知事への移譲	【制度改正の経緯】平成26年度の提案に対して、一般河川を擁する重要流域においては流域全体の県との協力が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、指定・解除の権限を県に移譲することが協議決定されたが、重要流域内は従前のとおりとなっている(当該場合、全てが重要流域内での保安林である)。 【支援事例】既設道路において、地方公共団体等が実施する通行の安全確保を目的とした法面保護工事や橋形改良工事のような小規模工事について、迅速な工事着手、地域住民の利便性向上につながるため、保安林の解除権限を知事に移譲すべきである。現状では、工事着手までに申請書提出の打ち合わせ協議を含めて約6ヶ月～8ヶ月の期間を要し、年度内工事完成が厳しい状況となっている。 【制度改正の必要性】1号～3号保安林については、受益が広範囲なり国土保全機能の根幹部分であることと理解できるが、地域住民の利便性向上も地方創生に必要不可欠である。	—	
H28	92	06_環境・ 衛生	都道府県	栃木県	経済産業省	B 地方 に対する 規制緩和	工場立地法施行規則第4条	工場立地法により設置を要する環境施設について、蓄電池設備を追加する。	工場立地法により設置を要する環境施設(緑地、緑地以外の環境施設)と設けられていることとされている。このうち、「緑地以外の環境施設」として、平成24年の同法施行規則の改正において、新たに太陽光発電施設が規定されたところである。平成27年度の提案募集において、「環境施設にコージェネレーション設備を含める措置を求めると」という提案が埼玉県から出されたが、「コージェネレーション設備は生産施設のものであることから、環境施設に含めることではない」という旨の回答がなされた。具体的な措置を求めるとはできなかった。 【制度改正の必要性】蓄電池設備は、工場立地法検討小委員会が整理した太陽光発電施設が有する機能を効果をも、特に再生可能エネルギーと組み合わせることにより、その機能・効果を補強するものである。 ○CO2排出量削減効果:再生可能エネルギーの効率的な利用に、ピークカット・ピークシフト対策として有効 ○周辺地域に対する防災・保安効果:停電時の非常用電源として使用可能 ○環境意識向上への啓発効果 しかしながら、環境施設に位置づけられていないため、事業者に対して、導入促進のインセンティブとなっていない。 【支援事例】分散型エネルギーの導入拡大による新たなエネルギー供給体制の構築に向けたインセンティブとなっていない。 【備考】蓄電池設備は発電機能を有しないことから、原動機などはその排熱を熱源として利用することにより電力と熱を同時に供給できる複合システムであるコージェネレーション設備に含まれるものではない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	
H28	93	07_産業振 興	都道府県	栃木県	経済産業省、国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	砂利採取法第20条第1項(且し書き)及び第2項	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加	砂利採取計画の軽微な変更については届出で足りる。届出に係る規定の省令への追加を求める。	砂利採取計画において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更届出を要せず、届出で足りることとされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことから、採取計画の変更については変更届出により対応している。一方で、採石法にも同様の規定があるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が定められているため、届出で足りることになっている。当該事務については、行政としては概し処理日数2日×10年度で20日程度の負担が掛かっており、事業者として認可書類の作成に事務負担が掛かっている状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣官房(1)】【警察庁(4)】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法112) 国民の保護のための措置の目的かつ迅速な実施のため緊急の必要があると認められる場合に実施される交通の規制(155条1項)については、そのような必要があると認められる区域又は道路の区間において実施されるものであり、地方公共団体が国民の保護のための措置を的確に実施するための現地調整所を迅速に設置するための出動に使用する自動車は、同項に規定する緊急通行車両として位置付けられることについて、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に周知する。</p>					
<p>6【経済産業省(4)】【国土交通省(9)】 砂利採取法(昭43法74) (注)認可ではなく届出により対応できる採取計画の軽微な変更(20条2項)については、認可権者等の意見を踏まえつつ、その具体的な該当範囲を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【経済産業省(4)】【国土交通省(15)】 砂利採取法(昭43法74) 砂利採取計画については、2018年度中に省令を改正し、認可ではなく届出により対応可能な軽微な変更(20条2項)として取り扱う事項を規定する。</p>	<p>砂利採取計画について、認可ではなく届出により対応可能な軽微な変更として取り扱う事項を省令で規定した。</p>	<p>【経済産業省】【国土交通省】砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令(平成31年経済産業省・国土交通省令第2号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_93</p>	<p>経済産業省製造産業局素材産業課 国土交通省水管理・国土保全局治水課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(1)】【厚生労働省(1)】 児童福祉法(昭22法164) 一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限(34条の12、34条の14、34条の18及び34条の18の2)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。あわせて、同制度の運用状況等を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども・子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (vi)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項、以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従ふべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>放課後児童クラブに係る「従ふべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_98</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (v)里親制度の運営については、里親に委託されている児童が放課後児童クラブを利用することが可能であることを平成28年度中に明確化する。</p>			<p>【厚生労働省】「里親制度の運営について」の一部改正について(平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_100</p>	
<p>6【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) 土地改良区等が管理する土地改良財産の他目的使用及び改築・追加工事の申請に係る都道府県経由事務については、平成29年度中に法令を改正し、廃止する。</p>					
<p>6【内閣府(5)】【総務省(7)】【厚生労働省(19)】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) 公費負担の申請時(37条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについては、公費負担額の決定(39条1項)の際に、都道府県において保険情報を確認する必要がある、この点における事務の効率化を行うためのものであることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>			<p>【厚生労働省】「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定に基づく事務の対応について(平成29年3月2日付け厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_103</p>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (毎案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【6】【総務省】 (4) 地方公務員法(昭25法261) 地方公共団体の定年退職者等(28条の4)については、地方公共団体の一般職の任期付職員の使用に関する法律(平14法48)に基づき、他の地方公共団体においても任用できることや、その具体的な任用事例について地方公共団体に平成28年度中に通知するなど、必要な周知を行う。</p>			<p>【総務省】任期付職員制度における他団体の定年退職者等の任用例について(平成29年1月20日付け総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_105</p>	
<p>【6】【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (ii) 給与その他の給付に関する処分等についての審査請求(206条2項、229条2項、231条の3第7項、238条の7第2項、243条の2第11項及び244条の4第2項)については、当該審査請求が不適法であり却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、報告とする。</p>			<p>【総務省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による地方自治法の改正について(通知)(平成29年5月8日付け総務省自治行政局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_110</p>	
<p>【6】【厚生労働省】 (4) 児童福祉法(昭22法164) (vi) 放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 子育て支援員研修修了者が認定資格研修の受講に必要な実務経験の短期化については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 【6】【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (1) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従すべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の員の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>放課後児童クラブに係る「従すべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_111</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>【6】【環境省】 (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (i) 同法における放射性物質及びこれによって汚染された物の適用除外規定(2条)の取扱いについては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平23法110)附則6条に基づいて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。あわせて、当該検討に基づく結論が出るまでの間の取扱いを、他法令との関係を整理した上で、地方公共団体に平成29年夏までに周知する。</p>		<p>・前半検討中。 ・後半措置済み、以下のとおり。 指摘された支障事例であるラドン温泉器を含む放射性物質が含まれる一般消費財の廃棄時の取扱いについて、平成29年6月26日開催の全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において、廃棄物処理法の対象とばならないものの通常の廃棄物に当たった取扱いをしても差し支えないとする当面の間の取扱いを、他法令との関係を整理した上で、地方公共団体に周知した。</p>	<p>【環境省】全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料(平成29年6月26日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_112</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局総務課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案主体の属性	関係府省	地区区分	拠出法令等	提案事項(趣旨)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な審議結果(概要等)	
H28	116	03_医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	C A又はBに開連する見直し	医療扶助運営要項	生活保護医療扶助の変更 医療扶助運営要項第3(医療扶助実施方式(本提案において「実施方式」という。2-(5)-4-①)では、「医療券の交付に当たっては、被保護者として医療券交付処理業に受領印を押させ、又は被保護者より受領証を確保し、等に管理能力に欠ける被保護者が多く、医療券を紛失する事例がある。この場合、医療券を再交付するが、被保護者の治療が遅れるほか、事務手続が増える。また、実際は紛失していないのに再交付すると、先に交付した医療券を対象者以外で使用される等利用が、過去の類似事例から懸念される。今後、高齢世帯が増加する見込みであり、同じ理由による医療が多くなること懸念される。なお、各交付要否意見書及び診療報酬書交付も同じ趣旨がある。	【支援事例】 病気や障がいを抱え、支援者が近くにない被保護者は、医療券受領のため業務所管窓口に来られず、治療を諦める事例がある。地区担当員が被保護者宅に医療券を持参する場合、事務負担など通常の支給の支障となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html
H28	117	03_医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第94条、第25条、第26条、医療扶助運営要項、生活保護問答集	生活保護法第94条から第26条までの規定による保護の決定の際、要保護者に対する旨書面をもとて通知するが、保護(医療扶助運営要項第3(医療扶助実施方式)2-(3)に規定する変更決定のうち、「指定医療機関の変更、入院入院外の変更、介護老人保健施設から医師への変更、医師と歯科の変更、他法による負担の程度の変更、訪問看護の決定及び変更、及び医療扶助の廃止決定のうち、「治療による廃止」については、書面による通知を不要とするよう改められたい。	【支援事例】 医療扶助の決定のうち、特に決定件数が多い種類の通知については、これが大量に被保護者に届くと、他扶助の通知と混同したり、医療扶助の廃止決定を保護の廃止決定と誤解する等、被保護者に混乱を来す懸念がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html
H28	118	03_医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第63条	生活保護法第63条(以下、本提案において「法」という。)の規定による費用返還について、法第78条の2の規定により、被保護者の最低限度の生活を維持することができる範囲で、かつ、被保護者から保護金品の一部を返還金の納入に充てる旨の申出があるという要件のもと、当該申出に係る費用返還ができるよう規定を新設されたい。	【支援事例】 返還金を各月に分割して支払う被保護者の中には、病気や障がい等を抱えながら毎月金融機関等の窓口で支払うことは負担となるため、支給される保護金品から直接返還に充てたいとの希望が多くなる。今後、高齢世帯が増加する見込みであることから、同様の理由による要望が多くなること懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html
H28	119	01_土地利用(農地除く)	中核市	岐阜市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公法第27条第3項	所有者を確知している放置自動車の早急な除却	【支援事例】 放置自動車の所有者を確知している場合、行政代執行を行う前として、①行政指導等(所有者に対し放置自動車を除却するよう説得・指導)、②命令を行う前の所有者への弁明の機会の付与、③命令を行わないこととなる旨の通知を行うこととなるが、極めて長い期間を要する。また、行政代執行法第2条に規定される「著しく公益に反する」の解釈においては極めて限定的に解釈すべきとの意見もあり、行政代執行が事実上不可能な状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html
H28	120	08_消防・防災・安全	都道府県	岩手県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条 平成23年4月15日付事務連絡「『東日本大震災』による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉」の追加	【現状】 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む)」に関する規定はなく、位置づけが不明確。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html
H28	121	08_消防・防災・安全	都道府県	岩手県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条 平成28年3月4日付事務連絡「(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)被災者福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」	災害派遣福祉チームの制度化	【支援事例】 被災者福祉広域支援ネットワーク構築支援事業が創設され、一部の都道府県においては、体制整備が進められているものの、「災害派遣福祉チーム」を派遣・調整するシステムが存在しないため、被災者へのチーム派遣手順が不明確であるなど、都道府県の相互応援体制が構築されておらず、迅速にチーム派遣を行うことが困難。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html
H28	122	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どものための教育、保育等の総合的な提供の確保に関する法律(児童福祉法)第28条、第29条、第30条	認定こども園に関する情報提供等の権限移譲	【支援事例】 認定こども園法第28条から第30条の権限について、第19条の規定により、指令指定都市・中核市が幼保連携型認定こども園の認可等の権限を有するにも関わらず、市で変更届の受理などできないこととなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html
H28	123	01_土地利用(農地除く)	都道府県	宮城県、広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条	県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準の見直し	【支援事例】 宮城県議会は、県の併属機関等に対する監視・調査機能を確保するため、議員がこれら委員へ就任しないこととしているが、この方針に抵触している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html
H28	124	02_農業・農地	都道府県	宮城県、広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年八月二十七日法律第百七十九号)第22条 平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」第3条及び別表1	補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準の見直し	【提案の背景】 農林水産省で定める適法化に基づく財産処分承認基準において、財産処分にあたっては、目的外使用の場合「残存価値又は時価評価額のいずれか高い金額」、有償譲渡の場合は「譲渡契約額、残存価値又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額」の国庫納付が条件となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html
H28	125	02_農業・農地	都道府県	宮城県、広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	6次産業化ネットワーク活動交付金の運用改善 6次産業化ネットワーク活動交付金の配分について	6次産業化ネットワーク活動交付金の配分について	【支援事例】 県では、「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に基づき、各事業実施主体から提出された事業実施計画に採択結果を行った上で、国へ提出しているが、その後は例年年度末に採択結果を通知されるのみであり、採択の過程や不採択の理由等の説明が行われることはない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (9)生活保護法(昭25法144) (注)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)別則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に閣議を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (注)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、被保護者の申出に基づき、あらかじめ保護費と調整することを可能とする。措置済み(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号))</p>		<p>【厚生労働省】「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)(平成30年6月8付け子発0608第1号、社援発0608第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_118</p>	
<p>【内閣府(1)】【厚生労働省(2)】 災害救助法(昭22法118) (イ)高齢者や障害者等の避難所における生活の面で特別の配慮が必要とされる要配慮者に対する災害時の対応として、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所を設置すること、各福祉制度におけるサービスの提供等につき、柔軟な取扱いが可能であること及び過去の災害において要配慮者への対応として行われた特例的な支援について、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に周知する。</p>					
<p>【内閣府(1)】【厚生労働省(2)】 災害救助法(昭22法118) (ロ)災害時の要配慮者に対する福祉的支援については、災害の状況や被災地のニーズを踏まえつつ、広域的な福祉・介護人材の応援派遣の調整等必要な支援を適切に行う。また、引き続き、災害福祉広域ネットワークの構築支援事業による都道府県単位での体制づくりを推進するとともに、先駆的な地方公共団体における実践の内容や課題等を把握し、全国会議等を通じて平成29年中に関係者間で幅広く共有及び周知するなど、全国的な災害福祉支援体制の構築に努める。</p>					
<p>【内閣府(2)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (イ)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (ロ)以下に掲げる事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園の報告の徴収等(30条)</p>					
<p>【農林水産省】 (15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 (イ)財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法については、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合には、不動産鑑定を行わずに残存簿価又は譲渡契約額を基に国庫納付額を算定できるよう検討し、地方公共団体に平成28年度中に具体的な算定方法を通知する。</p>			<p>【農林水産省】補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準についての一部改正について(平成29年3月31日付け大臣官房参事官(経理)通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_124</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	申請	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	地区区分	拠出法令等	提案事項(申請書名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における取組の進捗状況(概要)
H28	126	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地バリエーション事業実施要綱・実施要綱	産地バリエーション事業について、地域の特性に応じた弾力的な運用	産地バリエーション事業は各地域の特性に応じ創意工夫により産地にインベーションを起こす事業であるにもかかわらず、実際には事業の大半は既存事業(強い農業づくり交付金)の運用となっている。現行では、全国一律にコスト削減10%「販売額増加10%」(契約販売の増加)といった成果目標等の基準が設定されているが、これらの目標は、水稲・大豆等収益改善に向けた取組が相当程度進行している作物や地域、また、地域の強い手がある規模農家等によって実現が極めて難しい目標であったため、事業を実施することができず、地域の特徴や強みを十分に引き出せる仕組みとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka_yosan.html	
H28	127	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地バリエーション事業実施要綱・実施要綱	産地バリエーション事業について、市町村等が主体性を持って事業実施主体の市町村等への拡大	産地バリエーション事業は産地の収益性向上を図るため地域一丸となった取組を推進する事業であり、事業の主旨の周知や成果目標の設定の検討、計画の取りまとめなど地域段階での取組が必要となる事業である。しかしながら、当該事業の実施主体は都道府県のみとなっており、市町村によっては、要綱・要領に明記されていないことなどを理由として、消極的な関与を固持するところがあり、地域を巻き込んだ事業の推進に苦慮しているところである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka_yosan.html	
H28	128	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地バリエーション事業実施要綱・実施要綱、強い農業づくり交付金実施要綱・実施要綱、農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱・実施要綱	TTP関連対策に係る補助事業の一元化	TTP関連対策に係る国庫補助事業について、これまで予算措置された事業(産地バリエーション事業、強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業等)が予算措置されたところであるが、これらは強い農業づくり交付金をベースに組み立てられていたため、対象施設や上限事業費など重複している部分が多い。そのため、今後予算措置される事業においても一元化するよう努めること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka_yosan.html	
H28	129	09_土木・建築	都道府県	熊本県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱	がけ地近接等危険住宅移転事業の対象要件の緩和	社会資本整備総合交付金のうちがけ地近接等危険住宅移転事業の建設助成金について、対象が「危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)」となっており、中古住宅(空家等)を購入してリフォームする場合も交付対象となるよう要件の緩和を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka_yosan.html	
H28	130	12_その他	都道府県	熊本県	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政推進事業実施要綱	地方消費者行政推進事業実施要綱に定める地方消費者行政推進交付金の活用については、平成29年度末までの事業開始が要件となっていることや、各事業もそれぞれ活用期間が定められている(事業メニュー7、消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)ことから、事業の開始期限及び活用期間の延長	地方消費者行政推進事業実施要綱に定める地方消費者行政推進交付金の活用については、平成29年度末までの事業開始が要件となっていることや、各事業もそれぞれ活用期間が定められている(事業メニュー7、消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)ことから、事業の開始期限及び活用期間の延長を求める。	-	
H28	131	12_その他	都道府県	青森県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第8条第2項、地方独立行政法人法施行令第2条第3号、地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令等の公布及び施行について(通知)第2項(平成25年10月17日付け総行第22号)	地方独立行政法人法(以下、「法」といふ。)第42条の2に基づき「出資等に係る不要財産」及び第44条に基づく「重要な財産」に当たらない「出資財産の処分」に係る決定の大小、出資及び資産に関する事項として定款に定められているものの、地方独立行政法人法施行令第2条第3号で規定する「総務大臣の指示事項」としていただきたい。	【支援事例】 法人が、本県から出資を受けた土地の一部を平成26年11月に国土交通省に売却し、定款を変更することとなり、平成27年7月にこの変更を総務大臣から認可された。また、同様に、法人が本県から出資を受けた土地の一部及び船舶を平成27年10月(船舶)と11月(土地の一部)に民間会社に売却し、定款を変更することとなり、現在この変更認可を総務大臣に申請している。これらの財産は、「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない「出資財産」であるが、処分が当たり定款の変更手続きが必要となり、総務省との事前協議、県議会の上程議案の協議、議会対応と議決、認可申請といった多くの期間と事務が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html	
H28	132	06_環境・衛生	都道府県	山梨県	環境省	B 地方に対する規制緩和	産業廃棄物管理票交付状況等報告書の情報提供の廃止	産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供について(10.6.27環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課依頼通知)	環境省の依頼通知により行っている「産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供」を廃止すること	【提案の経緯】 産業廃棄物の排出事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により最終処分まで責任を負っている。また、排出事業者(産業廃棄物管理票交付者)は、同法第12条の3第7項の規定により、毎年度、管理票に関する報告書を都道府県知事に報告する義務がある。廃棄物の処理及び清掃に関する法律上は、都道府県知事から環境大臣への当該報告書の報告・届出義務はないが、環境省の依頼通知に基づき、毎年度、県に提出される報告書(約2,600件)を集計し、環境省に報告している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html
H28	133	02_農業・農地	都道府県	山梨県	厚生労働省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	【提案の経緯】 農工法第2条第2項は、農工団地に造りだせる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。本県では、農工法に基づき、県が14計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が就業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画11に規定する「工業等」の弾力的な運用が、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が31haある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html
H28	134	01_土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興計画第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し、同意を得ることとしているが、半島振興計画の作成に際して主務大臣が都道府県に変更を求められることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現況】 半島振興計画第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針は、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告は行われていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html
H28	135	01_土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興計画第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を策定する際には、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合しているかどうかを審査する。また、審査に合格しない場合は、審査を要する。また、審査に合格しない場合は、審査を要する。また、審査に合格しない場合は、審査を要する。	【現況】 離島振興計画第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を策定する際には、これを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合しているかどうかを審査する。また、審査に合格しない場合は、審査を要する。また、審査に合格しない場合は、審査を要する。また、審査に合格しない場合は、審査を要する。」と定められている。また、審査に合格しない場合は、審査を要する。また、審査に合格しない場合は、審査を要する。また、審査に合格しない場合は、審査を要する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【環境省】 (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (ii) 産業廃棄物管理票交付状況等報告書(12条の3第7項)については、「循環利用量調査改善検討会」における当該集計結果に基づく統計データの更なる活用の可能性を含めた検討等を踏まえ、国からの依頼に基づき都道府県が行っている当該集計結果に係る情報提供の今後の在り方を、都道府県の意見を聴取した上で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【環境省】産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について(通知)(平成29年3月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_132</p>	
<p>【厚生労働省(15)】【農林水産省(7)】【経済産業省(5)】【国土交通省(11)】 農村地域工業等導入促進法(昭46法112) 工業等(2条2項)の業種については、対象を拡大する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【総務省(6)】【文部科学省(4)】【厚生労働省(16)】【農林水産省(10)】 【経済産業省(6)】【国土交通省(15)】【環境省(6)】 半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。</p>					
<p>【総務省(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(5)】【農林水産省(5)】 【経済産業省(3)】【国土交通省(5)】【環境省(2)】 離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。</p>		<p>改正離島振興法の成立に伴う新たな離島振興計画策定について、時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事務の簡素化に資するため、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島活性化交付金事業に係る事業の経過措置について改正離島振興法に規定された。 ・令和4年11月25日に開催した離島関係都道府県連絡会において、離島振興計画策定に関する説明を行った。 ・離島振興計画に記載する産業振興促進事項について、Q&A形式で周知した。 	<p>【国土交通省】離島振興法改正に係る離島関係都道府県連絡会資料 【国土交通省】産業振興促進事項Q&A</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_135</p>	<p>総務省地域力創造グループ地域振興室 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 厚生労働省政策統括官(総合政策担当)行政策統括室 農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課 経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課 国土交通省国土政策局離島振興課 環境省自然環境局総務課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年次	分野	提案主体の属性	関係府省	提案区分	拠出法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における取組の概要(調整法(簡要版))
		12.その他	都道府県	山口県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	<p>【制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。</p> <p>【具体的な支援事例】 この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。 近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。</p> <p>【制度改正の必要性】 新規就業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。</p> <p>【参考】 なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直営方式で、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html
H28	136	10.運輸・交通	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、兵庫県、和歌山県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	旅行業法施行規則第1条の2第3号	旅行業法施行規則第1条の2第3号	<p>【制度改正の必要性】 観光による地方創生を進め、旅行者の広域化・多様化を促すためには、地域の観光資源を基にした旅行商品や多様な広域観光周遊ルートを設定することが必要であり、地域の観光資源を熟知した地元の中旅行業者による募集型企画旅行の創出を促進することが必要。 県内の中旅行業者は第3種旅行業者である場合が多いが、第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施区域は、旅行業法施行規則第1条の2により、営業所の存する市町村及び隣接する市町村に限定されている。広域周遊旅行を取り組みたいとの思いがあっても、国内の募集型企画旅行を実施範囲とする第2種旅行業者への登録変更は、営業保証金や基準資産の面で負担が大きい。</p> <p>【支援事例】 本県では、関西広域観光周遊ルート美の伝説「山陰広域観光周遊ルート」の提案により、観光地をネットワーク化し、エリアへの誘客とエリア内の滞在時間延長を進めることとしているが、第3種旅行業者では、地域ツアー（鳥取県、山陰海浜ツアー（兵庫県、京都府）等を素材とした広域圏の商品造成ができていない。 現在、鳥取県東部（鳥取市、香美町、吉野町、八雲町）及び兵庫県北播磨（香美町、新温泉町）においては、日本版DMO候補法人に登録された鳥取・因幡観光ネットワーク協議会を中心に広域連携が検討されている。同協議会の構成団体である鳥取市観光コンベンション協会が第3種旅行業者の登録を、同協会が所在する鳥取市は香美町と隣接していないため、香美町が実施区域外となる。市町村の位置関係によって、連携市町村の全地域を含む旅行商品の造成ができない事例が発生することは不合理である。</p> <p>【規制緩和を行った場合の懸念】 実施区域の拡大により、事業者の競争力の範囲を超えるおそれがあり、消費者保護が図られないとの指摘が想定されるが、第3種旅行業者であっても、受注型企画旅行等において既に他都道府県における実績があり、旅行先に対する知識・経験等は第2種旅行業者と同様に有している場合も多く、隣接都道府県における旅行であっても各地域の事業者と連携を図ることができる。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html
H28	138	02.農業・農地	都道府県	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、京都市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5 1(1)イ及び(4)イ(ク)	新規就農者が就農後5年以内で農地等の所有権移転をなくとも農業経営主、かつ認定農業者になれば、給付金の返還は不要とする。	<p>【制度改正の必要性】 新規就農者が青年就農給付金(準備型)の給付を受けた場合、就農後5年以内で経営を継承しなかった場合(農業経営が法人化されている場合は農業法人の共同経営者にならない場合)は給付金の全額を返還することが求められている。 経営の継承はすべての場合は、農地等の名義変更(所有権移転)が必要となり、また、新規卒業者等、若年層の親元就農の場合はその親等は現役世代が中心であるため、親元就農者の連やかな(5年以内)の経営の継承は非現実的であり、利用しづらい制度となっている。</p> <p>【具体的な支援事例】 準備型の給付を受けながら農業大学校で研修を実施したものの、親が現役世代(40歳代)であったために、親元就農後5年以内の経営継承は困難と判断し、準備型の受給を断念した事例がある。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka_yosan.html
H28	139	02.農業・農地	都道府県	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、京都市、堺市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5 2(1)イ(ア)及び(4)ウ	親族から貸借した農地が、給付期間中に所有権移転(第三者の貸借等)により給付対象者の経営面積の1/2未満になれば、給付金の返還は不要とする。	<p>【制度改正の必要性】 青年就農給付金(経営開始型)の給付要件として、「(受給開始時に)親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。」こととされ、給付期間中に親族から貸借した農地のすべてについて所有権移転を求められる必要はない。現に、親族から貸借した農地がわずかな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。 親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、すべての所有権移転を確約せずに給付申請を断念する場合も考えられ、利用しづらい制度となっている。</p> <p>【具体的な支援事例】 例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例など、農地要件がネックとなっており、経営開始型の受給を断念した事例がある。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka_yosan.html
H28	140	04.雇用・労働	都道府県	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護給付費等の支給決定について(平成19年3月23日付障発第032302号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長官通知) 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付障発第0402001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) 就労継続支援A型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金の支給について(平成27年10月13日付職雇企発1013第2号厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課長通知)	就労継続支援A型事業所について、暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等のアセスメントが既にに行われていると市町村が認めるときは、暫定支給決定は要しないこととされているが、その基準が具体的に示されていないため国の責任において明確にすること。 また、障がい者を雇用する就労継続支援A型事業所が、暫定支給決定期間経過後に継続雇用を決定した場合、特定求職者雇用開発助成金の支給対象とならぬ取扱いになっていることから、その見直しを行うこと。	<p>【制度改正の必要性】 国は、就労継続支援事業について、地方自治法に基づき技術的助言により、原則、暫定支給決定を行うよう市町村に求めており、例外として、暫定支給決定中に行うアセスメントと同等のアセスメントが既にに行われている市町村があるときは、暫定支給決定を要しないとしている。しかし、暫定支給決定の実施は義務ではなく市町村判断とし、暫定支給決定を要しない場合の基準が定められておらず、市町村における実務において、混乱が生じている。 その一因として、就労継続支援A型事業(以下「A型事業」という。)所に対する特定求職者雇用開発助成金(以下「特開金」という。)の支給の取扱いが指摘されており、暫定支給決定の有無が特開金の支給の可否に繋がるとから、A型事業所から「暫定支給決定をなくともいい」という声もきかれ、事業所の理解と協力が得られにくいところ。 障がい者福祉の観点から技術的助言として暫定支給決定が推奨されている一方で、雇用施策では不利に扱われるアンバランスな運用となっている上、暫定支給決定期間の経過後に継続して雇用しても特開金の対象外とする現在の運用は、暫定支給決定に対する市町村の方針に影響を与えかねず、また、より適切なサービス提供を求める障がい者本人の本来確保されるべき利益を損うことにも繋がりがかねない。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【農林水産省】</p> <p>(9) 沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25)</p> <p>(i) 沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成28年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するための物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成29年度中に講ずる。</p> <p>(ii) 沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令2></p> <p>【農林水産省】</p> <p>(8) 中小漁業融資保証法(昭27法346)及び沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25)</p> <p>沿岸漁業改善資金の貸付については、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。</p>	<p>(1) 平成29年3月10日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班と内閣府地方分権改革推進室の連名にて都道府県に対し、沿岸漁業改善資金の利用状況等についての調査依頼の事務連絡を发出。また、利用状況調査の回答結果を取りまとめ、平成29年12月5日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班と内閣府地方分権改革推進室の連名にて都道府県に対し、物的担保の活用事例等について情報提供を行い「利用の促進を図った。</p> <p>(2) 平成29年12月5日の事務連絡发出後の物的担保の活用状況等を把握するため、令和元年7月3日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班から都道府県に対し、フォローアップ調査依頼の事務連絡を发出した。フォローアップ調査の回答結果のとりまとめを行い、令和2年3月に都道府県に対しとりまとめ結果について情報提供を行った。</p> <p>令和2年8月5日開催の地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会での議論を踏まえ、令和2年8月31日に、水産庁増殖推進部研究指導課、水産庁漁政部水産経営課及び内閣府地方分権改革推進室の連名にて、都道府県に対し、沿岸漁業改善資金に係る転貸融資方式の導入に関する調査依頼の事務連絡を发出した。</p> <p>令和2年12月18日「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とする」とともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。」旨を閣議決定した。</p> <p>中小漁業融資保証法及び沿岸漁業改善資金助成法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第11次地方分権一括法)を第204回国会に提出、令和3年5月19日成立。</p> <p>令和3年8月5日に「沿岸漁業改善資金助成法施行令等の一部を改正する政令」を閣議決定。令和3年8月6日公布。令和3年10月20日に「沿岸漁業改善資金助成法施行規則等の一部を改正する政令」及び令和3年10月29日に「農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令」を公布。</p> <p>令和4年2月8日に各都道府県沿岸漁業改善資金担当者及び中小漁業融資保証担当者を対象に第11次地方分権一括法による沿岸漁業改善資金制度及び中小漁業融資保証制度の一部改正に伴う説明会を実施。令和4年3月4日に「沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件」及び「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号の農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件」を公布。令和4年3月8日に「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(農林水産事務次官依命通知)、「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(水産庁長官通知)、「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」(農林水産事務次官依命通知)、「沿岸漁業改善資金助成法の運用について」(水産庁長官通知)の一部改正を通知。</p>	<p><平28対応方針(i)></p> <p>平成28年の地方からの提案等に関する対応方針を受けた沿岸漁業改善資金に係る物的担保の活用状況等に関する情報提供について(平成29年12月5日付け水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班・内閣府地方分権改革推進室事務連絡)</p> <p><令2対応方針(ii)></p> <p>【農林水産省】沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年3月4日付け農林水産省告示第535号)</p> <p>【農林水産省】中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号の農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年3月4日付け農林水産省告示第536号)</p> <p>【農林水産省】「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1459号農林水産事務次官依命通知)</p> <p>【農林水産省】「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1460号水産庁長官通知)</p> <p>【農林水産省】「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1463号農林水産事務次官依命通知)</p> <p>【農林水産省】「沿岸漁業改善資金助成法の運用について」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1464号水産庁長官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_136</p>	<p>水産庁増殖推進部研究指導課</p>
<p>6【国土交通省】</p> <p>(4) 旅行業法(昭27法239)</p> <p>(iii) 第三種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の業務範囲(施行規則1条の2)については、現在、営業所の存する市町村とその隣接市町村に限られているが、着地型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえた旅行業法の見直しに合わせて、地域の観光実態等を踏まえたものとなるよう、必要な措置を講ずる。</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>【国土交通省】観光庁告示第9号(平成30年3月29日号外第69号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_137</p>	<p>---</p>
<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>
<p>6【厚生労働省】</p> <p>特定求職者雇用開発助成金(30) 特定求職者雇用開発助成金については、就労継続支援A型事業における暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れた事業所のうち、暫定支給決定期間終了後に、当該障害者を引き続き適切に継続して雇用するものについても助成の対象とできるよう、「雇用開発助成金支給要領」(平25厚生労働省職業安定局)を平成28年度中に改正する。あわせて、改正後の取扱いを、都道府県労働局に平成28年度中に通知する。</p> <p>【措置済み(平成28年12月5日付け厚生労働省職業安定局通知、平成28年12月5日付け厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課通知)】</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>【厚生労働省】雇用安定事業の実施について(平成28年12月5日付け厚生労働省職業安定局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_140</p>	<p>---</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (檔案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【経済産業省(4)】【国土交通省(9)】 砂利採取法(第43法4)</p> <p>(1)市町村長が砂利の採取に係る災害が発生するおそれがあると認めるときに実施できる都道府県知事等への要請(37条1項)については、水質汚濁等の被害のおそれがある場合も実施可能であることを含め、当該要請が実施可能な場合の考え方を明確化するため、都道府県、指定都市等に平成28年中に通知する。 [措置済み(平成28年11月15日付け経済産業省製造産業局素材産業課、国土交通省水管理・国土保全局水政課通知)]</p>			<p>【経済産業省】【国土交通省】砂利採取法第37条第1項の解釈について(平成28年11月15日付け経済産業省製造産業局素材産業課長、国土交通省水管理・国土保全局水政課長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.htm#h28_141</p>	
<p>5【内閣府(2)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)</p> <p>(1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取直し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)</p>					
<p>5【内閣府(3)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(5)】 子ども子育て支援法(第24法63)</p> <p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する方向で検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【内閣府】【厚生労働省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算についての一部改正について(平成29年4月27日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.htm#h28_143</p>	
<p>6【文部科学省】 (9)奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進要綱</p> <p>奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進のために設置した基金については、地方公共団体から日本学生支援機構の無利子奨学金の貸付における優先枠(地方創生枠)の推薦を受けた在学採用の手続きによる採用のみならず、地方公共団体の判断により、当該奨学金の全ての採用者(予約採用者、在学採用者等)に対する奨学金返還支援への活用が可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案主体の属性	関係府省	地区区分	根拠法令等	提案事項(申請書)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な選考結果(概要等)		
H28	153	12.その他	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の3の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づき保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領II2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に関する情報連携(行外連携)に、法定事務における入手可能な特定個人情報を実施の事務処理に即して対象と大する(特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 【支援事例】 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二の3の項)。当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づき保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」)。しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html	
H28	154	12.その他	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、国土交通省	地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第二の3の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に、独立利用事務として情報連携を行う予定である特別貸付貸付住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅(特別貸付貸付住宅)についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に行外連携を可能とする)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求め特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支援事例】 上記より、別表第二の3の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独立利用事務として行外連携を行うことは可能であるが、当該独立利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に困窮する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0~214,000円)。本府においては、特別貸付貸付住宅(収入階層:月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独立利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別貸付貸付住宅)について、行外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めたい。 なお、借地法(特定優良賃貸住宅の供給の取組に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円~487,000円)については、行外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html	
H28	155	12.その他	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府、国土交通省	地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に、独立利用事務として情報連携を行う予定である特別貸付貸付住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅(特別貸付貸付住宅)についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に行外連携を可能とする)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求め特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支援事例】 法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に関する就学支援金の支給に関する事務において、市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。本府における上記事務に準ずる独立利用事務(高等学校就学支援金の乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独立利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における添付書類の取組に差異が生じる)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html	
H28	156	12.その他	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	国土交通省	地方に対する規制緩和	地方税法第145条第2項、道路運送車両法第13条	自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し	ローン完済により実質的に所有権が移転していると認められる自動車については、職権による所有権移転登録変更申請を可能とする。	自動車税滞納整理の効率化のため、ローンを完済後に買主が自動車の所有権移転登録されない場合は、買主が自動車税を滞納したときに、当該自動車を押し留めすることができず、滞納整理の妨げとなっている。	—
H28	157	02.農業・農地	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	農林水産省	地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金の配分基準について(平成17年4月1日16生産第8451号通知)	強い農業づくり交付金の配分基準について、事業実施主体のこれまでの先進的な取組についても、適正な評価が与えられる仕組みとするよう求める	本交付金については、ポイント制が採用されており、①成果目標に対する現況値(5点満点) ②達成すべき成果目標(10点満点)をそれぞれポイント化して積み上げ、上位ポイントから地区採択される仕組みとなっている。ただし、事業実施主体が先進的な取組を行って、現況値が高い場合、①は高ポイントとなるもの、②はさらなる積み上げが難しく低ポイントとなる仕組みとなっているため、採択順位が低くなり、交付金の内示額が少額、若しくは、内示額がなくなり、必要な事業推進への障壁となっている。例えば、本府の主要農産物であるお茶について、現在の政策目標では、煎茶から売れる茶種(かぶせ茶やてん茶)への転換を目指している。売れる茶種「販売戦略茶種」とし、その茶種の生産量を増やすなどの先進的な取組について、適正な評価が与えられる仕組みにしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html	
H28	158	02.農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	農林水産省	地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(別記2:鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の事業費に占める委託割合(50%)の制限を緩和し、実施として丸投げでない委託については50%を超えても委託可能とする	府が事業実施主体として広域捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する府独自の専門員がいないため、有害捕獲班を編成している市町村、猟友会等の狩猟団体へ委託しなければ実施できない。そのため、当該事業に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて確保・実施しなければならないことが前提となっており、必要な事業量確保、適正な事業量確保、適正な事業量確保、適正な事業量確保の確保に支障を来している。事業の丸投げを禁止する趣旨で委託割合について50%以内の制限が設けられているが、本府が実施している委託事業は、府が事業実施計画を策定し捕獲者と捕獲場所等の検討や市町村との調整、捕獲実施日は現地に行き等を行っており、実施として丸投げではない委託については、認めていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html	
H28	159	07.産業振興	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第5条	経営発達支援計画の認定に係る権限移譲	経営発達支援計画の認定に係る認定権限を都道府県に移譲する	商工会・商工会議所が作成する経営発達支援計画の認定については、都道府県は選考時に意見照会があるのみで、経営発達支援計画の認定・不認定結果と講評について、都道府県に情報提供を受けていないことから、各地域商工会・商工会議所の課題をつかみ効果的機能強化に取り組むことができない。	—
H28	160	06.環境・衛生	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	厚生労働省	地方に対する規制緩和	生活基礎施設耐震化等交付金交付要綱	水道施設耐震化のための生活基礎施設耐震化等交付金に、水道施設の耐震診断及び自家発電設備の設置を補助対象に追加	水道施設耐震化のための生活基礎施設耐震化等交付金に、水道施設の耐震診断及び自家発電設備の設置を補助対象に追加	京都府内の水道施設(幹幹管・配水管)の耐震率は、全国平均を下回っている状況であるが、重要なライフラインである上下水道施設について、下水道施設(所管:国交省)では補助対象となっていない水道施設の耐震診断及び自家発電設備の設置が、上下水道施設(所管:厚労省)では補助対象となっていない。防災・被災対策の推進は急務であるが、水道事業者においては、個別水道施設に対する耐震化対策の要否の把握が進まず、その結果、水道施設耐震化計画が策定されないことが、対策遅延の要因となっている。また、自家発電設備の整備についても、自然災害時の電源確保の重要性は認識されつつも、整備費用の検出が確実となり、対策が進んでいない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka_yosan.html
H28	161	03.医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という)については、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保等推進のため創設された。当基金は13つの事業区分に分けて配分されるが、区分ごとの配分は本府の実績や意向が反映されず偏りがあるため、地域の実情に応じた基金活用の妨げとなっている。(区分1)地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 (区分2)在宅等における医療の提供に関する事業 (区分3)医療従事者の確保に関する事業	—
H28	162	03.医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保促進法	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	介護について、介護ロボット導入支援事業など、地域ごとの事業の活用実績やニーズを踏まえ、より効果的な事業実施を図るため、地域の実情に応じて、都道府県の裁量により、これ以外の事業についても弾力的に基金を活用することが可能となるよう見直しが必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka_yosan.html
H28	163	03.医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保促進法	地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し	地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し	当初予算を組む段階で規模感が示されず、新規事業の実施可否も不明なため、新規事業の大部分は補正予算で対応せざるを得ず、事業実施期間が短くなってしまう。年度当初から事業を実施できるようスケジュールで交付する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (後案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(8)】【総務省(10)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(24)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)特別支援学校への進学援助に関する法律(昭29法141)による特別支援学校への進学のため必要な経費の支弁に関する事務(別表2の37)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。</p>					
<p>6【内閣府(8)】【個人情報保護委員会(1)】【総務省(10)】【国土交通省(17)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (a)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとともに、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学資の貸与に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 ・1つの独自利用事務において対象者を整理した上で複数の法定事務に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能であることについて、「情報連携に関するQ&A」(平27特定個人情報保護委員会事務局総務課)を平成28年度中に改正し、明示する。 ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。</p>			<p>【個人情報保護委員会】行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に規定する情報連携の対象となる事例の追加について(平成29年3月30日付け個人情報保護委員会事務局総務課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_154</p>	
<p>6【内閣府(8)】【個人情報保護委員会(1)】【総務省(10)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(24)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (a)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとともに、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学資の貸与に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。</p>			<p>【個人情報保護委員会】行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に規定する情報連携の対象となる事例の追加について(平成29年3月30日付け個人情報保護委員会事務局総務課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_155</p>	
<p>6【農林水産省】 (14)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金の交付対象事業のうち、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施方法については、事業費のうち委託に係る費用が50%を超えても委託により実施可能である場合等を明確化するため、地方公共団体に平成29年4月を目途に通知する。</p>			<p>【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について(平成29年3月31日付け農林水産省生産局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_158</p>	
<p>6【厚生労働省】 (17)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 地域医療介護総合確保基金(介護分)(6条)については、介護施設等の整備に関する事業及び介護従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、都道府県が当該基金を造成するに際しての国庫負担金の規模について都道府県に周知するとともに、毎年度可能な限り早期に内示を行う。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(希望名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概算的な調整結果(概要等)
H28	164	03.医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	地域医療介護総合確保基金【共通】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金【共通】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金については、「医療」区分と「介護」区分に区別されて運用されている。地域医療構想実現のためには在宅医療・介護ともに充実することが大前提であり、医療分・介護分の垣根なく、各事業区分間の配分調整を地域の実情に応じて弾力的に認める仕組みとするべき。	—
H28	165	12.その他	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・総合特別区域法第12条及び第35条、同法附則第2条 ・総合特別区域推進調整費の使途等に関する基準について(平成27年1月13日一部変更 府地活第9号)	総合特別区域推進調整費の支援期間の延長	【総合特別区域推進調整費による支援期間の延長】 総合特別区域計画に定めた、事業の推進を図るため、総合特別区域推進調整費の支援期間(当該総合特別区域に於ける最初の計画の認定から5年以内)に限る)の延長	関西イノベーション国際戦略総合特区では、ライフサイエンス分野や新エネルギー分野への集約投資により、世界に向けた新たなイノベーションを生み出していくこととしている。 各府県の取組は、とり、当該調整費により、B/C/D治癒システムの開発や異分野の研究者による医療技術開発拠点の整備を行うなど、さまざまな取組みを進めており、順調に進行している(内府府総合特別区域推進本部 評価・調査検討会の平成26年度評価 4.1/5)。 これらの分野で世界をリードしていくためには長期的・継続的な事業推進が必要不可欠であり、平成29年度以降もいかなる学研都市におけるスマートモビリティを活用した新たな実証事業などを展開していく予定である。 しかしながら、当該調整費は支援期間が「最初の総合特別区域の認定から5年以内」に限られているため、今後、総合特別区域更新等の手続きを行い、新計画の認定を受けたとしても、その時点で最初の計画認定から5年を経過することから、調整費が活用出来ない。 (関西イノベーション国際戦略総合特区の最初の認定日:平成24年3月9日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka_yosan.html
H28	166	06.環境・衛生	都道府県	岐阜県	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区における狩猟	鳥獣保護区における狩猟保護区内における農林業被害の防止を図るため、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、特に必要があると認めるときは保護区内において狩猟による捕獲等を可能とする区域を指定できるといった、新たな鳥獣保護区指定制度を導入する。	【制度の概要】 鳥獣保護区(以下、保護区という。)内では、鳥獣を保護し生物多様性の保全を図るため、全ての鳥獣の狩猟による捕獲等(法第11条第1項第2号に基づく捕獲等を含む。また、「捕獲等」は捕獲又は殺傷を以て。以下同。が一律に禁止されている。 ただし、野生鳥獣被害が生じている場合等においては、都道府県等による許可により捕獲等が可能とされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html
H28	167	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付の内示について	地域医療介護総合確保基金の運用緩和	地域医療介護総合確保基金(医療分)について、各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとする。	【具体的な支援事例】 岐阜県では、野生鳥獣による農林業被害が拡大しており(平成26年度は4億3,000万円)、このうちインシシ・ニホンジカによる被害が55%を占めている。特に、中濃北部・飛騨南部・西濃南部といったニホンジカの生息密度の高い地域では、森林内の雑草を摂食することによる衛生の改善など、生態系への影響も懸念されている。県内の被害を受けている地域からは、保護区内でのインシシ・ニホンジカの狩猟による捕獲等を認めほしい旨の意見が寄せられている。 現行制度において保護区内で捕獲等をするためには従事者を定め、都道府県等が許可しなければならぬが、近年進む狩猟者免許保持者の減少や高齢化から、地域で拡大する被害に応じた従事者を確保することが困難となっている。 そのため、捕獲等の拡大が見込めず、インシシ、ニホンジカの増加を抑制できない状況となっているため、より多くの者が狩猟による捕獲等に携わることができる制度を導入する必要がある。	—
H28	168	06.環境・衛生	都道府県	兵庫県、京都市、鳥取県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3項各号 自然公園法施行規則第11条第5項	国立公園特別地域内における基準の特例を定めることによる権限の都道府県への移譲	自然公園法の第二種特別地域及び第三種特別地域における特別基準の策定権限を都道府県に移譲することとし、同特別基準に基づき許可行為の事務権限を移譲すること	【現状】 国立公園法の特別地域内では、工物物を新築、改築し、又は増築する場合の許可にあたって、建ぺい率や容積率が厳しく制限されている。 【支援事例】 今年度国立公園編入60周年を迎える瀬戸内海国立公園甲地域は、関係団体の避暑地として知られるが、昨今の企業や健康保険組合の業績不振、財政状況の悪化及び保養所利用率の低迷により、乱立する保養所や研修施設等が相次いで閉鎖している。 (平成18年には26件、平成19年には135件の企業保養所等が営業していたが、現在、営業中では70件であり、10年単位で半減している) また、閉鎖施設10件の管理状況は、外装は、引き入れ利用できると見られるものが15件(18.5%)で、残りの66件(81.5%)は、荒廃が進み、利用できない状況にあるが、自然公園法の規制が地域の実情に合っていない。国立公園の管理は国が実施することとなっているが、このような状態が続けば、景観の悪化や環境破壊に繋がりがねず、治安の悪化の恐れもある。 なお、当地域では、国立公園としての豊かな自然環境、魅力や休験が進んでいる保養所等の遊休施設の新たな活用をはかり、山上の賑わいを取り戻すため、兵庫県と神戸市が合同で、関連事業者、住民、有識者等の参加を得て「六甲山土地利用プロジェクト」を本年5月に発足したところであり、今後の対策の一環として今回提案するものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html
H28	169	06.環境・衛生	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法第20条第5項、第6条第2項 自然公園法施行規則第11条の3	国立公園における一定の工物物の建築に於ける環境大臣との協議の廃止	国立公園の特別地域内において、一定の要件(高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立方メートル)を超える工物物新築、改築又は増築にかかわらず、その際に必要環境大臣との協議の廃止	【現状】 「都道府県知事は、国立公園の特別地域内において、工物物の高さ45メートル又はその地上部分の容積が30,000立方メートルを超える新築、改築又は増築について許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国立公園の風致に及ぼす影響の他の事情を考慮して環境大臣に協議しなければならない」と定められている。 【支援事例】 兵庫県ではシカによる生態系への被害が深刻化し、被害額は約1.6億円(127年度、全国5位)となっており、防護柵等の設置が急務であることから、スピーディな対応が望まれる。 しかし、許可に当たって環境大臣との協議を要することについて、処理期間(申請受理から回答まで)が2~3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しており、国立公園の適正な環境保全や迅速な対応に支障を及ぼしている。 【再提案理由】 平成26年に地域公共交通活性化・再生法が改正され、まちづくり観光振興などの地域振興策と一体的な取組や、地域特性や生活環境の変化を踏まえた持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立ち積極的に取り組んでいくことが重要であるとされた。しかしながら、一般乗合旅客自動車運送業に係る許認可権限等が地方に無いため、地域内の事業者の情報を把握することができない。 【新たな支援事例】 県内のある自治体が、社会実験としてコミュニティバスの路線を新設し、かつ計画し、当該地区を事業エリアとするバス事業者に運行を委託することで調整を行っていたが、その情報を知った路線バスの許可を持つタクシー事業者から、「当社でも運行可能である」とのクレームが入った。実際には当該タクシー事業者はバス車両を持っており、計画期間内にバスを走らせることが困難な状況であったが、当該自治体には運輸局から事業者が持つ車両などの許可に関する情報が提供されていないため、その調整に時間を要した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html
H28	170	10.運輸・交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4、5、9、15、21-2、31、79、94条	同一県域内における一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等の権限移譲	同一県域内で実施する道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送業(路線バス、コミュニティバス等)にかかる許認可、一時的な需要増加時における一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者への臨時許可を含めた権限の一括移譲を求める。	【現状】 平成26年に地域公共交通活性化・再生法が改正され、まちづくり観光振興などの地域振興策と一体的な取組や、地域特性や生活環境の変化を踏まえた持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立ち積極的に取り組んでいくことが重要であるとされた。しかしながら、一般乗合旅客自動車運送業に係る許認可権限等が地方に無いため、地域内の事業者の情報を把握することができない。 【新たな支援事例】 県内のある自治体が、社会実験としてコミュニティバスの路線を新設し、かつ計画し、当該地区を事業エリアとするバス事業者に運行を委託することで調整を行っていたが、その情報を知った路線バスの許可を持つタクシー事業者から、「当社でも運行可能である」とのクレームが入った。実際には当該タクシー事業者はバス車両を持っており、計画期間内にバスを走らせることが困難な状況であったが、当該自治体には運輸局から事業者が持つ車両などの許可に関する情報が提供されていないため、その調整に時間を要した。	—
H28	171	10.運輸・交通	都道府県	兵庫県、三田市、滋賀県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第78条(有償運送)	道路運送法における登録又は許可を要しない運送の縁起について(平成18年9月29日自動車交通局長官談話)	地域公共交通会議で、バス停までの距離があるなど交通が不便であると認められた地域において、地域ボランティアが地域及び対象者を限定して行う送迎サービスについては、公共交通空白地有償運送と見なし、有償運送が可能となるよう登録要件を緩和すること。	【現状】 自家用自動車は原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害等の緊急を要する場合を除き、例外的にこれを行うためには、過疎地有償運送や福祉有償運送など交通空白地域等、国の登録又は許可を受けなければならない。地域ボランティアが行う外出支援活動等において、ガソリン代、道路使用料、駐車場のみを受取る場合には許可が不要だが、運送(サービス)による対価の支払いがあるものは、有償運送として道路運送法の許可が必要とされている。 【支援事例】 過疎地公共交通空白地以外の地域においても、バス路線の便数が極端に少ない地域やバス停への距離があるなど交通が不便な地域がある。こうした地域では、バス停まで歩くことが困難な高齢者や重い荷物を持つ高齢者がいる地域がある。こうした地域では、高齢者が自家用車で移動し、目的地まで送迎していただくサービスが高齢者の足代わりとなっている。高齢化が急速に進む中、人口密度の低い地域や遠郊外では、買い物や医療等日常生活サービスの充足が従来通りでは難しくなることが想定されることから、地方自治体は、高齢者の孤立化の防止や地域コミュニティの維持等の観点も踏まえ、交通需要に応じた公共交通ネットワークの構築に取り組んでおり、こうした移動ボランティアは、公共交通ネットワークを補完するものと認識している。 しかしながら、実費(ガソリン代、道路使用料、駐車場代)以外の金銭の取立が認められていないため、活動に必要な保険料や電話代等の事務経費などを徴収することができず、ボランティア確保をはじめ活動の継続が難しい状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html
H28	172	09.土木・建築	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪府、堺市、関西広域連合	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)第2条	空家等対策の推進に関する特別措置法の対象の拡大	管理不全となっている長屋や共同住宅等、一部に居住実態があれば、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とならないことから、法の対象を拡大すること。	【現状】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第2条において、対象となる空家は「建築物又はこれに附属する工物物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」と定義されている。建築物とは「建築物」として「空家がなくても居住や使用実態があれば空家等対策特別措置法の対象とならない。そのため、法第9条第2項に基づく立入調査、法第10条に基づく固定資産税情報の利用ができず所有者等の特定が困難であり、また、法第14条に基づく助言又は指導、助言、命令等もとり、行政指導する行いが出来ない。 【支援事例】 本県内でも、4戸が共有した長屋建の建築物について、空家になっていた住戸(住戸の一部が防犯保安上危険となるおそれのある状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならず、法に基づく措置ができず対応に苦慮している事例がある。当該長屋の所在市は条例を制定し指導を行っているが、条例による指導には、税制上の措置(固定資産税等の住宅用地特例)がないことから、その効果が限定的となっている。 長屋等で所有者が複数人で分かれているケースもあり、相続等が入り所有者がすぐに判明しないケースもあり得るが、個人情報である税制情報の利用には条件でなく法の開示が必要であること、建築物の正命令は建築基準法で行うことは可能であるが、防災、衛生等生活環境保全の観点からの指導等は法の趣旨を鑑み空家等対策特別措置法で行うことが適切であることから、法改正が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【環境省】</p> <p>(7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)</p> <p>(1)一定の区域内において、シカ、イノシシ等の狩猟鳥獣のうち第三種特定鳥獣管理計画で定められたもの(7条の2)による被害の防止を図りつつ、他の鳥獣の保護を図る必要がある場合の対応については、対象狩猟鳥獣の捕獲禁止区域(12条2項)や休猟区の特例(14条1項)の活用等、既存の制度を組み合わせた方法を、各制度の趣旨や具体的な事例を含めて都道府県に平成28年度中に通知する。あわせて、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用した認定鳥獣捕獲等事業者(18条の2)の育成のための取組を推進するほか、都道府県における狩猟者の確保等捕獲の担い手の育成に係る取組状況を把握し、平成28年度中に周知するなど、地方公共団体における捕獲の担い手の確保に係る支援を行う。</p>			<p>【環境省】鳥獣保護区におけるニホンジカ等の被害の対応方法について(平成29年1月23日付け環境省自然環境局野生生物課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#H28_166</p>	
<p>【環境省】</p> <p>(1)自然公園法(昭32法161)</p> <p>地方公共団体、地域住民等の関係者が参画する国立公園の協働型管理運営については、地域の実情に応じた課題に対応するために一層の普及を図ることとし、各国立公園における先進的な取組事例や必要性等を整理し、関係都道府県に周知するなどの取組を平成28年度中に行う。</p>					
<p>【環境省】</p> <p>(3)自然公園法(昭32法161)</p> <p>固定公園内の特別地域における一定の行為について都道府県知事が許可を行う場合の環境大臣への協議(20条5項)については、省令を改正し、一定の要件を超える工作物の新築等(施行規則11条の3第1号)及び一定の面積を超える土地の開墾等(同条2号)を平成28年度中に協議対象から除外する。</p>					
<p>【総務省(11)】【国土交通省(18)】</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)</p> <p>(ロ)一部が空き室となっている長屋等への対応については、各地方公共団体の取組事例等の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。</p>					

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (3) 公営住宅法(昭26法193) (iii) 公営住宅の地域対応活用に係る期間の更新については、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であればその回数に制限はないこと及び更新の際に設定可能な期間について、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。</p>					
<p>【内閣府(6)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(22)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。 ・現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合の園庭面積の特例(同省令附則4条)については、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の園舎を建て替える場合であって、園庭の面積が減少しない場合においても適用できることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>			<p>【内閣府】幼保連携型こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(通知)(平成29年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.htm#h28_177</p>	
<p>【内閣府(6)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(22)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。 ・保育室等の設置階(同省令6条4項)については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を3階以上の階に設置することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 ・満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合に必要なとされる屋上園庭については、設置要件を見直し、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 ・幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方については、子ども・子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</p>		<p>満3歳以上の保育室を2階までに確保している場合、遊戯室を3階以上に設置可能であることを明確化した。 満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合の屋上園庭の設置要件の見直しを行った。</p>	<p>【内閣府】幼保連携型こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて【最終改正】平成29年3月31日付け府子本第224号、28文科初第1838号、雇児案0331第17号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.htm#h28_178</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (v) 病児保育事業(59条11号及び児童福祉法6条の3第13項)については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要綱」(平28厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を改正し、平成29年度を目途に例外的に以下に掲げる要件等を満たす事業の実施を可能とする。 ・離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関に併設された施設において実施する。 ・利用児童が2名以下で実施する。 ・子育て支援員研修(地域型保育)を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師1名が常駐する。 ・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。</p>			<p>【厚生労働省】病児保育事業の実施についての一部改正について(平成29年4月3日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.htm#h28_181</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	申込み	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	取扱法令等	提案事項(申請内容)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における既報的な連絡先(国等)
H28	183	05_教育・文化	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市	文科科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条第2項または第7項	高等学校等就学支援金申請に係る事務手続の見直し	高等学校等就学支援金における新入生の受給資格認定について、現在4月と7月の2回行う必要があるが、弾力的に運用できるように手続を見直すこと	【現状】 高等学校等就学支援金における新入生の受給資格認定について、6月頃にならなければ当該年度の課税証明書が発行されないため、4月には前年度の課税証明書等提出させ、4月～6月分の受給資格認定のために運用できるように手続を見直すこと 【支障事例】 現行の制度では4月に新入生の資格認定作業を行い支給決定後、再度7月～翌年6月までの資格認定作業を行う必要があるが、4月は、就学支援金だけでなく、新年度に必要となる書類が提出されることから、所得補償作業が重い負担となっている。後、保護者に課税証明書を平日に何度も取りに行かせることになり、心苦しいといった意見もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/jokka.html
H28	184	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(第63条10、第71条の2)	小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)にかかわる人員等の雇用の緩和	小規模多機能型居宅介護サービス事業者が利用する際には、小規模多機能型居宅介護サービス事業者に属している介護支援専門員に変更できるを得ないこと、また、居宅介護支援専門員は小規模多機能型居宅介護サービスの介護支援専門員を兼務することができないことから、兼務を可能とするなど居宅介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護事業者の業務を行えるよう規制の緩和。	【現状】 国においては介護者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、必要とする医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指しており、兵庫県でも小規模多機能型居宅介護サービスと、地域包括ケアシステムの基礎となる介護サービスの充実を図っている。 【支障事例】 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置き、当該介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させなければならない。そのため、既に訪問介護等の支援サービスを受けている者が小規模多機能型居宅介護事業者を利用しようとする、信頼関係ができてくる居宅介護支援専門員から、小規模多機能型居宅介護事業者に属している介護支援専門員に変更を余儀なくされる。また、居宅介護支援専門員にとっても、現在居宅介護を行っている者が小規模多機能型居宅介護事業者を紹介したくても、自ら支援を継続することができなくなるため、ためらってしまう。上記のとおり、事業者から、小規模多機能型居宅介護事業者が行っていく多機能型サービス、参入できないとの声がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/jokka.html
H28	185	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、川西市、三田市、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	B 地方に対する規制緩和	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基幹型障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表児童福祉法に基づく指定通所支援及び基幹型通所支援に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表	地方公共団体が設置する施設等に対する障害福祉サービス等報酬に於ける公立減算の廃止	地方公共団体が設置する施設等に対する障害福祉サービス等報酬に於ける公立減算の廃止すること	【現状】 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等報酬を考慮し、基本報酬(965/1000)が行われている。 ※療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、障害児入所施設 なお、平成28年3月28日の事務連絡によって、指定管理者によって提供された障害福祉サービス等に対する報酬について、原則として公立減算の対象となること明確化された。 【支障事例】 当該減算措置は、算定根拠が不明確であり、市の施設では、年間100万円から300万円近く減算されているため、施設運営を圧迫している。一方、類似制度である介護保険制度には同様の減算措置はなく、制度間の均衡を失っている。これにより、指定管理者制度により、民間事業者が管理している施設においても、公立減算がされることから、民間事業者であれば得られる収入が損なわれていると言える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/jokka.html
H28	186	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、洲本市、三田市、和歌山県	B 地方に対する規制緩和	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法 第57条の2 国民健康保険法施行令 第29条の2 第29条の3、第29条の4 国民健康保険法施行規則 第27条の17 高齢者医療の確保に関する法律施行規則第7条の2 「後期高齢者医療の高額療養費の支給、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額」について、「厚生労働省後期高齢者医療課長H21.5.11」	国民健康保険の高額療養費の請求に際しての手続きの簡素化	国民健康保険の高額療養費の請求に際し、70歳から74歳までの前期高齢者について、後期高齢者医療保険と自己負担限度の差がないことから、後期高齢者医療保険の高額療養費と同様に一度申請すれば、その後は申請がなくても高額療養費が支給されるよう手続きを簡素化する	【現状】 国民健康保険の高額療養費の支給を受けようとする者は、国民健康保険法施行規則第27条の17において、保険者に対して高額療養費支給申請書を提出しなければならないこと定められており、高額療養費が発生した月後1ヵ月申請する必要がある。 一方、同様の高額療養費の償還制度を持つ後期高齢者医療保険における高額療養費の制度では、「後期高齢者医療の高額療養費の支給、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額」について、「厚生労働省後期高齢者医療課長H21.5.11」により、初回のみ高額療養費の申請を行い、その後は申請がなくても高額療養費の払い戻しが行われている。 【支障事例】 国民健康保険制度を持ちながら、国民健康保険と後期高齢者医療保険とで取り扱いが異なっており、後期高齢者と比較して、70歳から74歳の前期高齢者は、申請する月後に領収書をとまり、市に提出しなければならぬ煩雑な手続きが必要となっているため、大きな負担となっている。しかし、後期高齢者医療と70歳から74歳までの者と後期高齢者との間には自己負担限度額に差が設けられていないこと、②兵庫県のある市では1年間における病院の受診回数は、70歳から74歳の前期高齢者が8.0回、後期高齢者が20.1回と両者の間に差がないことを踏まえ、70歳から74歳の前期高齢者と後期高齢者との間で高額療養費制度の手続きに差を設ける必要がない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/jokka.html
H28	187	07_産業振興	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	A 権限移譲	A 権限移譲	中心市街地活性化法第40条第4項、第5項、第41条第2項など	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の国から県への移譲	特定民間中心市街地活性化事業計画の認定から補助金交付までの権限を移譲すること	【現状】 国は、中心市街地活性化法に基づき市町村が策定した基本計画を認定しており、全国的視点のもとで役割を全うしている。特定民間中心市街地活性化事業は、この基本計画に記載されたものに限られ、地域・また商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の採択や地方税の不均一課税など地方公共団体の支援措置に関係しているため、事業実施については住民に身近な行政として地方の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。 また、国の地方創生生活等緊急支援交付金を活用し、平成27年度に実施した商店街活性化補助金などにより商店街活性化の機運が高まっているが、国が進める地方創生においては、地方への移行等を促進するため地方都市の経済・生活圏の形成が求められる。 【支障事例】 都道府県においては、商店街の振興に関する類似の施策を実施しており、支援対象となる事業者も差違が無い中で、支援窓口が国と都道府県とで2つに分かれているため、総合的な商店街の活性化施策の実施に支障を来している。 (例)再開発ビル等再整備事業(空き区画の再整備による新規テナント誘致)、商店街再編事業(商店街と周辺住宅地を含む区域で行う総合的なまちづくり)等	
H28	188	07_産業振興	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	A 権限移譲	A 権限移譲	地域商店街活性化法第4～7.11～13条 地域商業自立促進事業費補助金募集要項	地域商店街活性化法に関する認定事務の権限移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を国から県へ移譲すること ・商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の認定・変更・取り消し ・商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の実施状況報告の徴収 ・地域商業自立促進事業費補助金の交付事務の移譲	【再発案理由】 商店街の支援については、住民に身近な地方自治体が、地域の実情に応じて実施しているが、地域商業活性化法による商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画については、都道府県や市町村の意見を聴き、配慮することとなっているものの、認定等は経済産業省が行うこととしている。 また、国の地方創生生活等緊急支援交付金を活用し、平成27年度に実施した商店街活性化補助金などにより商店街活性化の機運が高まっているが、国が進める地方創生においては、地方への移行等を促進するため地方都市の経済・生活圏の形成が求められる。 【支障事例】 都道府県においては、商店街の振興に関する類似の施策を実施しており、支援対象となる事業者も差違が無い中で、支援窓口が国と都道府県とで2つに分かれているため、総合的な商店街の活性化施策の実施に支障を来している。 (例)商店街活性化事業(地域資源活用、少子・高齢化対応)、公園開き・共同施設事業(少子・高齢化対応)商店街新規出店・開業等支援事業(創業支援)等	
H28	189	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、三田市、滋賀県、大府市、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4項、地域資源を活用した農業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産業の利便促進に関する法律第5条第8項	農業レストランを農用地区域内に設置する際の要件緩和	主として同一市町村内で生産されている農産物又はそれを原料として製造・加工したものの提供を行う農業レストランについては、農業施設とするよう要件を緩和すること	【現状】 農業レストランは、農業振興地域の整備に関する法律上の農業施設として認められていない。そのため、農産物利用施設への設置が必要で、都市と農耕地の活用と農地地消の推進を行う上で支障となっている。 【支障事例】 本県の市では、地方創生の一貫として、外国人観光客等に豊かな自然を楽しむと同時に地域で取れた優れた農産物等を提供し、さらなる誘客の促進や販路拡大、地域活性化を図ろうと農業レストランの設置を検討していた。しかし、農業レストランは農業用施設に該当しないとして農振農用地区域内への建設が認められなかった。なお、農用地区域内での農業レストランの設置については、国家戦略特区で措置されており、その進捗状況等を踏まえ総合的に判断することとしているが、外国人観光客が日本に多く訪れており、今後東京オリンピック等でさらなるインバウンド消費が見込まれるなか、早急に検討していただきたい。	
H28	190	01_土地利用(農地除外)	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、京都市、堺市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	生産緑地法第3条	生産緑地地区指定の面積要件の要件緩和	自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区としての優遇措置を受けられるよう、下限面積や解除要件の緩和・条件委任等、地域の実情を考慮した特例の設定	【現状】 平成27年4月に都市農業振興基本法が成立。平成28年5月に策定された都市農業振興基本計画においても、生産緑地に関し、500㎡未満の農地やいわゆる「道連れ解除」への対応の必要性が明記されるなど、都市農業の振興、多面的機能の発揮が求められる。 【支障事例】 本県では、平成26年度9件(約2,000㎡)、平成27年度4件(約800㎡)が自己都合によらず生産緑地を解除されている。例えば、複数人で1団の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡した。しかし、その者の後継者がおらず、その農地を手放すこととなったため、全体として緑地面積が500㎡を満たさなくなり、残りの者は農業を継続したいにも関わらず生産緑地の指定は「道連れ解除」となった。そのため、公共事業用地として取得し、生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区の面積要件を上げていられ、生産緑地地区の指定が解除される。 【支障事例】 改正生産緑地法において、地方創生推進交付金の申請にあたっては、地方創生推進計画を作成し、交付金事業を記載した上で、内閣総理大臣の認定を受ける必要がある。 【支障事例】 地方版総合戦略は、産学官学労官の有識者の意見聴取やパブリックコメントの実施、議会の議決を経て策定されており、地方再生の認定基準(1号基準:地方再生計画基本方針に適合するものであること、2号基準:産学官学労官の有識者の意見聴取やパブリックコメントの実施、議会の議決を経て策定されていること、3号基準:計画が確実に実施されると見込まれること)を満たしているものである。それにも関わらず、地方創生推進交付金の申請にあたっては地域再生計画の作成が義務付けられていることから、地方にとって二重手間となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/jokka.html
H28	191	12_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条、13条 地域再生法施行令第9条 地域再生法施行規則第1条第1項 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金の申請手続きの見直し	地方創生推進交付金について、地域の実情に応じた事業執行が可能となるよう、地方版総合戦略等を地方再生計画の代替として申請できるように、申請手続きを見直すこと	【現状】 改正生産緑地法において、地方創生推進交付金の申請にあたっては、地方創生推進計画を作成し、交付金事業を記載した上で、内閣総理大臣の認定を受ける必要がある。 【支障事例】 地方版総合戦略は、産学官学労官の有識者の意見聴取やパブリックコメントの実施、議会の議決を経て策定されており、地方再生の認定基準(1号基準:地方再生計画基本方針に適合するものであること、2号基準:産学官学労官の有識者の意見聴取やパブリックコメントの実施、議会の議決を経て策定されていること、3号基準:計画が確実に実施されると見込まれること)を満たしているものである。それにも関わらず、地方創生推進交付金の申請にあたっては地域再生計画の作成が義務付けられていることから、地方にとって二重手間となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/jokka.html
H28	192	12_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金の先駆タイプについて、地方創生推進交付金に関するQ&A(平成28年5月27日事務連絡)で、先駆タイプの申請においては、生活介護のみ、コンパクトシティ等の事業以外は、一つの地方公共団体が単独で申請交付申請を行うことも可能とされた。	【現状】 「地方創生推進交付金に関するQ&A」(平成28年5月27日事務連絡)で、先駆タイプの申請においては、生活介護のみ、コンパクトシティ等の事業以外は、一つの地方公共団体が単独で申請交付申請を行うことも可能とされた。 【支障事例】 当初、地方創生推進交付金(「先駆タイプ」)について、地方自治体の単独事業では申請できないとされていたが、平成28年5月27日に発出された「地方創生推進交付金に関するQ&A」において、「先駆タイプ」は広域連携事業(複数の地方公共団体がそれぞれ予算上を行い、共同で交付申請を行うもの)に原則限定されたため、地方の創意を発揮した事業が実施できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/jokka.html	
H28	193	12_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の3	広域連合の規約変更手続の弾力化	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を担う主体的に行う事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とする。	【現状】 広域連合の規約に定められた事項のうち、広域連合の事務所的位置、経費の弁済方法以外の事項を変更しようとする場合、総務大臣の許可を得る必要がある。その際には、総務大臣は国の関係行政機関の長へ意見を求める必要がある。 【支障事例】 ①関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続を行った。当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とひと・しごと創生本部とで、広域連合が計画の策定主体であるかは認識済みであり、申請から総務大臣許可まで1か月半以上の期間を要した。 ②「関西ワールドクラスプログラム」(2021～2023)の開催を機に、広域連合として広域的なスポーツの振興を行うため、連合規約第4条を改正した。こうした事務は国の行政機関の権限が何らかの権限を有して、主体的に取り扱われるべきではないと聞かず、申請から総務大臣許可まで1か月を要した。 上記の支障事例は、法令等により国の権限を担う、主体的に行う事務が執行しているものではないこと、規約の改正に当たり、広域連合の構成県市の議会の議決を得る必要があること、事前に総務省と相談を行っていることこの3点を踏まえ、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながることもなく、事業執行について法令等に係る関係行政機関の協議も不要であることから、許可ではなく、届出制でよいと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (播磨年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【文部科学省】 (6)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 高等学校等就学支援金制度における受給資格認定(4条)については、平成29年7月からの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報等の情報連携により収入状況届出書の提出を不要とする方向で検討し、平成29年6月末までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【文部科学省】高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則等の一部を改正する省令新田对照表</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_183</p>	
<p>6【厚生労働省】 (18)介護保険法(平9法123) (v)小規模多機能型居宅介護に係る居宅サービス計画を指定小規模多機能型居宅介護事業所に置かれる介護支援専門員以外の介護支援専門員が作成した場合における居宅介護支援費の算定については、議論の必要性も含めてその在り方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (21)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)及び児童福祉法(昭22法164) 障害福祉サービス等の報酬において地方公共団体の設置する事業所等の単位数を1000分の965に減算すること(公立減算)については、事業所等の経営実態、サービスの提供実態等の客観的・具体的なデータに基づき、その在り方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (12)国民健康保険法(昭33法192) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請については、高齢者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続を簡素化することを可能とし、平成28年度中に省令改正等の必要な措置を講ずる。 また、高額療養費の支給申請の際、原則として国民健康保険の保険者の判断により、領収書(一部負担金等の支払額の証拠書類)の添付を省略できることについて、改めて国民健康保険の保険者に平成28年中に通知する。</p>			<p>【厚生労働省】市町村が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請の手続の簡素化等について(平成28年12月20日付け厚生労働省保健局国民健康保険課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_186</p>	
<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>
<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>
<p>6【国土交通省】 (13)生産緑地法(昭49法68) 生産緑地地区の規模要件(3条1項2号)については、「都市農業振興基本計画」(平成28年5月13日閣議決定)に基づき、現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることとなった生産緑地地区について、小規模な農地を保全する観点から生産緑地制度の要件の緩和を検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【国土交通省】都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令案について(平成29年5月)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_190</p>	<p>【国土交通省】都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案について(平成29年5月)</p>
<p>6【内閣府】 (10)地方創生推進交付金 (i)地方創生推進交付金の申請手続については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、引き続き申請手続の簡素化を進めることについて、地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年中に周知する。</p>					
<p>6【内閣府】 (10)地方創生推進交付金 (ii)地方創生推進交付金の申請要件については、複数の地方公共団体が共同で予算を実施する予算の共同化に限らず、それ以外の形で連携を広く認めるという地域間連携の申請要件に関する運用弾力化について、改めて地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年中に周知する。</p>					
<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	申請 番号	分野	提案団体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (趣旨)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における概略的な 審査結果(概要等)
H28	194	12.その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項	過疎地域(自立促進方針を定める際の関係大臣等)の同意協議の廃止	地方の主体性を高め、事務手続きの負担を軽減するため、都道府県が過疎地域自立促進方針を定める際の総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣への同意協議を廃止し報告のみとする	【現状の制度】 都道府県は、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針を定めることができるが、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。同意があつては、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議することとなっている。 【支障事例】 本県で直近に方針を策定(H27)した際、同意基準を踏まえ総務省との事前相談を行ったが、国の意見回答までに約2ヶ月かかっており、その後の正式協議でも、修正を要するとされた箇所がほとんど無かつたにも関わらず、約1ヶ月を要した。その結果、過疎地域自立促進計画の作業スケジュールの遅れを懸念した市町村から、「12月議会日程に間に合うのかなど、国との協議の進捗状況についての問い合わせが多数あり、対応に苦慮した。」	
H28	195	08.消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	被災者生活再建支援制度について	市町村等をまたがる災害が発生した場合、基準を満たさない市町村の被災者は支援金の対象とされないことから、一連の災害では全ての被災団体を支援する必要がある場合がある。地方は独自制度で支援することが多いが、その場合は国から特別交付税として50%が支払われることとなる。 【支障事例】昨年年度からの状況変化 本年4月に発生した熊本地震においても、熊本県は100世帯以上で全壊したため県全域が適用されたが、大分県内では全壊が九重町の一世帯のみであり、同法が適用されていない(H28.5.17現在)。また、平成28年9月の熊本地震では、丹波市を中心に甚大な被害が発生し、被災者生活再建支援制度を適用したが、猪名川町や神戸市では一部損壊に止まり、同制度を適用できなかった。なお同震害災害では、京都府や徳島県でも同様の事例が発生している。 【再提案理由】 これまでの内閣府の回答は、こうした小規模の被害は地方自治体で支援すべきであるとしたが、この制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としており、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用していることを踏まえ、同一の大規模災害の被害者に関しては全て適用すべきである。	https://www.cao.go.jp/hunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujekka_yosun.html	
H28	196	05.教育・文化	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第2 106項	奨学金事務にかかわるマイナンバーの利用をする主体の拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能とする。また、番号法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限り)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とする。)。	【現状の制度】 当該奨学金事業は、もとより独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	https://www.cao.go.jp/hunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujekka.html
H28	197	09.土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	(1)建築基準法別表第2、建築基準法第87条 (2)①建築基準法第26条、建築基準法施行令第114条 (2)②建築基準法第35条、建築基準法施行令第128条の2 (2)③建築基準法第35条の2、建築基準法施行令第128条の4、第129条 (2)④建築基準法第36条、建築基準法施行令第23条 ※建築基準法第35条、建築基準法施行令第126条の4	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更における規制緩和) ①境界・間仕切り壁 ②排煙設備の設置 ③内装制限 ④室内階段の寸法 なお、法施行前の建物は、既存のまま宿泊施設として利用できるようにする。	(1)空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定のグループで、10人以下など少人数への1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、住宅とみなして建築基準法を適用することとし、ホテル・旅館への用途変更を要としないこと。 (2) (1)の対応ができない場合、ホテル・旅館の規制について、戸建住宅と同様の規制に緩和すること。 【規制緩和を提案する規定】 ①境界・間仕切り壁 ②排煙設備の設置 ③内装制限 ④室内階段の寸法 なお、法施行前の建物は、既存のまま宿泊施設として利用できるようにする。	【支障事例】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家をホテル・旅館に用途変更する場合、建築基準法に定める基準を満たす必要があるが、本県などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設としての利用が進んでいない。	https://www.cao.go.jp/hunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujekka.html
H28	198	09.土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第97条	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更の確認申請手続きの緩和)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、住宅からホテル・旅館への用途変更の確認申請として、現在の100㎡から300㎡に緩和するとともに、300㎡以下の建物については、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行う。	【支障事例】 用途変更の申請においては、設計図等の提出が求められており、事業者が手続き上の負担が生じている。また、用途変更が100㎡を超える建物が対象となることから、実態として、100㎡を超える空き家の利用が進んでいない。	https://www.cao.go.jp/hunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujekka.html
H28	199	09.土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	(1)建築基準法第48条 (2)建築基準法第49条	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化、(2)特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例制定の際の大臣同意の廃止)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、(1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化を求め、(2)都市計画法上の特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例制定時には、国土交通大臣の承認が必要であることから、同意を要しない協議に緩和する。	【支障事例】 1)規制改革会議の第4次答申では、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスの実施を可能とする方向で検討することとしている。今後、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスのほか、空き家をホテル・旅館とする事例の増加が予想される。 2)特別用途地域内で規制を緩和する条例を制定する場合、大臣の承認が必要であり、承認には、下協議に6か月、事前協議に3か月、承認申請に3か月要しており、地方側の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/hunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujekka.html
H28	200	08.消防・防災・安全	都道府県	広島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	(1)消防法第17条、消防法施行令第7条、第10条 (2)消防法第17条、消防法施行令第7条、第21条 (3)消防法第17条、消防法施行令第7条、第26条 (4)消防法第8条の3、消防法施行令第4条の3	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(消防用設備の設置義務の緩和)	空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定のグループで、10人以下など少人数への1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、消防法で定められている次の設置基準について、戸建住宅と同様の規制に緩和する。 【設置基準】 (1)消火器具の設置 (2)自動火災報知設備の設置 (3)誘導灯・誘導標の設置 (4)防火物品(カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等)の使用	【支障事例】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家を宿泊施設として利用する場合、消防法に定める基準を満たす必要があり、古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設としての利用が進んでいない。	https://www.cao.go.jp/hunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyujekka.html
H28	201	10.運輸・交通	都道府県	広島県	国土交通省 警察庁	B 地方に対する規制緩和	道路運送車両法第12条 自動車保管場所の確保等に関する法律第7条	広域観光周遊ルート形成に向けた、レンタカー型カーシェアリングの使用場所変更手続き等の緩和	ITの活用によりレンタカーの使用位置を把握・管理できる場合は、自動車保管場所と使用の本拠の位置の変更手続きを不要とする。	【現状】 瀬戸内の交通環境において、本州と四国地方を結ぶ鉄道は瀬戸大橋線のみであり、その他の主な交通手段は、自家用車・バス・船に限られることから、広域観光を行う旅行者にとってレンタカーを手軽な料金設定で利用できる、旅行商品造成が求められている。 【支障事例】 観光庁に認定された広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」を推進し、瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を高めるため、(一社)せとうち観光推進機構と連携し、レンタカーを活用した旅行商品の企画・造成を推進しているが、道路運送車両法第12条では、「使用の本拠の位置に変更があったときは、15日以内に国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない」とされている。また、車庫法(自動車の保管場所の確保等に関する法律)第7条では、「保管場所の位置を変更したときは、15日以内に変更後の保管場所を管轄する警察署長に届出を行う」とされている。広域周遊観光の場合、出発地と最終目的地が異なるルートが多数(例えば、広島県や愛媛県)であり、レンタカーの「乗捨て」サービスを利用することとなるが、同法の規定によりレンタカー事業者の責務で、出発地の配置事務所がレンタカーを戻す必要があることから、結果として、利用者の「乗捨て料金」に転嫁されており、観光客にとって魅力ある旅行商品造成につげることが難しい。	
H28	202	10.運輸・交通	都道府県	広島県	国土交通省 警察庁	B 地方に対する規制緩和	道路運送車両法第12条 自動車保管場所の確保等に関する法律第7条	広域観光周遊ルート形成に向けた、レンタカー型カーシェアリングの使用場所変更手続き等の緩和	ITの活用によりレンタカー型カーシェアリングの貸渡・整備状況を把握・管理できる場合は、自動車保管場所と使用の本拠の位置の変更手続きを不要とする。	【現状】 瀬戸内の交通環境において、本州と四国地方を結ぶ鉄道は瀬戸大橋線のみであり、その他の主な交通手段は、自家用車・バス・船に限られる上、橋が架かっていない島も多数あり、移動手段が船に限られる。観光地が離島の場合、そこを訪れる旅行者にとって、一時的な交通手段を確保することが必要であり、レンタカー型カーシェアリングの普及促進が求められている。 【支障事例】 観光庁に認定された広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」を推進し、瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を高めるため、(一社)せとうち観光推進機構と連携した取組を推進しているが、道路運送車両法第12条では、「使用の本拠の位置に変更があったときは、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない」とされている。また、車庫法(自動車の保管場所の確保等に関する法律)第7条では、「保管場所の位置を変更したときは、変更後の保管場所を管轄する警察署長に届出を行う」とされている。瀬戸内の島々において、瀬戸内芸術祭など短期間のイベントを開催する場合、開催地が小さな離島のことも多く、上陸後の移動手段がバス・タクシーしかないため、観光客にとって、移動手段が非常に不便な状況となっている。 期間限定イベント開催で、レンタカー型カーシェアリングにより一時的な交通手段を確保することができれば、観光客の利便性の向上や、更なる誘客促進につげることができ、同法の規定がネックとなり、カーシェアリングを展開することができない。	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>(参考) 6【内閣府(8)】【個人情報保護委員会(1)】【総務省(10)】【文部科学省(8)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (※)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則第4条1項に基づき、同法の施行後3年を目的として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【内閣府】 (12)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)公共性の高い業務における個人番号制度の利活用については、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、個人番号利用事務に罹災証明書の交付事務等を追加するとともに、情報連携の対象に戸籍関係情報等を追加する。 〔措置済み(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)〕</p>	<p>個人番号利用事務に罹災証明書の交付事務等を追加するとともに、情報連携の対象に戸籍関係情報等を追加した。</p>			内閣府大臣官房番号制度担当室
<p>6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (1)寄宿舎の施設基準については、住宅を寄宿舎に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	申請 分野	分野	提案主体の属性	関係府省	提出区分	取扱法令等	提案事項(申請書)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な 審査結果(概要等)	
H28	214	06.環境・衛生	都道府県	徳島県、鳥取県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	屋内におけるFCFLへの水素充填を可能とする規制緩和	FCFオーブト導入の可能性については、クリーンな環境下での作業を必要とする食品、精密機械等を取り扱う物流倉庫等を有する事業者にとって、屋内充電が可能であることがFCFオーブト導入のための必須事項となっているが、現行法上、水素スタンドのデイスメンサーの上部は、水素が溜まりやすいような構造となっていることから、実質、屋内での水素充電では不可能となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2016/teianhosyu_jokka.html	
H28	215	06.環境・衛生	都道府県	徳島県、大阪府、兵庫県、鳥取県、堺市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則64条	FCV及びFCFCLへの水素セルフ充電を可能とする規制緩和	FCV及びFCFオーブトへの水素セルフ充電を可能とする。水素の充てんは、高圧ガス保安法に規定する「高圧ガスの製造」に該当するため、事業者は安全を保つため、充填作業を行う際には保安検査者による監督が必要であることから、FCVDライバーやFCFオーブト作業者が、セルフ充電を行うことはできない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2016/teianhosyu_jokka.html	
H28	216	06.環境・衛生	都道府県	徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、京都市	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法32条、道路法施行令第7条	道の駅等道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工造物」の占用許可対象物とする。道の駅等道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工造物」の占用許可対象物とする。	本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及促進を推進しているところである。道路利用者が気軽に立ち寄ることができ、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促すことで、水素ステーションの普及につながることを期待できるが、現在、道路法第32条の占用許可対象物とはなっていないため、「道の駅」等の道路空間に設置することができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2016/teianhosyu_jokka.html	
H28	217	03.医療・福祉	都道府県	徳島県	B 地方に対する規制緩和	B 地方に対する規制緩和	障害者の雇用促進等に関する法律	雇用主と課税されている障害者雇用促進法義務の対象となる障害者について、難治性疾患患者を含めることとする。(現在、対象となっていないのは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者のみ)	「障がい者の雇用促進等に関する法律」に基づき障がい者の法定雇用率が「者数の算定は、身体障がい者又は知的障がい者しか対象となっていないことから、これらの認定をされていない「難治性疾患」については、一般事業主による雇用が進まない状況となっている。	—	
H28	218	08.消防・防災・安全	都道府県	徳島県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第49条の11	自主防災組織等への円滑な避難行動支援者名簿の提供が可能となるよう、災害対策基本法の見直しを行うこと。	自主防災組織等への円滑な避難行動支援者名簿の提供が可能なことにより、避難行動支援者名簿の提供が可能となることにより、災害発生時に円滑な避難支援を行うことが図れる状況にある。平時においても、情報提供の必要性は変わりないため、災害対策基本法を改正するまでである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2016/teianhosyu_jokka.html	
H28	219	03.医療・福祉	都道府県	徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、堺市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金要綱第3条	病児・病後児ファミリーサポートセンターの円滑な設置・運営のための「子ども・子育て支援交付金補助要綱」の対象経費の明確化、「感染症対策に必要な経費」についても対象に含める旨の見直し	病児・病後児ファミリーサポートセンターの設置・運営については様々なニーズがあるが、特に慎重な対応を要する病児・病後児児病児を行うため感染症対策の強化について市町村及びファミサポ運営者より強い要望が出されている。また、「提供会員自身を通じて家庭に届くことが心配」として提供会員に不安感から、提供会員と依頼会員のマッチングを行うことや、県内の病児・病後児ファミサポ・サポート・センターの事業展開が円滑に進まない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2016/teianhosyu_jokka.html	
H28	220	03.医療・福祉	都道府県	徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、堺市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	病児・病後児ファミリーサポートセンター安定運営のための保育士配置基準の緩和	病児保育事業(病児対応型、病児後対応型)については、看護師等を利用人数をおおむね10人以上につき1名以上、保育士をおおむね1名以上につき1名以上を配置することとしているが、保育士の配置基準を緩和し、「看護師等を利用人数をおおむね10人以上につき1名以上、専用の講習を受けたファミリーサポート・センター会員を利用人数1人以上につき1名以上の配置も可能とする。	病児保育事業(病児対応型、病児後対応型)については、看護師等を利用人数をおおむね10人以上につき1名以上、保育士をおおむね1名以上につき1名以上を配置することとしているが、保育士の配置基準を緩和し、「看護師等を利用人数をおおむね10人以上につき1名以上、専用の講習を受けたファミリーサポート・センター会員を利用人数1人以上につき1名以上の配置も可能とする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2016/teianhosyu_jokka.html	
H28	221	02.農業・農地	都道府県	徳島県	B 地方に対する規制緩和	B 地方に対する規制緩和	農地集積・集約化対策事業実施要綱別記の第4号の3	経営転換協力量金について、国が都道府県への交付経費を定めるとともに、要綱で定められた事業実施が困難となったため、国の交付条件を変更する。	農地集積のため、農地中間管理機構に目地を貸し付けた農業者に交付される「経営転換協力量金」については、「扱い手への農地集積推進事業実施要綱」により交付単価が定められている。 ①0.5以下 30万円/戸 ②0.52以上2.0以下 50万円/戸 ③2.0以上 70万円/戸 現状、事業費上限があるため、要綱で示す交付単価では経営転換協力量金の運用は難しく、経営規模が小さい農業者が多く、地域においては、都道府県の判断によりやむを得なく大幅な単価切り下げを余儀なくされ、機構の活用が滞ります。制度に対する不信感が生じる恐れがある。	—	
H28	222	10.運輸・交通	都道府県	徳島県、滋賀県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第78条、同法施行令第48、49条	普通地域及びそれに類する地域(以下、「普通地域等」とい)における「二次交通」確保のため道路運送法の規制緩和	バス、タクシー等の既存交通事業者が十分に存在しない場合など、一定要件のもと、自家用有償旅客運送の実施主体に地方公共団体の要請を受け、旗船事業者等の民間事業者を招くこととする。	バス、タクシー等の既存交通事業者が十分に存在しない場合など、一定要件のもと、自家用有償旅客運送の実施主体に地方公共団体の要請を受け、旗船事業者等の民間事業者を招くこととする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2016/teianhosyu_jokka.html
H28	223	05.教育・文化	都道府県	徳島県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・義務教育諸学校等の施設費が巨額負担等に関する法律第12条第2項 ・学校施設環境改善交付金要綱第2第2項別表1-1(ア)	学校施設環境改善交付金 大規模改修(障害児等対策)の対象に、高等学校を追加すること。	障がいのある生徒の県立高校進学率は増加傾向のため、施設面の障害をなくすバリアフリー対策工事が急がれるが、高等学校は国の支援制度の対象となっていないため十分な対策ができない。	—	
H28	224	05.教育・文化	都道府県	徳島県、大阪府、兵庫県、鳥取県、京都市、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	6次産業化教育推進のための「専門学科・科目の履修条件」の緩和	6次産業化教育の推進に必要な教育課程を編成するための「専門学科・科目の履修条件」の緩和	高等学校学習指導要領には、「商業」に関する学科以外の専門学科においては、各科目の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合において、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を単位まで上記の単位数の中に含めることができ」とされ、その判断は学校長に委ねられているが、具体的な事例が列挙されていないことから、学校長が判断することができない状況であり、地域の状況に応じた6次産業化教育を推進する上で、農工商科目を統合した柔軟な対応が望ましい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2016/teianhosyu_jokka.html	
H28	225	07.産業振興	知事会	全国知事会	経済産業省	権限移譲	地域・まちなか商業活性化支援事業のうち地域商業自立促進支援事業について事務および権限を都道府県に移譲	地域・まちなか商業活性化支援事業のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲	6次産業化教育の推進に必要な教育課程を編成するための「専門学科・科目の履修条件」の緩和 (例) 6次産業化教育の推進に必要な教育課程を編成するための「専門学科・科目の履修条件」の緩和 6次産業化教育の推進に必要な教育課程を編成するための「専門学科・科目の履修条件」の緩和 6次産業化教育の推進に必要な教育課程を編成するための「専門学科・科目の履修条件」の緩和 6次産業化教育の推進に必要な教育課程を編成するための「専門学科・科目の履修条件」の緩和 6次産業化教育の推進に必要な教育課程を編成するための「専門学科・科目の履修条件」の緩和 6次産業化教育の推進に必要な教育課程を編成するための「専門学科・科目の履修条件」の緩和	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2016/teianhosyu_jokka.html	
H28	226	07.産業振興	知事会	全国知事会	経済産業省	権限移譲	我が国若者・女性の活躍推進のための提言 日本再興戦略 “ちいさな企業”成長本部行動計画	中小サービス業人材育成の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲	研修事業と内容や実施時期の調整が必要で関係団体の間で進めたいが、方向性の整合性がとれず、内容に重複が生じる可能性が高い。国が都道府県を介さず支援している企業の情報等について時時適切な共有がため、都道府県や団体における地域産業政策の効果的な企画立案に支援が出ている。国の交付決定に時間を要するため、事業実施時期が年度の後半になっている。利用者の観点からすると、類似した補助メニューにもかかわらず申請先が複数になることや、申請場所が都府県異なる等手続きが煩雑である。(7割を超える都道府県に類似の事業あり)	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2016/teianhosyu_jokka.html	
H28	227	05.教育・文化	町	南部町、身延町	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金要綱第104条、通知25年9月3日 文部科学省 通知「子宮頸がん予防ワクチンの積極的推進」と思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒への対応について	子宮頸がんワクチン接種による健康被害者への高等学校に在籍している生徒及び卒業不可の高等教育施設等に対する対応を求め、すでに文部科学省が通知しているところであるが、被害状況が顕在化したことと発生し、改めて、適切な対応を行うよう文科省から断絶して通知するよう求める。	本町では、子宮頸がんワクチン接種した10代女性2人が、歩行困難や低血圧といった症状を訴え、病院でワクチン接種の副作用の疑い強いとの診断を受け、いずれも日常生活に支障が出ており、1人は高校にも進学できない日も多量。登校日数の影響で卒業できず自己進学を願っている。本町では、卒業不能の卒業生であるにもかかわらず、ワクチン接種による健康被害の影響による進学は、自己責任外であることから、国の責任において高校卒業できるように柔軟な対応を望む。具体的には、高等学校の進級、卒業等の基準については、各学校の教育課程に基づき、各校で定めることとし、学校教育法施行規則第44条、第104条及び平成25年9月3日 文部科学省通知「子宮頸がん予防ワクチンの積極的推進」と思われる症状により教育活動の制限が生じたことと発生し、改めて、適切な対応を行うよう文科省から断絶して通知するよう求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2016/teianhosyu_jokka.html	
H28	228	12.その他	中核市	長崎市	財務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法 平成27年度財政融資資金地方長期貸付等借入の手引(財務省 福岡財務務局)の変更	財政融資資金地方資金の借入における借入金利方式の選択可能期間等を考慮し借入時期に選択できるように見直しをしい。	【支援事項】 財政融資資金地方資金の借入について、固定金利方式、利率見直し方式(5年から30年償)の方法があるが、方式の選択時期が前年度末となっている。本市では、利率見直し方式(5年償)を選択しているが、平成27年度借入(平成28年5月)において、現下の低金利勢を勘案し、提示された利率に応じた固定金利や利率見直し方式の借入を選択し、借入期間を延長することとした。また、金利情勢を踏まえた変更を行うことができなかった。なお、一般市公共団体金融機構については、前年度の08月借入金利方式の決定期満となり、金融機関借入借入時に決定している。 【財政融資資金地方資金の借入について、固定金利方式、利率見直し方式(5年から30年償)の方法があるが、方式の選択時期が前年度末となっている。本市では、利率見直し方式(5年償)を選択しているが、平成27年度借入(平成28年5月)において、現下の低金利勢を勘案し、提示された利率に応じた固定金利や利率見直し方式の借入を選択し、借入期間を延長することとした。また、金利情勢を踏まえた変更を行うことができなかった。なお、一般市公共団体金融機構については、前年度の08月借入金利方式の決定期満となり、金融機関借入借入時に決定している。 【財政融資資金地方資金の借入について、固定金利方式、利率見直し方式(5年から30年償)の方法があるが、方式の選択時期が前年度末となっている。本市では、利率見直し方式(5年償)を選択しているが、平成27年度借入(平成28年5月)において、現下の低金利勢を勘案し、提示された利率に応じた固定金利や利率見直し方式の借入を選択し、借入期間を延長することとした。また、金利情勢を踏まえた変更を行うことができなかった。なお、一般市公共団体金融機構については、前年度の08月借入金利方式の決定期満となり、金融機関借入借入時に決定している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2016/teianhosyu_jokka.html	
H28	229	10.運輸・交通	一般市	湯沢市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第78条「自家用自動車(事業用自動車以外の自動車)のうち、以下同列)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。」同97条「自家用有償旅客運送を行うおとす場合は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。」	道路運送法における登録又は許可を要しない運送形態の規制緩和	平成18年9月29日発出の自動車交通運輸局長課長からの登録又は許可を要しない運送形態の規制緩和	本町では、子育て支援交付金要綱第104条、通知25年9月3日 文部科学省 通知「子宮頸がん予防ワクチンの積極的推進」と思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒への対応について	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2016/teianhosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府】</p> <p>(4)災害対策基本法(昭36法223)</p> <p>(a)避難行動要支援者名簿については、住民の理解を助け、市町村の避難行動支援の取組を支援するため、当該名簿に関するパンフレットの作成等、住民への普及・啓発を平成29年度中に行う。</p>					
<p>6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】</p> <p>子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(iii)子ども・子育て支援交付金の交付対象事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)については、感染症対策に要する消耗品等の経費が交付対象経費に含まれることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>			<p>【厚生労働省】子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)における感染症対策について(平成29年1月26日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭再立課長補佐事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_219</p>	
<p>6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】</p> <p>子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(iv)病児保育事業(59条11号及び児童福祉法6条の3第13項)については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要綱」(平28厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を改正し、平成29年度を目途に例外的に以下に掲げる要件等を満たす事業の実施を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関に併設された施設において実施する。 ・利用児童が2名以下で実施する。 ・子育て支援員研修(地域型保育)を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師1名が常駐する。 ・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。 					
<p>6【文部科学省】</p> <p>(1)学校教育法(昭22法26)</p> <p>(iii)6次産業化教育を推進するために農業科において工業に関する科目を履修させることについては、現行の高等学校学習指導要領(平21文部科学省告示34)の下で対応が可能であることを、都道府県教育委員会等に平成28年度中に周知する。</p>					
<p>6【文部科学省】</p> <p>(1)学校教育法(昭22法26)</p> <p>(iv)ヒトパピローウイルス感染症の予防接種(子宮頸がん予防ワクチン接種)後に症状が生じた生徒等への対応については、痛み等を訴える生徒等への理解、療養等による長期欠衛生徒等を対象とした特別の教育課程(通信の方法を用いた教育による単位認定等)を編成することが可能であること等、個々の生徒等の心身の状況に応じて、学習面を含め、学校生活の様々な面で適切に対応すべきことを、域内にある学校に徹底するよう、都道府県教育委員会等に平成29年中に周知する。</p>			<p>【文部科学省】ヒトパピローウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する相談・支援体制の充実について(平成27年9月30日付け厚生労働省健康局長、文部科学省スポーツ・青少年局長通知)</p> <p>【文部科学省】子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により教育活動の参加が生じた生徒への適切な対応について(平成25年9月3日付け文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_227</p>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】 (14) 老人福祉法(昭38法133) がテラット型養護老人ホーム(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭41厚生省令19)12条6項)については、関係団体、地方公共団体等関係者から意見聴取を行い、本体施設となり得る施設として養護老人ホームを追加することについて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (15) 老人福祉法(昭38法133) (1) サテライト型養護老人ホーム(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭41厚生省令19)12条6項)については、本体施設となり得る施設として養護老人ホームを追加するよう、省令を改正する。 [措置済み(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第102号))]</p>		<p>【厚生労働省】養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布について(平成30年8月2日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_230</p>	
<p>6【厚生労働省】 (1) 健康保険法(大11法70) (ii) 遠隔で行われた場合の病理診断(テレパノロジー)については、保険医療機関間の連携を推進する観点から診療報酬の算定の対象としているが、診断に係る責任を明確化しつつ医師(病理医)の不足に対応する観点から、その保険医療機関と雇用関係のない医師(病理医)が保険医療機関と締結した請負、委任等の契約に基づいて行った場合にも診療報酬の算定の対象とすることが適当かを含め、診療報酬上の評価について、中央社会保険医療協議会の意見を聴いた上で検討し、平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	受付期間	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(申請書名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整状況(備考)
H28	243	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法施行令第3条	広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、大規模広域災害時における特別基準の決定権限を、関西広域連合に認めこ。	【広域的な視点での救助の必要性判断】 大規模広域災害発生時には、ある程度の地域的なバラツキや、最低限の水準維持が必要になる場合もあられるため、国に代わり、地方自治体である関西広域連合が調整し、決定することが地方分権の趣旨に合致し、かつ効果的である。 【適用が想定される災害】 南海トラフ地震等、複数の関西広域連合構成府県において災害救助法の適用があった災害	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	244	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	大規模災害からの復興に関する法律第7条	被災主体の復興を実現する制度的枠組みの創設	「大規模災害からの復興に関する法律」(以下「大規模災害復興法」という。)に定める国の復興基本方針の策定に当たり、広域連合を含む被災自治体の意見を反映させる制度的枠組みの創設を求める。	【国主導の復興推進】 阪神・淡路大震災の際には、被災主体の復興を国が最大限支援するしくみが採用され、被災地の意向や実情を反映した復興対策が実現した。将来の大規模災害における復興にあたって、国主導の復興推進でなく、被災主体の理念や、地域主体の復興が実現できる制度的枠組みが不可欠である。しかしながら、東日本大震災を踏まえて制定された大規模災害復興法においては、国が復興対策委員会の意見を聴いて復興基本方針を策定することとされ、被災自治体は、復興対策委員会に委員として参加する可能性が示されているのみである。大規模災害復興法を改正し、被災都道府県知事、広域連合による復興基本方針に対する提案権限の創設、復興対策委員会への被災都道府県知事、広域連合長の参加義務づけなどにより、被災地重視の枠組への転換が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	245	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	A 権限移譲	大規模災害からの復興に関する法律第9条	関西広域連合への復興方針策定権限の付与を求める。	関西広域連合への復興方針策定の権限の付与を求める。	【関西広域連合による復興方針の策定】 大規模災害復興法では、被災都道府県が復興方針を策定する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴くこととされている。 関西のように、市街地が複数の府県にまたがって広く連たんしている地域が南海トラフ地震や大規模な直下型地震に見舞われた場合、広域的に被害が発生し、隣接府県の知事の意見交換では不足し、地域全体の長期的なあり方を展望した広域調整が必要となる。 府県域を越える広域行政課題の解決を図る目的と、その能力を有する関西広域連合に対し、関西全体を見据えて意見調整を行い、関西としての復興方針を策定する権限を付与するべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	246	10_運輸・交通	その他	関西広域連合(共同提案)、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	「観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律」第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	現在、「全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を進めるため、観光庁で一元的に実施する必要がある」と示されている観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特別措置の支援(旅行業法の特別等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象となることを求める。	観光圏事業を外国観光客の誘導策等と連携させ、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがない、国は広域観光周遊ルート形成促進事業、観光地域ブランド確立支援事業(観光圏事業)、ビジョンシャパン事業等の類題の事業について、各々どのように有機的に連携させていくのかという具体的な考えが示されておらず、事業が重複して実施されないために、運輸局主催による各事業関係者を集めた「事業連携会議」が設けられた。しかし、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みはない。本来、このような会議は不要であり、国が一元的に地域間の調整を行っていくことが難しいことを示す事例と言える。(国は、各事業を予算執行上の観点で整理しようとしている。)	
H28	247	10_運輸・交通	その他	関西広域連合(共同提案)、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4、5、9、15、31、79、94条	一般乗合旅客自動車運送事業(貸切バスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録・さらには、指導監督等の事務を含めた権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸切バスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録・さらには、指導監督等の事務を含めた権限の移譲	路線バスやコミュニティバスなどの生活交通バスは、日常生活を支える移動手段のほか、都市部と地方部の交流人口を増加させる基盤としても重要な役割を果たしている。地方創生がめざす「各地域が、それぞれの特性を生かした自立的で持続可能な社会を構築していく」というためには、同一府県内における生活交通バスなど地域交通ネットワークの整備に関しても、地域を包括する府県の責任と権限において、総合的な施策展開を進めることが必要である。 しかしながら、地域内の移動量には既存公共交通を維持できない地域においても、地域外からの広域的な観光客を回る取組みが求められているが、必ずしも、地域の観光・交通資源の実情やニーズに合致したものとはならず、内外の旅行者等が選別しやすい環境が整っていない。 運行スケジュールの改善による旅客の利便性や回遊性の向上と地域交通ネットワークの最適化をはかるために不可欠である一般乗合旅客自動車運送にかかわる権限は国が持っているため、自家用旅客運送だけでなく、一般乗合旅客自動車運送を含めた一体的な権限のもとで、地域主体の責任体制を構築できるよう、同一府県内「実施する一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等」の権限について、移譲を希望する府県への移譲を求める。ならびに府県域を跨がるものについては、府県域を越える広域連合への移譲を求める。 すでに、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送事業については、地方公共団体に権限が移譲され、また、運賃変更にかかわる認可事務等についても、地域公共交通会議での合意があれば、事務手続き期間の短縮が行われるなど、一定の弾力的な対応が可能となっている。	
H28	248	02_農業・農地	その他	関西広域連合(共同提案)、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5 2(1)(ア)及び(4)	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金の要件緩和)	親族から貸借した農地が、給付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経済面権の2分の1未満になれば、給付金の返還は不要とする。	親族から貸借した農地が、給付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経済面権の2分の1未満になれば、給付金の返還は不要とする。	青年就農給付金(経営開始期)の給付要件として、「親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。」こととされ、給付期間中に親族から貸借した農地の全てについて所有権移転することが求められている。 本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する」ことであるとしても、親族から貸借した農地が主である場合にその親族から貸借した農地の全てについて所有権移転を求める必要はない。更に、親族から貸借した農地が複数ある場合も、農地から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。 親元移転の場合、農地の相続移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに給付申請を断念する場合も考えられ、利用しにくい制度となっている。例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父の所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例などがあった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka_yosun.html
H28	249	06_環境・衛生	その他	関西広域連合(共同提案)、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大阪市	環境省	B 地方に対する規制緩和	動物の家畜及び管理に関する法律第22条第3項、同法施行規則第10条	動物取扱責任者研修の義務付けの廃止等)	動物取扱責任者研修について、見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)を、①地方分権の観点から、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数や講義内容を設定可能とする。 ②省令で一律に義務付けられている基本的な項目等については、国が一括して教材を作成・配布することなどにより自治体の負担を軽減させる。	動物取扱責任者は、法に基づき都道府県・政令市が実施する研修を年一回以上受講しなければならず、都道府県・政令市は、当該者の受講を促すため、年に複数回研修を開催している。広域連合構成団体の中では、動物取扱業の割合は保管業24.7%、販売業38%、貸付2%、調剤9%、展覧4%と大きく幅があり、業種により必要とする知識が異なる。また、取扱動物種も最多は大猫等の哺乳類であるが、それとは全く異なる知識・技能を要する業者も少なくない。動物種間で必要とする知識も異なる。 その一方で、年一回の受講や研修時間、基本的な項目等が省令で一律に義務付けられているため、事業者は事業種や動物種に関わらず毎年同じような内容を受講することになってしまい、研修のマンネリ化を招くと共に全ての業者に対して有効な内容を研修を提供することの妨げとなっている。 さらに、法令に関する基礎知識や制度改正の趣旨等、全国共通的に周知すべき内容について、教材を環境省が一括して作成・配布するなどの支援が全くなく、各自治体がそれぞれ研修教材を作成しているのが現状であり、講師の手配など合わせて研修実施にあたって大きな事務的負担となっている。 なお、動物取扱責任者研修のあり方については、中央環境審議会や規制の審議会に関する調査の報告で議論・検討されているが、業者に対する規制のあり方からの議論が中心となっており、自治体の実施のあり方に関する議論については、「動物愛護管理のあり方検討小委員会」(平成22年8月～平成23年12月)で議論され、委員からは自治体の負担が大きいのではないかと指摘もあつたが、それが見直し等が行われていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	250	03_医療・福祉	その他	関西広域連合(共同提案)、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	B 地方に対する規制緩和	高齢者医療確保法第16条、レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン	地域医療の推進(国等が保有する医療関連データの利活用)	国が保有するNDBデータ(レセプト情報・特定健診等の情報)について、地方自治体が高齢者医療確保法に基づき医療連携強化計画を策定することにより、地方自治体がデータ提供を受ける手法を具体的に確立し、提供の迅速化を図ることを求める。 また、同法に基づき指針に規定する本来自目的外の利用であっても、地方自治体が確立推進計画の策定等のための調査分析等に利用する場合においては、有識者会議の審査を省略するなど、事務の簡化等を行い提供の迅速化を図ることを求める。	NDBデータを本来目的(高齢者医療確保法に基づいた)以外で利用する場合は、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に基づき有識者会議による審査等を経てNDBデータが提供されている。平成27年4月のガイドラインの一部改正により、都道府県が医療法による医療計画策定に用いる際には有識者会議の審査を経ずにデータ提供が可能となり、利便性が一部向上された。しかし、健康増進計画等については、引き続き有識者会議による審査を経なければならず、それまでに膨大な資料作成や費用、時間が必要となる。このようにことから、実態としてNDBデータの分析による健康課題の抽出や必要な対策の検討等が行えない状況にある。		
H28	251	08_消防・防災・安全	中核市	豊田市	警察庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第4条第1項、地方財政法第二十八條の二、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	協議により道路管理者が自発的に規制標示の管理(修繕・維持)等を行うによる規制緩和	規制標示の管理権限(修繕行為)については、都道府県公安委員会が設置、修繕を実施している。 市道であれば、「止まり」は公安委員会と協議の上、修繕を実施しているが、停止線・横断歩道は修繕できないため、交差点における一体的な交通安全対策が実施できない状況にある。また、予算措置がなされない等の理由により、長期間修繕されない場合が多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html	
H28	252	12_その他	中核市	豊田市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第3条第5項、通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要綱第2-3(2)	法令及び事務処理要綱に定める通知カードの券面事項の住所変更追記事務の廃止	住所変更による券面事項の追記は不要に改正する。(事務処理要綱の改正)	マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。従来の住民異動事務に追加された追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとって待ち時間増大の要因となっている。 繁忙期01月～5月では、200～300件/1日を処理し、1件について世帯員4名であった場合、最大1,200枚の追記が必要となる。追記するのは、通知カード以外に住基カードや留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	253	09_土木・建築	中核市	豊田市	法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	区画整理法第107条、不動産登記法第131条	区画整理事業者における境界特定制度の活用に関する規制緩和	区画整理法における換地処分に関して、特例として自治体を境界特定制度の申請人とするよう申請人の範囲を広げ、制度を活用する。	区画整理事業者において、隣接土地所有者との境界が確定できないことにより、換地処分できないケースがある。境界確定については、不動産登記法の境界特定制度により解決を図る手段がある。その活用で解決を図りたいが、同法第131条の規定により、境界特定の申請人は、登記名義人に限られ、区画整理の施行者であるのは申請人にとり得ない。 そこで区画整理法107条第4項の特例として、区画整理事業者での換地計画、換地処分において必要となった場合は、自治体を申請人として特例を定めたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (攝案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (ⅱ)災害救助に係る特別基準については、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう調整を行うことが必要であり、広域連合が事務的な窓口として当該調整や都道府県の特別基準案を取りまとめて一括して国に伝えることができることについて、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に周知する。</p>					
<p>6【内閣府】 (9)大規模災害からの復興に関する法律(平25法55) (ⅰ)復興基本方針の策定については、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聴くことが義務付けられており、関係地方公共団体は被災地方公共団体(特別地方公共団体である広域連合を含む。)を念頭に置いたものであることについて、都道府県等に平成28年度中に通知する。 [措置済み(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)通知)]</p>			<p>【内閣府】(各都道府県防災担当部局宛)大規模災害からの復興に関する法律における関係地方公共団体の関与について(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)事務連絡) 【内閣府】(関西広域連合防災担当部局宛)大規模災害からの復興に関する法律における関係地方公共団体の関与について(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当))</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_244</p>	
<p>6【内閣府】 (9)大規模災害からの復興に関する法律(平25法55) (ⅱ)都道府県復興方針の策定については、必要に応じて、被災地方公共団体である広域連合との適切な意見調整が図られるよう、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聴きなければならないこととされており、関係地方公共団体の意見が十分に反映される仕組みとなっているという法律の趣旨について、都道府県等に平成28年度中に通知する。 [措置済み(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)通知)]</p>			<p>【内閣府】(各都道府県防災担当部局宛)大規模災害からの復興に関する法律における関係地方公共団体の関与について(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)) 【内閣府】(関西広域連合防災担当部局宛)大規模災害からの復興に関する法律における関係地方公共団体の関与について(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_245</p>	
<p>6【環境省】 (5)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 動物取扱責任者研修(施行規則10条)については、より効果的かつ効率的な実施のため、地方公共団体の意向調査を行った上で、平成29年度中に全国的に周知すべき内容に係る研修資料を作成する。あわせて、動物取扱業者への監視指導の実態把握を行った上で、法令上義務付けている要件を含めた研修内容の在り方について検討し、原則として平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令2> 5【環境省】 (4)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 都道府県知事等が行う動物取扱責任者研修(施行規則10条)については、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(令2)を踏まえ、省令を改正し、その内容、開催頻度及び研修時間の柔軟な取扱いを可能とする。 [措置済み(動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第6号))]</p>	<p>研修資料の作成に関しては、地方公共団体の意向調査を平成29年2月に実施し、作成方針をとりまとめ、当該方針に基づき作成した研修資料(映像資料)を平成30年3月末に地方公共団体に配布した。 研修内容の在り方については、改正動物愛護管理法(令和元年法律第39号)等の内容を踏まえ、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和2年環境省令第6号)において研修の内容、開催頻度及び研修時間の柔軟な取扱いを可能とした。</p>	<p>【環境省】動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第6号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_249</p>	<p>環境省自然環境局総務課動物愛護管理室</p>
<p>6【警察庁】 (3)道路交通法(昭35法105) 都道府県公安委員会の交通規制(4条1項)については、市町村等から道路標示等の設置及び管理を含む交通規制の実施に関する要請があった場合には、都道府県警察と市町村等との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要と認められる措置が迅速に講じられるよう、改めて都道府県警察に平成28年度から周知する。</p>			<p>【警察庁】市町村等からの道路標示等の設置・管理を含む交通規制の実施に関する要請を受けた場合の対応について(通達)(平成29年1月16日付け警察庁交通局交通規制課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_251</p>	
<p>6【内閣府(8)】【総務省(10)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ⅳ)通知カードの住所変更追記に関する市町村の事務負担の軽減の在り方については、制度の運用実態や市町村の意向に係る調査を行った上で、番号提供時における国民の利便性にも十分配慮しつつ、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	申請 案種	分野	提案主体 の属性	提案 団体	関係府省	都道府 区分	拠拠法令等	提案事項 (申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 調整状況(留意点)
H28	254	12.その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、 中小漁業保証法第4条	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	【制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。 なお、山口県では当資金の貸付取資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。 【具体的な支援事例】 この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。 近年漁業者が中古船やシーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。 【制度改正の必要性】 新規漁業従事者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。 【参考】 なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html	
H28	255	09.土木・ 建築	中核市	豊田市	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	建築基準法第27条 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第4条	耐火構造の1階部分を 造ることにより上階の木 造化を可能とする規制 緩和	木造による校舎の普及を加速するため、1階と階段室等の部分を鉄筋コンクリート造の耐火建築物とし、2階及び3階を木造(耐火構造及び準耐火構造以外)とするなどで、市場に流通している一般的な寸法(柱材 120角 長さ4m等)の木材を使い設計施工する。なお、	改正建築基準法の内容から、木造の3階建ての校舎建築は一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造の建築物とすることが可能になった。しかし、木造として構造を見せるには、梁・柱の製材断面寸法を60mm大きくする必要があり、製材市場で一般的な寸法では対応できない。このことから、断面寸法の大きな製材を特別に発注して使わざるを得ず、改正建築基準法の改正後も、木造3階建ての校舎の普及が進みにくいと考えられる。 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律では、地方公共団体の責務として、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとし、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないこととする。木材利用を促進する選択権を増やして頂きたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html
H28	256	01.土地利 用(農地除 く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	都市計画法第19条第3項 都市計画法施行令第14条第3号 都市計画法施行規則第13条の2	都市計画の軽易な見直し の拡大	都市計画の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。	【構成市における具体例】 昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統廃合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼働を休止した。 平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果が今後の人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当該施設を廃止することを決定したが、当該案件は「軽易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。 老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切でない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html
H28	257	07.産業振 興	市区長会	指定都市市長会	経済産業省	B 地方 に対する 規制緩和	工場立地法施行規則第4条	工場立地法により設置を 要する環境施設の種類 を拡大	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」を設けるべきことが定められている。当該施設については、同法施行規則において、創エネルギー関連としては太陽光発電設備のみが規定されているが、他の再生可能エネルギーや燃料電池等は「いずれも低炭素化に資するものである。またこれらは、その仕組みにもよるが、自立分散型電源として、災害時に電気を供給することが可能であり、施設を地域住民の一時的な避難場所として開放することで、周辺地域の生活環境の保持にも寄与するものである。現行規定は、こうした設備の導入促進・誘導に当たり支障となっている。	【構成市における具体例】 工場施設の立地を構想し、再生可能エネルギーを含む創エネルギーの導入を検討している事業者があり、現行の規定では、当該発電設備の設置断念につながる恐れがある。	—
H28	258	03.医療・ 福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、厚 生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	子ども・子育て支援整備交付 金の交付について(平成27年 府令第204号) 「放課後児童健全育成事業」 の実施について(平成27年福 児発0521第8号) 子ども・子育て支援交付金交 付要綱	児童クラブ室等の整備 に関する補助条件の見 直し	児童クラブ室等の施設整備に対する補助事業において、施設の新設等に於いて余裕教室の活用ができるまでの間、リース方式による整備を対象に含めること の補助条件を見直すこと。	厚生労働省・文部科学省より示された「放課後子ども総合プラン」において、今後の放課後児童対策における計画的施設整備のため、「学校施設を徹底活用した実施促進」が明記された。その具体的な方策として、「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」が示されている。対象児童数拡大及び入所希望児童数の増加に対応するための施設整備・確保が喫緊の課題となっているが、35人学級の推進、耐震工事の影響等で利用できる余裕教室が減っており、加えて限られた財源の中で施設を新設整備することは困難な状況にある。 また、今後児童数が減少する見込みである小学校において、現状では余裕教室がなく、また、近隣に活用可能な公共施設がない場合、児童数が減少するまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。 このため、将来にわたり利用の見込みがあるまでの間、学校敷地内に一時的なプレハブ建設が必要な場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支障を来している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka_yosun.html
H28	259	03.医療・ 福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	子ども・子育て支援整備交付 金の交付について(平成27年 府令第204号) 「放課後児童健全育成事業」 の実施について(平成27年福 児発0521第8号) 子ども・子育て支援交付金交 付要綱	児童クラブ室等の整備 に関する補助条件の見 直し	学校の特別教室を放課後児童クラブ室に転用すること に必要となる移転に係る費用も、放課後児童クラブの施設整備に対する補助事業の対象とする。	児童クラブ等の活動を学校施設内で行うにあたっては学校と児童クラブの施設管理区分上1階が望ましく、余裕教室が上層階に存在する場合、1階既存特別教室等を上層階に機能転移して、1階既存特別教室等を児童クラブ室に改修するという方法が有効である。これらの整備は適正な児童クラブ室の確保のためには必要なものであるにも関わらず、特別教室等の移転に係る経費については補助対象外であることから、費用負担が重くなり、機能転移に支障を来している。	—
H28	260	01.土地利 用(農地除 く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	公有地の拡大の推進に 関する法律第9条	公有地の拡大の推進に 関する法律に基づき取 得した土地の利用に 関する規制の緩和	法第9条第2項の後に、「ただし、前各号の事業の完了 後または廃止により取得した際の目的を失った (専らた)と認められる土地については、この限り不 い」とし、売却を含めた別利用を認めること。(少な くとも市が総合計画等に位置付けられた施策を実現するにあ たり、必要だと認める場合には、売却等の対応ができる ようにすること。)	【構成市における具体例】 未整備の都市計画施設については都市計画の見直しを図り、一部の施設では都市計画区域を変更した。このうち公園緑地については、長期的な視点から都市計画を定めて計画的に整備してきたが、用地取得の困難さなどにより計画決定後、長期間経過してもなお未整備の箇所が存在することや、近年の社会経済情勢の変化及び事業予算の減少傾向といった状況にも対応するため、市民一人あたりの面積の検証や個々の公園緑地の機能の検証を踏まえ、規模や機能面でも支障のない箇所を変更した。 その結果、公法で取得した土地が都市計画区域外に複数存在することとなったが、管理については公法方式の制限を受け、同法第9条各号に基づく利用しかできない。同法に基づく利用として、別の都市計画事業や都市再生整備計画に基づく事業、認定地域再生計画に基づく事業など挙げられるが、本件土地は元の所有者の買い取り申し出に応じて取得したもので、面積・箇所とも不揃いで、かつ郊外に位置するものも多いため、先の事業用としての需要を満たす土地は非常に限られている。 このため、将来にわたり利用の見込みが出るとは考えず、「土地を含みながら、将来の利用の見込みがあるまで保有し続ける状況が続いており、それぞれの土地に係る維持管理経費も発生している(道路、公園部門においては年間約20万円)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省】</p> <p>(9) 沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25)</p> <p>(i) 沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成28年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するための物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成29年中に講ずる。</p> <p>(ii) 沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令29></p> <p>【農林水産省】</p> <p>(8) 中小漁業融資保証法(昭27法346)及び沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25)</p> <p>沿岸漁業改善資金の貸付については、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。</p> <p>(i) 平成29年3月10日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班と内閣府地方分権改革推進室の連名にて都道府県に対し、沿岸漁業改善資金の利用状況等についての調査依頼の事務連絡を发出。また、利用状況調査の回答結果を取りまとめ、平成29年12月5日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班と内閣府地方分権改革推進室の連名にて都道府県に対し、物的担保の活用事例等について情報提供を行い「利用の促進を図る」。</p> <p>(ii) 平成29年12月5日の事務連絡を发出後の物的担保の活用状況等を把握するため、令和元年7月3日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班から都道府県に対し、フォーアアップ調査依頼の事務連絡を发出した。フォーアアップ調査の回答結果のとりまとめを行い、令和2年3月に都道府県に対しとりまとめ結果について情報提供を行った。</p> <p>令和2年8月5日開催の地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会での議論を踏まえ、令和2年8月31日に、水産庁増殖推進部研究指導課、水産庁漁政部水産経営課及び内閣府地方分権改革推進室の連名にて、都道府県に対し、沿岸漁業改善資金に係る転貸融資方式の導入に関する調査依頼の事務連絡を发出した。</p> <p>令和2年12月18日「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「沿岸漁業改善資金の貸付については、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とする」とともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。」旨を閣議決定した。</p> <p>中小漁業融資保証法及び沿岸漁業改善資金助成法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第11次地方分権一括法)を第204回国会に提出、令和3年5月19日成立。</p> <p>令和3年5月5日に「沿岸漁業改善資金助成法施行令等の一部を改正する政令」を閣議決定。令和3年8月6日公布。令和3年10月20日に「沿岸漁業改善資金助成法施行規則等の一部を改正する政令」及び令和3年10月29日に「農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令」を公布。</p> <p>令和4年2月8日に各都道府県沿岸漁業改善資金担当者及び中小漁業融資保証制度の改正に併せて説明会を実施。令和4年3月4日に「沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件」及び「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号の農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める件」を公布。令和4年3月8日に「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(農林水産事務次官依命通知)、「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(水産庁長官通知)、「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」(農林水産事務次官依命通知)、「沿岸漁業改善資金助成法の運用について」(水産庁長官通知)の一部改正を通知。</p>	<p><平28対応方針(i)></p> <p>平成28年の地方からの提案等に関する対応方針を受けた沿岸漁業改善資金に係る物的担保の活用状況等に関する情報提供について(平成29年12月5日付け水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班・内閣府地方分権改革推進室事務連絡)</p> <p><令2対応方針(ii)></p> <p>【農林水産省】沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年3月4日付け農林水産省告示第535号)</p> <p>【農林水産省】中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号の農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める件各第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年3月4日付け農林水産省告示第536号)</p> <p>【農林水産省】「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1459号農林水産事務次官依命通知)</p> <p>【農林水産省】「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1460号水産庁長官通知)</p> <p>【農林水産省】「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1463号農林水産事務次官依命通知)</p> <p>【農林水産省】「沿岸漁業改善資金助成法の運用について」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1464号水産庁長官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/taianbosyu/2016/h28fu-tsuchi-jiminh28_254</p>	<p>水産庁増殖推進部研究指導課</p>	
<p>(1) 土地の買取りの協議(6条1項)により取得した土地(以下「先買土地」という。)の活用については、9条1項3号及び施行令5条1項3号の規定に基づき、個々の土地ごとに公募等の方法により住宅用地として一般に賃貸又は譲渡できることを明確化するため、地方公共団体等に平成28年度中に通知する。</p> <p>(ii) 先買土地の活用事例を地方公共団体等に情報提供するとともに、相談窓口を設置し、地方公共団体等が抱える個別具体的な問題の解決に向けた相談に応じる。</p> <p>(iii) 先買土地の用途制限の在り方については、その有効活用に向けて、平成28年度中に地方公共団体等が保有する先買土地の実態や処分先に関する地方公共団体等の意向等の調査に着手し、その結果を受け、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するという法の趣旨や個々の土地にも着目した最速・創造的な活用を実現すべきとされた国土審議会土地政策分科会企画部会からの提言を踏まえながら、先買土地が地域のニーズに応じ機動的かつ柔軟に活用され、遊休地の解消に資するよう検討し、平成29年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平29></p> <p>【国土交通省】</p> <p>(10) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭47法66)</p> <p>土地の買取りの協議(6条1項)により取得した土地(以下この事項において「先買土地」という。)については、その有効活用を促進するため、都市再生整備計画(都市再生特別措置法(平14法22)46条1項)に同法46条2項2号又は3号に基づく事業を記載することにより、先買土地を当該事業に活用することが可能であること。また、同計画は、交付金を充てて事業を実施しようとする場合を除き国土交通大臣への提出等は不要であるなど、市町村が簡易な手続により作成することが可能であること等について、地方公共団体等に平成29年度中に通知するとともに、引き続き活用事例を情報提供する。また、地域のニーズに応じた先買土地の活用を促進するため、地方公共団体において内部連携を図ることにより先買土地の活用について検討している取組事例等について、地方公共団体等に平成29年度中に情報提供するとともに、定期的な調査等により、引き続き地方公共団体等が保有する先買土地の実態把握に努める。</p>	<p>【国土交通省】平成28年の地方からの提案等に関する対応方針を受けた公有地の拡大の推進に関する法律に関する措置について(平成29年3月23日付け国土交通省土地・建設産業局総務課公共用地室課長補佐事務連絡)</p> <p>【国土交通省】「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」を受けた先買土地の有効活用の促進について(平成30年3月30日付け国土交通省土地・建設産業局総務課公共用地室課長補佐事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/taianbosyu/2016/h28fu-tsuchi-jiminh28_260</p>		

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	申請年度	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整状況(概要)	
H28	261	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育所等整備交付金交付要綱	児童福祉施設など民間社会福祉施設の耐震化の促進(保育所等整備交付金の対象拡大)	宗教法人立等であっても、社会福祉法人立等と同じく、子ども子育て支援の一環を担っていることの違いはないこと、宗教法人等が従来は補助の対象外であったため、耐震化に支障が生じている保育所等整備交付金の対象として、児童福祉施設第56条の2など関連する法令を整合を図る必要があることと認識しているが、耐震化は、新設等の新たな財産を取得する又は費用の増加する施設整備とは異なり、施設の管理運営に近づく性質を有すること、また、保育所等に子どもいれを守るとともに緊急時に緊急を要する重要な取組であることから、耐震化に際して要件緩和を要するもの。(構成市の具体例)宗教法人立等の補助対象外の保育所等については、予算確保の観点から円滑な耐震化の取組に支障が生じており、保育所等に子どもと安全と、保護者の安心を十分に確保できていない。平成25年9月現在児童福祉施設耐震化計画を策定した5、当該の民間保育所22箇中、124箇について耐震化が必要であった(うち、21箇が宗教法人立・個人立)。建替等に伴う社会福祉法人化などにより解消している箇所もあるが、これが困難なところは耐震化の取組ができない状況が続いている。	【現状】保育所等整備交付金の対象は、保育所等においては社会福祉法人、日本赤十字社、公益財団法人、公益社団法人及び学校法人、保育所機能部分においては社会福祉法人及び学校法人に限られているところである。宗教法人等が従来は補助の対象外であったため、耐震化に支障が生じている保育所等整備交付金の対象として、児童福祉施設第56条の2など関連する法令を整合を図る必要があることと認識しているが、耐震化は、新設等の新たな財産を取得する又は費用の増加する施設整備とは異なり、施設の管理運営に近づく性質を有すること、また、保育所等に子どもいれを守るとともに緊急時に緊急を要する重要な取組であることから、耐震化に際して要件緩和を要するもの。(構成市の具体例)宗教法人立等の補助対象外の保育所等については、予算確保の観点から円滑な耐震化の取組に支障が生じており、保育所等に子どもと安全と、保護者の安心を十分に確保できていない。平成25年9月現在児童福祉施設耐震化計画を策定した5、当該の民間保育所22箇中、124箇について耐震化が必要であった(うち、21箇が宗教法人立・個人立)。建替等に伴う社会福祉法人化などにより解消している箇所もあるが、これが困難なところは耐震化の取組ができない状況が続いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka_yosun.html	
H28	262	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第63条	生活保護費と返還金の調整	生活保護法(以下「法」といふ。)第63条に基づき生じる債権の非免責化については、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針で、今後検討を行うに必要な措置を講ずるとされているが、公的扶助を適切に適用する観点から、法第63条による返還金について、法78条による徴収金と同様に被保護者から申出があった場合、保護費と調整をすることが出来るなど早期に法改正を検討し、適切な措置を講ずること。	法第63条返還金については、保護費との調整が認められておらず、納付書払等による納入指導が行われる。納付が滞ることも多く、未納の債権額が増大してしまっているのが現状である。例えば、年金の週受給や交通事故保険金等の一時的な所得は、本来であれば法第63条返還金として一括で返還すべきものを、すみやかに収入申告せずに消費してしまう事例が後を絶たない。この場合、やむを得ず分割での返還を求めているが、納付書と求めるため納付が滞ることが非常に多く、未納の債権額が増大する原因となっている。また、現場のケースワーカーの中には保護費との調整を求めている声がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html	
H28	263	05_教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	A 権限移譲	私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条、学校教育法第4条	私立幼稚園の認可権限の移譲	現在、道庁が行っている「私立幼稚園の認可・認可に必要な客事を審議する(私立学校審議会)の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲	認可及び認可に伴う指導権と、給付対象施設としての確認及び給付費支給や確認監査による指導等を行う者が一元化していない煩雑さや重複感が、設置者にとって事務負担増と捉えられ、子ども子育て支援新制度への移行が進まない原因となっている。幼・保・小・接続や教育・保育の質の向上に向け、近隣施設間の連携や研究・研修に取り組むにあたり、現在の市との関係性の弱さから個別園との信頼関係構築に時間を要する場合がある。認可定員設定は、幼稚園進型、保育所型、地方裁量型の認定とも園は市が、幼稚園認定とも園と幼稚園は県が行うため、子ども子育て支援事業計画における1号認定の量の見込みと確保方策の進行管理を行いにくい。幼稚園園地からも、教育ニーズに応じた政策的な配置や定員設定を行うことが希望がある。2号年度事業の調査では、「私立幼稚園は市町村の区域を越えて利用されており、広域的な配属が必要」とのことであったが、指定都市のような大きな基礎自治体の私立幼稚園については市域内からの通園がほとんどであり、当該地域に対する幼児児童に係る需要動向を最も把握している基礎自治体である指定都市が主体的に認可判断を行うことが、より住民・利用者ニーズに迅速かつ的確に対応できるものと考えられる。また、市域外から通園する幼児児童についても、幼稚園の実員から把握することや、保育所の管外保育のように必要に応じて近隣市町村との調整をすることが可能であることから、認可判断に支障はない、市・認可権限を委譲することが、広域的見地を欠くとは限らないと考える。また、幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、学校種別により手続きが異なる影響は限定的である。したがって、事務処理特例により対応可能な対応は、事務処理特例で対応できず、本市が要望する包括的な権限・財源の移譲は実現しない。補助金交付が伴わない認可・指導権限の移譲では、実質的に行使できない権限の範囲に限られ、実効性の担保が図れない。	認可及び認可に伴う指導権と、給付対象施設としての確認及び給付費支給や確認監査による指導等を行う者が一元化していない煩雑さや重複感が、設置者にとって事務負担増と捉えられ、子ども子育て支援新制度への移行が進まない原因となっている。幼・保・小・接続や教育・保育の質の向上に向け、近隣施設間の連携や研究・研修に取り組むにあたり、現在の市との関係性の弱さから個別園との信頼関係構築に時間を要する場合がある。認可定員設定は、幼稚園進型、保育所型、地方裁量型の認定とも園は市が、幼稚園認定とも園と幼稚園は県が行うため、子ども子育て支援事業計画における1号認定の量の見込みと確保方策の進行管理を行いにくい。幼稚園園地からも、教育ニーズに応じた政策的な配置や定員設定を行うことが希望がある。2号年度事業の調査では、「私立幼稚園は市町村の区域を越えて利用されており、広域的な配属が必要」とのことであったが、指定都市のような大きな基礎自治体の私立幼稚園については市域内からの通園がほとんどであり、当該地域に対する幼児児童に係る需要動向を最も把握している基礎自治体である指定都市が主体的に認可判断を行うことが、より住民・利用者ニーズに迅速かつ的確に対応できるものと考えられる。また、市域外から通園する幼児児童についても、幼稚園の実員から把握することや、保育所の管外保育のように必要に応じて近隣市町村との調整をすることが可能であることから、認可判断に支障はない、市・認可権限を委譲することが、広域的見地を欠くとは限らないと考える。また、幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、学校種別により手続きが異なる影響は限定的である。したがって、事務処理特例により対応可能な対応は、事務処理特例で対応できず、本市が要望する包括的な権限・財源の移譲は実現しない。補助金交付が伴わない認可・指導権限の移譲では、実質的に行使できない権限の範囲に限られ、実効性の担保が図れない。	—
H28	264	01_土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	警視庁、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	駐車場法施行令第7条第2項	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場出入口設置に係る規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html	
H28	265	03_医療・福祉	市区長会	特別区市長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第16条第2号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第16条第2号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第16条第2号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第16条第2号	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html	
H28	266	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html	
H28	267	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka_yosun.html	
H28	268	12_その他	市区長会	特別区長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第94条第2項、同施行令第59条第2	郵便等による不在者投票の範囲拡大	郵便等による不在者投票の範囲拡大	郵便等による不在者投票の範囲拡大	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html	
H28	269	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業者(福祉サービス事業者)の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第17号)第210条第1項および「東京都指定障害福祉サービスの事業者」の人員、設備及び運営に関する基準」第196条1項	「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の整備が喫緊の課題であるが、用地に限りがあるため十分に進んでいない。そのため用地を有効活用し、同一建物の利用で「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」を併設することを検討している。(両者は独立した社会資源であり共有部分は持たない)しかし現行の厚生労働省令等では、「施設」と同一の建物の中に「障害者グループホーム」を併設することは認められていない。併設を可能とするため、この点について省令基準の規制緩和を要望する。	【支援事例①】区では土地地区画整理事業地に「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の併設を検討したが、右記の根拠法令により「障害者向けグループホーム」は「入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない」と記載があり、併設は不可と判断された。【支援事例②】既存の「特別養護老人ホーム」と同一建物のマンションの一部を「障害者向けグループホーム」として活用すること、併設の理由に「不可」とされた。【関係者の意見】「障害者向けグループホーム」の整備を進めている社会福祉法人からは、「グループホームが十分に整備されている状況であればそのような規制を無理難題とするが、制度的に不足している状況で現行の規制緩和を促すものは非常に嬉しい」という意見が寄せられている。また、障害者側の保護者からも同様の意見が寄せられており、具体的なは統廃合された学校跡地や空き家を活用する可能性も示している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html		

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (9)生活保護法(昭25法144) (注)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (注)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、被保護者の申出に基づき、あらかじめ保護費と調整することを可能とする。措置済み(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号))</p>		<p>【厚生労働省】「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)(平成30年6月8付け子発0608第1号、社援発0608第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu1tsuchi.html#h28_262</p>	
<p>【国土交通省】 (7)駐車場法(昭32法106) まがりかどから5m以内における路外駐車場の出入口の設置規制については、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平29> 【国土交通省】 (15)駐車場法(昭32法106) 道路のまがりかどから5m以内の部分、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分並びに路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分における路外駐車場の出入口の設置規制(施行令7条)については、安全対策を講ずること等により、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、路外駐車場の出入口の設置を可能とし、平成30年中に必要な措置を講ずる。</p>		<p>【国土交通省】駐車場法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第354号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu1tsuchi.html#h28_264</p>	
<p>【内閣府(2)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (注)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。 *家庭的保育事業等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設(同省令16条2項)については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成28年度の構造改革特別区域推進本部詳細調査委員会の評価も踏まえ、連携施設(同項1号)、同一又は関連法人が運営する事業所等(同項2号)及び共同調理場等(同項3号)以外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【内閣府(2)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (注)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。 *家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)を、当該保育の提供が終了する際に受け入れて、引き続き保育又は保育を提供する連携施設(同省令6条3号)については、申請料による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する当該保育の地先が終了する時点まで受入施設を確保する場合でも、同条に規定する連携施設を確保したものとみなすことが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>			<p>【厚生労働省】家庭的保育事業等の連携施設の確保について(平成29年2月9日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu1tsuchi.html#h28_266</p>	
<p>【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (注)障害者向けグループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平18厚生労働省令171)210条1項に規定する指定共同生活援助に係る共同生活住居をいう。以下同じ。)については、一定の場合には特別養護老人ホームと同一の敷地内に設置することが可能であることを、都道府県、指定都市及び中核市に平成28年度中に通知する。 その際、障害者向けグループホームを特別養護老人ホームと同一の敷地内に設置している実例があること及び一定の場合には障害者向けグループホームを特別養護老人ホームと同一の敷地内に設置することができることを条例で認めている地方公共団体があることを、都道府県、指定都市及び中核市に情報提供する。</p>			<p>【厚生労働省】指定共同生活援助の指定基準(立地)に関する疑義について(平成29年1月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu1tsuchi.html#h28_269</p>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】 (8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 【総務省】 (11)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体が民間事業者に委託可能な窓口業務の範囲や業務の実施方法については、2017年度末までの官民競争入札等監視委員会地方公共サービス小委員会における検討を踏まえ、適切な民間委託のためのガイドライン、仕様書の標準例を示す標準委託仕様書及び窓口業務の参考例を示す手順書を作成し、地方公共団体に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年4月5日付け総務省行政管理局公共サービス改革推進室事務連絡)]</p>		<p>【総務省】地方公共団体の窓口業務の民間委託に係る標準委託仕様書等の公表について(平成30年4月5日事務連絡) 【総務省】地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン 【総務省】市区町村の窓口業務に関する標準委託仕様書 【総務省】窓口業務の民間委託にかかる参考事例集</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.htm#h28_270</p>	
<p>【総務省】 (8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 【総務省】 (11)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体が民間事業者に委託可能な窓口業務の範囲や業務の実施方法については、2017年度末までの官民競争入札等監視委員会地方公共サービス小委員会における検討を踏まえ、適切な民間委託のためのガイドライン、仕様書の標準例を示す標準委託仕様書及び窓口業務の参考例を示す手順書を作成し、地方公共団体に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年4月5日付け総務省行政管理局公共サービス改革推進室事務連絡)]</p>		<p>【総務省】地方公共団体の窓口業務の民間委託に係る標準委託仕様書等の公表について(平成30年4月5日事務連絡) 【総務省】地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン 【総務省】市区町村の窓口業務に関する標準委託仕様書 【総務省】窓口業務の民間委託にかかる参考事例集</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.htm#h28_271</p>	
<p>【国土交通省】 (6)都市公園法(昭31法79) (4)都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>			<p>【国土交通省】公園施設として設置される児童館及び地縁団体の会館施設の取扱いについて(平成29年3月31日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.htm#h28_278</p>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (毎案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (注)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</p>					内閣府子ども・子育て本部
<p>6【厚生労働省】 (11)水道法(昭32法177) 区域外給水の事務手続の簡素化については、水道事業者を対象とする会議等を活用し、水道事業の認可等の手続の考え方について引き続き、地方公共団体への情報提供を行うとともに、平成28年度からは、参考事例についても情報提供を行う。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) (iii)がん診療に係る外来放射線治療加算については、在宅医療等を促進する観点から診療報酬上評価しているものであるが、医療機能の分化・連携の観点から、保険医療機関の入院患者が他の保険医療機関を受診して放射線治療を実施した場合の取扱い等、当該加算について、見直しの必要性も含め、中央社会保険医療協議会の意見を聴いた上で検討し、平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(31)がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針 がん診療連携拠点病院の指定については、指定されている医療機関のがん診療提供体制が変更され、当該医療機関のみでは指定要件を充足できなくなる場合について、「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」において、現況報告書の内容を確認し、医療圏の状況等を踏まえ、指定要件の充足度に関する個別具体的な判断を行った上で、当該検討会の意見を踏まえ、指定継続の可否について判断することについて、地方公共団体に平成29年度の現況報告書の提出を求める際に通知する。</p>	<p><平30> 5【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) (iii)2018年度診療報酬改定において、がん診療に係る外来放射線治療加算については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している保険医療機関が、他医療機関に入院中の患者に対して放射線治療を実施した場合にも、当該加算を認めることとする。〔措置済み(診療報酬の算定方法の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第43号)、平成30年3月5日付け厚生労働省保険局長通知)〕</p>		<p>【厚生労働省】厚生労働省告示第四十三号(平成30年3月5日) 【厚生労働省】がん診療連携拠点病院等の新規指定推薦書及び現況報告書の提出の留意事項について(平成29年10月13日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu1tsuchi.html#h28_287</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案募集方式の属性	提案募集方式の属性	関係府省	募集区分	拠出法令等	提案事項名(申請書)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整法(概要)	
H28	290	09_土木・建築	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	公営住宅管理業務において、マイナンバーを利用した特定個人情報に関する業務に委託している場合、指定管理者がマイナンバーに係る情報提供ネットワークシステムに接続された端末での情報照会が可能となるよう制度改正を求める。	公営住宅の管理業務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では公営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会を行うことができない。現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて情報提供ネットワークシステムに接続された端末で提出している。マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することになり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につながるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html	
H28	291	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	学校教育法第3条、第4条、第7条、第8条	認定こども園(幼保連携型以外)の認定権限の中核市への移譲	【制度改正が必要な理由】認定こども園の認可・認定等の権限について、平成27年12月22日地方分権改革推進本部決定「平成27年の地方からの提案に関する対応方針」において、政令指定都市に対してのみ認定等の権限を移譲する方針が示されている。認定こども園と同様に、住民に身近で専門能力を有する中核市においても、市で全ての認定こども園に係る事務ができれば、様式の統一等、事務の効率化が図れるとともに、地域の実情に応じた効率的、効果的な事務実施が可能となる。【支援事例】現在、幼保連携型認定こども園については市の事務、幼保連携型以外認定こども園は府の事務となっている。施設類型によって権限を有する自治体が違いため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html	
H28	292	09_土木・建築	知事会	九州地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を經由する義務付けを廃止すること	【現行制度の概要】不動産鑑定士試験の受験の申込みについては、不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2に基づき受験者の住所地在する都道府県知事を經由して行うこととされており、都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っている。【支援事例】現在、都道府県で受理する郵送・持参の受験願書については、記入漏れ等をチェックし、必要に応じて本人に修正等を指示している。しかし、受験案内に記載されていない修正事項も多く、その場合は本省へ確認し修正することとなるが、すでに回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをすることとなり、受験者にとって二度手間となっている(特に窓口に来所された場合)。また、都道府県の住所地の受験願書が届いた場合は受験者に返送し、住所地の都道府県に再提出してもらっており、受験者の理解不足ではあるが、この場合においても、二度手間となっている。さらに、受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県でなく、直接、国に変更書をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一の意思が明確でないために受験者が混乱している。【制度改正の必要性】当該業務は、法定受託事務ではあるが、現に国において電子申請での受験申込みを受け付けており、都道府県を經由させる必要性は低い。また、実際に県で行っているのは簡単なチェックのみであり、県の判断を要するものはないと見なしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html	
H28	293	12_その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	A 権限移譲	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付農林水産省大臣官房経理課長通知)	地方公共団体が所有する長期利用財産の処分に関する事務の簡素化	【提案の背景】社会情勢の変化に伴い、利用率及び必要性が低下した公共施設について、地域の実情や創意を汲み、農林業振興対策に留まらず、広く地域の活性化につなげたいと考えているが、財産処分に関する協議期間が長いことや地域活性化に繋がる根拠資料の作成が求められることから、着手時期の遅れや地域が望む利用計画の実施が遅れが生じている。【支援事例】長期利用財産の取得し、又は効用の増加した財産の処分等に関する事務(平成20年5月23日付農林水産省大臣官房経理課長通知)の規定に基づき、国への財産処分報告が必要である。長期利用財産は報告をいことになっているが、実際には農政局とのヒアリング等の事務が発生しており、一件当たり平均4～6ヶ月の期間が必要となっている。また、長崎県では今後社会情勢の変化に伴い、このように長期利用財産の使用目的を変更する事業が多く発生することが見込まれている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html	
H28	294	12_その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付農林水産省大臣官房経理課長通知)	国庫補助事業における長期利用財産の処分に関する事務の簡素化	【提案の背景】農業経営者の法人化の促進については、「日本再興戦略」にも盛り込まれ、長崎県としてもその推進に向け経営相談や法人計画作成の支援等を行っている。しかしながら、国庫補助金で財産を整備した経営体については、法人化の前に、国に対して財産処分承認申請を行わなければならない。このように、国庫補助金で整備した経営体も存在する。このように状況を改善するためには、必要となる申請書類等の削減と事務期間の短縮が必要である。また、農業者の承認申請事務を都道府県で行うことで、法人による近況・立場で指導が行え、併せて事務時間の短縮が見込まれる。これにより、経営体の法人化を一層加速化し、長崎県としても施策として掲げる経営体の経営力の強化、地域の担い手の確保や雇用の創出が促進される。【支援事例】長崎県においては、今後5年間で200経営体の法人化を進めることを計画しており、それらうち1/4程度の経営体については、構造改善事業や強い農業づくり交付金で整備した財産を所有しているため、法人化に伴い、各経営体は財産処分申請が必要となり、その事務処理に相当の時間を要することが予想される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html	
H28	295	02_農業・農地	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第33条第4号、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条	農用地区域内における農用レストラン設置を可能にすること	現在、国家戦略特区の下でのみ農用地区域内に農用レストランを設置できるが、当該措置を全国展開する。	—	
H28	296	12_その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の情報照会項目の見直し	【提案の背景】地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の情報照会を行うことができる場合、必要となる特定個人情報の項目は、現行の項目に限定されている。そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・収入証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要項目をすべて照会できることと見直しを求めている。	【支援事例】独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行って、必要な特定個人情報の提出を省略することができない。【具体的な支援事例1】「準ずる法定事務」感症療養の患者に対する医療に関する法律(平成26年法律第95号)について、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの利用ができない場合は、所得・収入証明書等の添付書類の省略や、自治体事務の効率化が図れない。【具体的な支援事例2】「準ずる法定事務」高等学校等就学支援金の支給に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務;市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。【準ずる法定事務】県立学校等の授業料の減免;総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html
H28	297	12_その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の情報照会項目の見直し	【提案の背景】地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の情報照会を行うことができる場合、必要となる特定個人情報の項目は、現行の項目に限定されている。そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・収入証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要項目をすべて照会できることと見直しを求めている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>(参考)</p> <p>【内閣府(8)】【総務省(10)】【国土交通省(17)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (注)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。</p>	<p><令元> 【内閣府】 (12)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)公共性の高い業務における個人番号制度の活用については、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、個人番号利用事務に権限証明書の交付事務等を追加するとともに、情報連携の対象に戸籍関係情報等を追加する。 〔措置済み(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)〕</p>	<p>個人番号利用事務に権限証明書の交付事務等を追加するとともに、情報連携の対象に戸籍関係情報等を追加した。</p>			内閣府大臣官房番号制度担当室
<p>【文部科学省】 (1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)</p>					
<p>【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平29> 【国土交通省】 (16)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、廃止する。</p>	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)」が平成30年6月27日に公布され、不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務が廃止された(平成31年1月1日より施行)。</p>			国土交通省不動産・建設経済局地価調査課
<p>【農林水産省】 (1)補助事業等により取得した長期利用財産の財産処分に関する事務 市町村等の地方公共団体が所有する間接補助事業により取得した長期利用財産の処分の報告については、交付主体である都道府県が内容を確認し、処分の妥当性を判断することとし、その旨を都道府県に平成28年度中に通知する。</p>			【農林水産省】補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準等についての一部改正について(平成29年3月31日付大臣官房参事官(経理)通知)	https://www.cao.go.jp/bunkensuisihin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_293	
<p>【農林水産省】 (15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 (ii)経営体の法人化に伴い財産を譲渡する場合に行う農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分申請については、同じ交付主体の補助事業で整備した財産を一括して申請することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p>			【農林水産省】補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準等についての一部改正について(平成29年3月31日付大臣官房参事官(経理)通知)	https://www.cao.go.jp/bunkensuisihin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_294	
<p></p>					
<p>【内閣府(8)】【個人情報保護委員会(1)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(24)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務及び医療費助成に関する事務については、当該事務を処理するために必要な地方関係情報等の項目と認められる場合には、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 案数	分野	提案主体 の属性	提案 団体	関係府省	地区 区分	根拠法令等	提案事項 (申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 調整結果(概要等)
H28	298	12.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施	マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。 中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行向けのソフトウェアの開発は進められていない。 管理代行者に地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めよう求めるもの。	【支援事例】 番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の减免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できながらも問わず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混雑を招く。 【療育手帳】 身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務 【外国人保護】 生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html
H28	299	12.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備	マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。 中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行向けのソフトウェアの開発は進められていない。 管理代行者に地方公共団体向けの中間SVを經由した、情報提供NWSの利用を認めよう求めるもの。	【支援事例】 公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html
H28	300	12.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入院患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日厚生省令第189号厚生省事務次官通知)	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日厚生省令第189号厚生省事務次官通知)	【支援事例】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定などを行っている。 当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入力することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入力が可能なよう、データ標準レアウトの改善を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html
H28	301	02.農業・農地	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	消費・安全対策交付金実施要領第7の5、6 消費・安全対策交付金実施要領表1の2	消費・安全対策交付金の実施要領の交付対象要件等の緩和	死亡牛のBSE検査や適正処理を得るに約9円増しに増し、国内におけるBSEの監視体制を維持するために、 ①消費・安全対策交付金の実施要領第7の施設整備等の一般的基準において、BSE検査に係る関連施設に限り、補修費及び既存施設の更新も交付対象とする。 ②消費・安全対策交付金の中の食料安全保障確立対策整備交付金の対象施設に、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するために必要な関連施設である化製場に整備された処理専用ラインを含めるとともに、当該施設の整備等に限り、設置する団体を事業実施主体に加えること。	【支援事例】 死亡牛のBSE検査開始から10年以上が経過し、死亡牛の一時保管施設や処理施設の老朽化が進んでいる。 死亡牛からBSE検査材料を採取し、検査結果が判明するまでの間、死亡牛は腐敗防止のため、一時保管施設内の冷凍コンテナに収容されるが、保管中に死亡牛から発生する硫化水素ガスが冷凍器の冷却管を腐食し、ガス漏れを起こすため、耐用年数は一般的な冷凍コンテナに比べ、極端に短い状況にある(約3年)。冷凍コンテナが使用不能に陥ると、死亡牛のBSE検査と適正処理の実施に支障が生じることとなる。 また、鹿児島県内の化製場に整備された牛処理専用ラインについては整備から12年が経過する中で、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するためには、頻繁な補修等が必要になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka_yosan.html
H28	302	01.土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方 に対する 規制緩和	半島振興計画第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとしているが、半島振興計画の作成に關して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【支援事例】 半島振興計画第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支援事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html
H28	303	01.土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方 に対する 規制緩和	離島振興計画第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興計画第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めるときはこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対してこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 【具体的な支援事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(8)】【総務省(10)】【厚生労働省(24)】【国土交通省(17)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (v) 地方公共団体の代表に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・療育手帳関係情報を情報連携の対象とする事については、提供側の地方公共団体の意見を把握しつつ、現場の事務が混乱しないよう、平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平29> 5【デジタル庁(6)】【厚生労働省(51)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 児童福祉法(昭22法164)による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務(別表2の初)等については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、療育手帳関係情報を追加する。</p>	<p>知的障害者及び知的障害児の判定等に関する事務において個人番号の利用が可能となること、情報連携によって障害児通所給付費等の支給等に関する事務において知的障害者及び知的障害児の判定等に関する情報の提供を受けることが可能となったことについて、厚生労働省から「療育手帳制度の実施について」の一部改正について(令和3年6月1日付障発0601第2号)を发出し、都道府県等に対して療育手帳の交付事務において個人番号の利用が可能となったことの周知を行った。 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務等について、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、療育手帳関係情報が追加された。</p>	<p>【厚生労働省】療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて(平成29年6月5日付)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知 【厚生労働省】全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料(平成29年1月20日) 【厚生労働省】身体障害者手帳及び療育手帳に関するマイナンバー情報連携について(令和2年3月9日障害保険福祉関係会議資料) 【厚生労働省】(資料)療育手帳関係情報に係る独自利用事務条例の制定について(令和2年2月21日付)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.htm#h28_29</p>	<p>デジタル庁 厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課</p>
<p>6【内閣府(8)】【総務省(10)】【国土交通省(17)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (v) 自治体中間サーバ・プラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置及び管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と当該機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を、「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)の」FAQに、平成28年度中に記載する。</p>					
<p>6【内閣府(8)】【総務省(10)】【厚生労働省(24)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iii) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務(別表2の初)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 (iv) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)による入院措置又は費用の徴収に関する事務(別表2の2)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、措置入院という制度の性質等を踏まえ、地方税法(昭25法226)上の守秘義務を解除した上で、当該事務を処理するために必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p>	<p><平29> 6【内閣府(8)】【総務省(8)】【厚生労働省(14)】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置(同法29条及び29条の2)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法31条)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づき守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。</p>	<p>【内閣府】【総務省】令和2年6月改版後のデータ標準・イアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和2年10月2日付)内閣府大臣官房番号制度担当室参事官・総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画課長)通知 【厚生労働省】「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等による措置入院患者の自己負担額の認定基準について(平成29年3月2日付)厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡 【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、療養及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成29年5月23日付)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡 【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、療養及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(令和元年5月23日付)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡 【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額認定基準の取扱いについて(令和元年5月23日付)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡 【厚生労働省】「精神保健法による措置入院患者の費用徴収額の取扱いについて」の廃止について(令和元年5月23日付)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.htm#h28_300</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 厚生労働省健康局結核感染症課</p>
<p>6【総務省(6)】【文部科学省(4)】【厚生労働省(16)】【農林水産省(10)】 【経済産業省(6)】【国土交通省(15)】【環境省(6)】 半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたりに行った計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。</p>					
<p>6【総務省(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】【農林水産省(5)】 【経済産業省(3)】【国土交通省(3)】【環境省(2)】 離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。</p>		<p>改正離島振興法の成立に伴う新たな離島振興計画策定について、時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事務の簡素化に資するため、以下の措置を講じた。 ・離島活性化交付金事業に係る事業の経過措置について改正離島振興法に規定された。 ・令和4年11月25日に開催した離島関係都道府県連絡会において、離島振興計画策定に関する説明を行った。 ・離島振興計画に記載する産業振興促進事項について、Q&A形式で周知した。</p>	<p>【国土交通省】離島振興法改正に係る離島関係都道府県連絡会資料 【国土交通省】産業振興促進事項Q&A</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.htm#h28_303</p>	<p>総務省地域力創造グループ地域振興室 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 厚生労働省大臣官房宗教施設企画・付政策統括室 農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課 経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課 国土交通省国土政策局離島振興課</p>